

世界文化遺産

富士山

包括的保存管理計画 (本冊)

2022年3月

文化庁 環境省 林野庁

山梨県 静岡県

富士吉田市 身延町 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町
富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合
鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合
静岡市 沼津市 三島市 富士宮市 富士市 御殿場市
裾野市 清水町 長泉町 小山町

富士山包括的保存管理計画（本冊）

目 次

第1章 包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等	1
1. 計画の目的	
2. 計画策定・改定の経緯	
3. 計画の構成・構造	
4. 個々の行政計画等との連携	
5. 計画の実施	
第2章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産	6
1. 顕著な普遍的価値の言明	
2. 構成資産	
(1) 構成資産の一覧	
(2) 『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づく構成資産の区分	
(3) 構成資産の範囲の設定	
(4) 浅間神社・胎内樹型の範囲の設定	
(5) 各構成資産の概要	
(6) 構成資産及び構成要素、それらに含まれる要素の総括表	
(7) 構成資産及び構成要素の相互の関係性・つながり	
第3章 資産及びその周辺環境の現状・課題	72
1. 資産及び周辺環境に共通する現状・課題	
(1) 開発・都市基盤施設の整備	
(2) 自然環境の変化	
(3) 自然災害	
(4) 来訪者及び観光	
(5) その他	
2. 『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」の現状・課題	
3. 『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」の現状・課題	
第4章 基本方針	91
1. 顕著な普遍的価値の保存管理	
2. 周辺環境との一体的な保全	
3. 整備・公開・活用の促進	
4. 体制の整備・運営	
5. 行動計画の策定・実施	
6. 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～	

第5章 顕著な普遍的価値の保存管理 93

1. 方向性
 - (1) 2つの側面に基づく顕著な普遍的価値の保存管理の実施
 - (2) 保存管理の方法の明示
 - (3) 保存管理の方法の実施に係る法令等の遵守
2. 方法
 - (1) 資産全体
 - (2) 登拝・巡礼の場
 - (3) 展望地点・展望景観
3. 法令等による保存管理
 - (1) 「登拝・巡礼の場」としての保存管理のために運用・実施すべき法令・計画
 - (2) 「展望地点・展望景観」としての保存管理のために運用・実施すべき法令・計画

第6章 周辺環境との一体的な保全 107

1. 方向性
 - (1) 地区区分に基づく周辺環境の保全
 - (2) 緩衝地帯
 - (3) 保全管理区域
2. 方法
 - (1) 緩衝地帯
 - (2) 保全管理区域

第7章 整備・公開・活用の促進 188

1. 方向性
 - (1) 構成資産間の関連性を考慮した顕著な普遍的価値に係る総合的な情報提供
 - (2) 国内外からの観光客の受け入れ態勢の整備
2. 方法
 - (1) 富士山の総合学術調査の充実
 - (2) 世界遺産センターの整備・活動
 - (3) 適切な公開・活用施設の機能強化
 - (4) 地域住民等への普及活動
 - (5) 国内外からの観光客への対応

第8章 体制の整備・運営 197

1. 方向性
2. 方法
 - (1) 包括的保存管理体制における各組織の機能
 - (2) 各構成員の役割
 - (3) 地域住民等との連携、住民参加の推進

1. 方向性

- (1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止
- (2) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備
- (3) 資産の公開・活用の推進

2. 方法

- (1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止
- (2) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備
- (3) 資産の公開・活用

3. 行動計画の総括表

1. 方向性

- (1) 影響要因・観察指標・周期、観察記録主体の特定
- (2) 負の影響を予防・軽減・防止するための対策の立案・実施

2. 方法

- (1) 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標
- (2) 「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標
- (3) 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標

第1章 包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等

本章においては、包括的保存管理計画(以下「計画」という。)の冒頭として、計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造、個々の行政計画等との連携、計画の実施時期についてまとめる。

1. 計画の目的

世界遺産一覧表に記載された「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」(以下「資産」という。)は、富士山信仰の対象となった富士山域をはじめ、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地である風穴¹・溶岩樹型²・湖沼・湧水地・滝・海浜、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった展望地点及びそこから展望景観の範囲により構成される。これらの範囲を含む富士山の山麓の区域は長く人々の暮らしや生業^{なりわい}の場となり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として利用されてきた歴史を持つ。

このような性質を持つ資産の顕著な普遍的価値を次世代へと継承するためには、複数の部分から成る資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、観光・レクリエーションに対する社会的要請と顕著な普遍的価値の側面を成す「神聖さ」・「美しさ」の維持との融合を図る「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)³」としての管理手法を反映した保存・活用の基本方針・方法等を定めることが必要である。そのため、資産のみならず、その周辺環境を対象として、本計画を策定する。

2. 計画策定・改定の経緯

(1) 策定の経緯

文化庁・環境省・林野庁、山梨県・静岡県、富士吉田市・身延町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・静岡市・沼津市・三島市・富士宮市・富士市・御殿場市・裾野市・清水町・長泉町・小山町が、地元関係者等の意見の集約を行いつつ、学識経験者から成る山梨県学術委員会、静岡県学術委員会、二県学術委員会及び各委員会の下に設置された山梨県保存管理計画策定協力者会議、静岡県保存管理計画協力者部会、包括的保存管理計画検討部会による審議を経て、2012年(平成24年)1月に「世界遺産一覧表への記載推薦に係る富士山包括的保存管理計画」を策定した(2012年(平成24年)版)。策定した計画は、2012年(平成24年)1月にユネスコ世界遺産センター宛てに提出した世界遺産一覧表記載のための推薦書に付属資料として添付した。

(2) 改定の経緯

2013年(平成25年)6月の世界遺産一覧表への記載に当たり、ユネスコ世界遺産委員会は、資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として管理するために、管理の方法・体系(システム)を運営可能な状態にするよう勧告した。

そのため、2013年(平成25年)イコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418)及

¹ 風穴;風穴は、一般的に空気循環を伴う洞穴を指す。特に、富士山における風穴は溶岩を成因とし、溶岩の表面のみが固化した後、内部の溶岩が流出することによって形成されたもの、溶岩流内部にガスがたまり空洞ができることによって形成されたものなどがある。風穴については、構成資産23の記述を参照されたい。

² 溶岩樹型;溶岩樹型は、溶岩が流れ下る際に樹木を取り込んで固化し、燃え尽きた樹幹の跡が空洞として遺存した洞穴である。溶岩樹型については、構成資産21・22の記述を参照されたい。

³ ひとつの文化的景観(a cultural landscape);世界遺産委員会の勧告の冒頭に言及する”a cultural landscape”は”an entity”と対を成していることから、双方の不定冠詞”a”の訳語には共通して日本語の「ひとつの」という修飾語を付すこととする。ただし、”a cultural landscape”の場合には、「ひとつの」は「一体」と同義である。

び第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)¹の内容等を踏まえ、2014年(平成26年)12月に富士山世界文化遺産協議会が採択したビジョン・各種戦略の内容にも十分留意し、富士山の保存管理の一層の推進を図る観点から、富士山世界文化遺産学術委員会からの助言を受けつつ、富士山世界文化遺産協議会及び同協議会作業部会における協議を経て、2016年(平成28年)1月に計画の改定を行った(2016年(平成28年)版)。

また、「第9章 行動計画の策定・実施」に示した事業の進捗状況等を踏まえ、2020年(令和2年)8月に計画の改定を行った(2020年(令和2年)版)。さらに、2021年(令和3年)4月に運用を開始した「世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル」(以下「遺産影響評価マニュアル」という。)による遺産影響評価の実施手法等を追加するための改定を行った。

以下、本書では特に理由がない限り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。

3. 計画の構成・構造

本計画は図1に示すような構成・構造を持ち、各章の内容については以下に示すとおりである。

第1章では、計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等について述べる。

第2章では、資産の顕著な普遍的価値について言明し、『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の両側面から再整理を行う。また、顕著な普遍的価値に対する構成資産及び構成要素の位置付け、それらの概要についてまとめるとともに、現時点の調査・研究成果に基づき、「ひとつの存在(an entity)」としての観点から構成資産及び構成要素間の関係性・つながり(relationship)を示す。

第3章では、資産及びその周辺環境の現状について把握し、「ひとつの存在(an entity)」及び「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の観点から解決すべき課題の整理を行う。

第4章では、第2章及び第3章を踏まえ、本計画の6つの基本方針を定める。

第5章では、第4章において基本方針の第1に掲げた「顕著な普遍的価値の保存管理」を確実に行うために、『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」及び『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」の2つの観点から、「ひとつの存在(an entity)」として、また「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」としての一体的な保存管理の方向性を明示する。さらに、これらの2つの側面・観点に基づき構成資産及び構成要素を区分し、個々の構成資産の保存管理の方法を示すとともに、第3章で整理した課題を解決するための施策についても明示する。同時に、資産の保存管理の方法・施策を実施する上で適正な運用・実施が必要とされる法令及び各種計画について整理を行う。

第6章では、基本方針の第2に掲げた「周辺環境との一体的な保全」に基づき、資産の周辺環境を「緩衝地帯」及び「保全管理区域」に区分し、各々の地区における保全の方法及び施策について明示する。また、顕著な普遍的価値の側面を成す「神聖さ」・「美しさ」の維持と観光・レクリエーションに対する社会的要請とを融合(fusion)させ、構成資産のみならず、緩衝地帯を含め、両者間の相反する課題を調和的に解決していくために、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の管理手法を用いた保全の方法及び施策も明示する。さらに、保全の方法・施策を実施する上で適正な運用・実施が必要とされる法令・制度及び各種計画について整理する。

第7章では、基本方針の第3に掲げた「整備・公開・活用の促進」を図る上での方向性及び具体的な施策について示す。

第8章では、本計画を円滑に実施する観点から、基本方針の第4に掲げた「体制の整備・運営」の在り方に

¹ 第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)；決議については、その全文を第2章第1項及び分冊3に示した。

ついて示す。

第9章では、基本方針の第5に掲げた将来にわたって実施すべき具体的な「行動計画」について明示する。

第10章では、基本方針の第6に掲げた「資産への影響及び施策の評価」のために、経過観察の指標を特定するとともに、実施の周期・主体等を明示する。

本計画は、上記の10章から成る「本冊」を中心として、資産の保護の根拠となる文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画の概要をまとめた「分冊1」及び資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準を示した「分冊2」、2013年(平成25年)のイコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418)、第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)、第40回世界遺産委員会決議(40.COM 7B.39)及び第43回世界遺産委員会決議(43.COM 7B.66)を示した「分冊3」、富士山の保存管理をいっそう推進する観点から策定した「ビジョン・各種戦略」を示した「分冊4」、遺産影響評価の実施手法等を規定した「遺産影響評価マニュアル」を示した「分冊5」から成る。

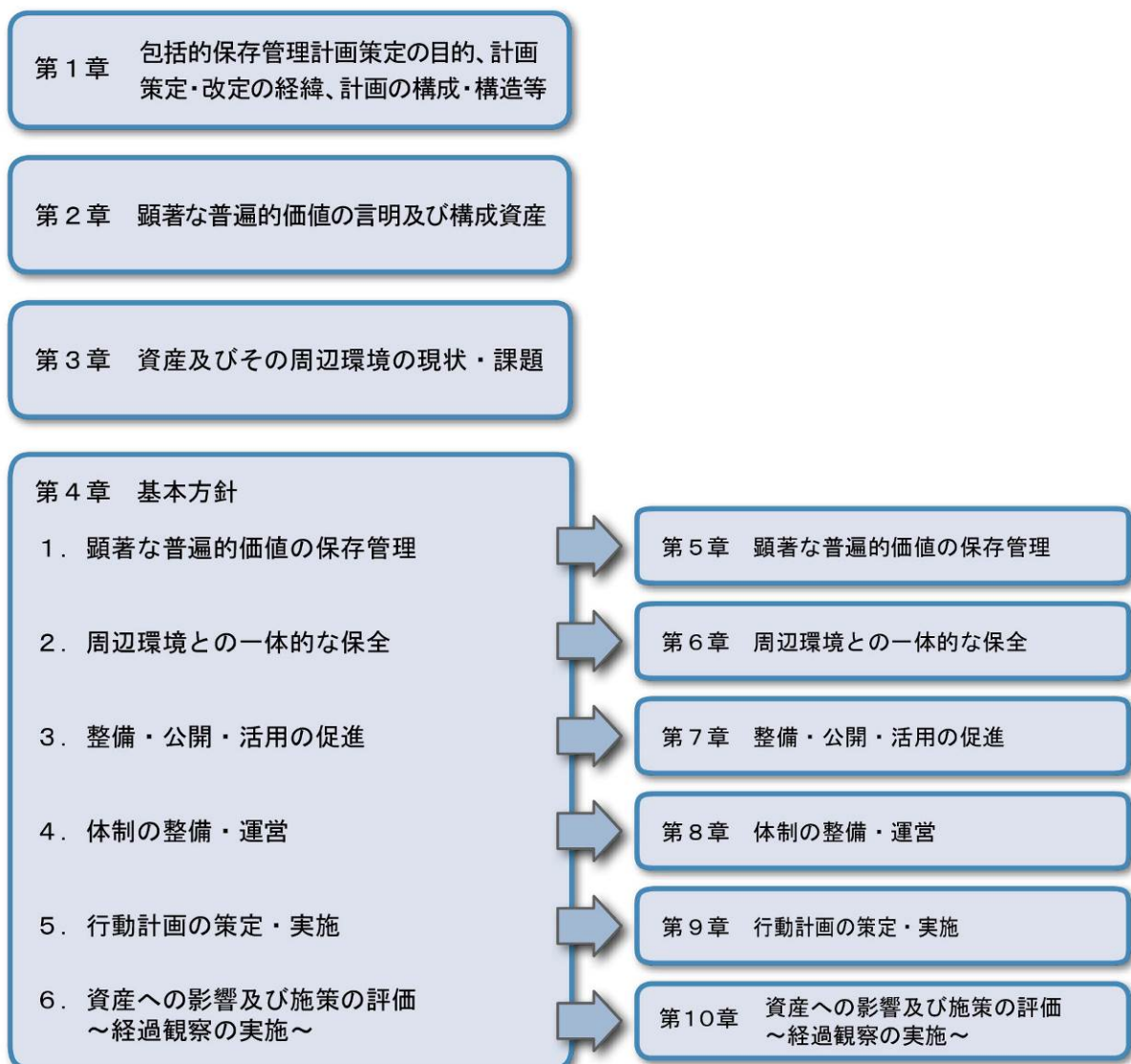


図1 包括的保存管理計画(本冊)の構造

4. 個々の行政計画等との連携

本計画の策定に当たっては、資産の顕著な普遍的価値の保存管理の根拠となる文化財保護法、自然公園

法、国有林野の管理経営に関する法律、それらと緊密な関係の下に定められた個別の計画を中心として、資産の周辺環境の保全の根拠となる法令又は各種制度等との整合性をも十分考慮した。

本計画と各法令・制度等との関係については、図2に示すとおりである。また、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画の名称一覧については、表1に示すとおりである。また、個別の計画の概要については、本書の分冊1として取りまとめた。

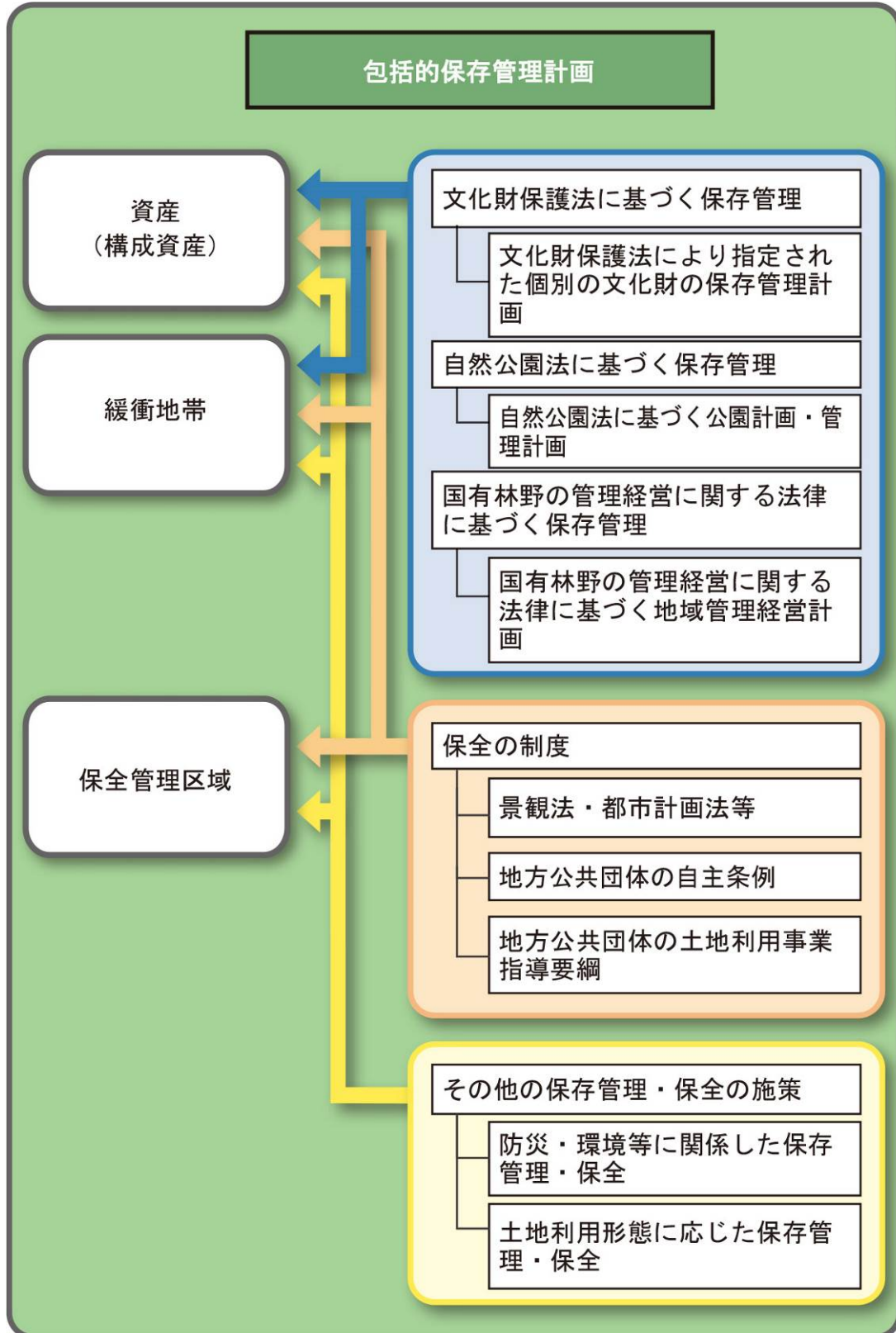


図2 包括的保存管理計画と法令・制度等との関係

表1 文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に関連する計画

計画名称	策定主体	策定年等
① 文化財保護法関係		
特別名勝富士山保存管理計画	山梨県	2006(平成18)年3月改定
特別名勝富士山保存管理計画	静岡県	2006(平成18)年10月策定
史跡富士山保存管理計画	山梨県	2012(平成24)年1月策定
史跡富士山保存管理計画	静岡県	2012(平成24)年1月策定
重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画	富士吉田市	2010(平成22)年3月策定
特別天然記念物湧玉池保存管理計画	静岡県	2009(平成21)年3月策定
重要文化財富士御室浅間神社本殿保存活用計画	富士河口湖町	2010(平成22)年3月策定
名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)保存管理計画	富士河口湖町	2012(平成24)年1月策定
名勝富士五湖(本栖湖)保存管理計画	山梨県	2012(平成24)年1月策定
重要文化財(建造物)旧外川家住宅保存活用計画	富士吉田市	2020(令和2)年2月改定
重要文化財小佐野家住宅保存活用計画	富士吉田市	2012(平成24)年1月改定
名勝富士五湖(山中湖)保存管理計画	山中湖村	2012(平成24)年1月策定
天然記念物「忍野八海」保存管理計画	忍野村	2011(平成23)年3月策定
富士河口湖町内国指定天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画	富士河口湖町	2010(平成22)年3月策定
天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画	富士吉田市	2010(平成22)年3月策定
名勝及び天然記念物白糸ノ滝第二次保存管理計画	富士宮市	2010(平成22)年3月改定
名勝三保松原保存管理計画	静岡市	2011(平成23)年3月改定
② 自然公園法関係		
富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	環境省	2018(平成30)年3月改定
富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	環境省	2000(平成12)年1月策定
③ 国有林野の管理経営に関する法律関係		
山梨東部森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2019(平成31)年3月策定
富士森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2016(平成28)年3月策定

5. 計画の実施

包括的保存管理計画は2016年(平成28年)1月に改定され、既に実施されている本計画は、2020年(令和2年)8月から実効している。

第9章に示す保存管理・保全のための事業の進捗・効果及び第10章に示す経過観察を通じて把握する現状・課題の変化等の状況に対応するために、概ね5年ごと(長期区分の2年目)に本計画の見直しを行い、改定を行う。

第2章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産

本章においては、資産が持つ顕著な普遍的価値について整理し、構成資産及び構成要素の位置付け、概要についてまとめる。

第1節では、2013年(平成25年)6月の第37回世界遺産委員会において採択された顕著な普遍的価値の言明を示す。第2節(1)において顕著な普遍的価値を表す構成資産及び構成要素の一覧を示し、(2)では顕著な普遍的価値の言明を踏まえ、構成資産及び構成要素を『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から再整理する。(3)では、顕著な普遍的価値を表す構成資産及び構成要素の範囲の設定について示すこととする。また、(4)では、浅間神社・胎内樹型の範囲の設定について示し、(5)で、各構成資産及び構成要素の位置付け、概要について記述し、(6)で、各構成資産及び構成要素、両者に含まれる要素を総括する。最後に、第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)において、25の構成資産及び9つの構成要素から成る世界遺産富士山を「ひとつの存在(an entity)として管理するよう勧告されたことを受け、(7)で、構成資産及び構成要素の相互の関係性・つながりについて記述する。

1. 顕著な普遍的価値の言明

2013年(平成25年)6月の第37回世界遺産委員会の決議文に示された顕著な普遍的価値の言明については以下のとおりである。

決議 37 COM 8B. 29

世界遺産委員会は、

1. 文書 WHC-13/37.COM/8B、WHC-13/37.COM/INF.8B1、及び WHC-13/37.COM/INF.8B4を審査した結果、
2. 評価基準(iii)、(vi)の下に「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」を世界遺産一覧表に記載し、
3. 以下の顕著な普遍的価値の言明を採択する。

摘要

独立し、時に雪を頂く富士山は、集落や樹林に縁取られた海、湖沼から立ち上がり、芸術家や詩人に靈感を与えるとともに、何世紀にもわたり巡礼の対象となってきた。富士山は、東京の南西約100kmに位置する標高3,776mの独立成層火山である。南麓のふもとは駿河湾の海岸線に及ぶ。

富士山の荘厳な形姿と間欠する火山活動が呼び起こす畏怖の念は、神道と仏教、人間と自然、登山道・神社・御師住宅に様式化された山頂への登頂と下山による象徴化された死と再生を結びつける宗教的実践へと変容した。そして、ほぼ完全に頂上が雪に覆われた富士山の円錐形の形姿が、19世紀初頭の画家に対して、靈感を与え、絵画を製作させ、それが文化の違いを超え、富士山を世界的に著名にし、さらには西洋芸術に重大な影響をもたらした。

古来、長い杖を持った巡礼者が山麓の浅間神社の境内から出発し、神道の神である浅間大神¹の居処とされた頂上の噴火口へと達した。頂上では、彼らは「お鉢めぐり²」(「鉢の周りを巡る」と書く。)と呼ぶ修行³を行

¹ 浅間大神; 繰り返す噴火を鎮めるために、8世紀後半以降、富士山そのもの又は富士山に鎮座する神を浅間大神として祀った。特に18世紀から19世紀前半にかけて富士講が流行すると、その信者の多くは木花開耶姫を浅間大神の化身又は富士山の祭神と見做した。

² お鉢めぐり; 山頂の火口壁に沿って聳えるいくつかの小高い頂部(剣ヶ峰、三島ヶ嶽、駒ヶ岳、浅間岳、成就岳、伊豆岳、大日岳、久須志岳、白山岳)を仏教の曼荼羅に描く仏の世界に擬して巡拝する行為である。

³ 修行; 日本の山岳信仰における修行は、一般的に霊山の山中に籠り、瞑想を行うこと、肉体的苦痛又は危険を伴う行為を行うこ

い、噴火口の壁に沿って巡り歩いた。巡礼者には2つの類型、山岳修験者に導かれた人々と、より多かったのが17世紀以降、繁栄と安定の時代であった江戸時代に盛んとなった富士講に所属した人々、があった。

18世紀以降に巡礼がさらに大衆化したことから、巡礼者の支度を支援するための組織が設けられ、登山道が拓かれ、山小屋が準備され、神社や仏教施設が建てられた。噴火の後の溶岩流により形成された山麓の奇妙な自然の火山地形は神聖な場所として崇拝されるようになり、湖沼や湧水地は巡礼者により登山に先だって身を清める冷水潔斎の「水垢離」のために使われた。富士五湖を含む8つの湖を巡る修行である「八海廻り」は、多くの富士講信者の間における儀式となった。巡礼者は、3つの区域として彼らがとらえた場所、すなわち、山麓の草地の区域、その上の森林の区域、そしてさらに上方の頂上の焼け焦げた草木のない区域から成る3つの区域を通過して山に登った。

14世紀以降、芸術家は多くの富士山の絵を製作した。17世紀から19世紀にかけての時代には、富士山の形姿が絵画のみならず文学、庭園、その他の工芸品においても重要なモチーフとなった。特に「富嶽三十六景」などの葛飾北斎の木版画は19世紀の西洋芸術に重大な影響を与え、富士山の形姿を「東洋」の日本の象徴として広く知らしめた。

連続性を持つ資産(シリアルプロパティ)は、山頂部の区域、それより下の斜面やふもとに広がる神社、御師住宅、湧水地や滝、溶岩樹型、海浜の松原から成る崇拝対象の一群の関連自然事象により構成される。それらはともに富士山に対する宗教的崇拝の類い希なる証拠を形成しており、画家により描かれたその美しさが西洋芸術の発展にもたらした重大な影響の在り方を表す上で、その荘厳な形姿を十分に網羅している。

評価基準(iii)

独立成層火山としての荘厳な富士山の形姿は、間欠的に繰り返す火山活動により形成されたものであり、古代から今日に至るまで山岳信仰の伝統に息吹を与えてきた。山頂への登拝¹と山麓の霊地への巡礼を通じて、巡礼者はそこを居処とする神仏の神聖な力が我が身に吹き込まれることを願った。これらの宗教的関連性は、その完全な形姿としての展望を描いた無数の芸術作品を生み出すきっかけとなった富士山への深い憧憬、その恵みへの感謝、自然環境との共生を重視する伝統と結び付いた。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿への崇敬を基軸とする生きた文化的伝統の類い希なる証拠である。

評価基準(vi)

湖や海から立ち上がる独立成層火山としての富士山のイメージは、古来、詩・散文その他の芸術作品にとって、創造的感性の源泉であり続けた。とりわけ19世紀初頭の葛飾北斎や歌川広重による浮世絵に描かれた富士山の絵は、西洋の芸術の発展に顕著な衝撃をもたらした。今なお高く評価されている富士山の荘厳な形姿を世界中に知らしめた。

完全性

資産群は、富士山の荘厳さとその精神的・芸術的な関連性を表す上で必要とされる構成資産・構成要素のすべてを含んでいる。しかしながら、山麓部における開発のために、巡礼者の道と巡礼者を支援する神社・御師住宅を容易には認知できない。連続性のある資産(シリアルプロパティ)は現段階では一体のもの

とを指す。特に富士山信仰においては、これらに加え、「登拝」が重要なものとして位置づけられた。また、富士講の開祖とされる長谷川角行は、風穴内において1,000日間の立行を行い、さらに、心身を清めるために富士山周辺の湖沼・滝を巡り、水行を行ったと伝えられる。富士講信者は角行に倣って湖沼・滝を巡り水行を行った。

¹ 登拝; 浅間大神(6ページの脚注を参照されたい。)の居処とされた富士山の火口部を目指し、山麓の浅間神社境内から金剛杖を突いて一步一步登る行為を指す。頂上では、火口壁に沿って頂部を巡拝する「お鉢めぐり」(6ページの脚注を参照されたい。)を行うこととされていた。

して明確に提示されておらず、個々の構成資産が本質的にどのように資産全体に貢献しているのかを明確に理解させるようになっていない。構成資産間の相互の関係性が強化されるべきであり、全体の集合としての価値や巡礼に関連する種々の部分の機能が、より理解されやすくなるような情報提供を行うことが必要である。

精神性に係る完全性の観点においては、夏季の2ヶ月間におけるかなり多数の巡礼者による圧力と、山小屋や山小屋への供給のためのトラクター道及び落石から道を防護するための巨大な防御壁などの巡礼者を支援するインフラによる圧力が、富士山の神聖な雰囲気や阻害する方向に作用している。富士五湖、特に2つのより大きな湖沼である山中湖及び河口湖は、観光及び開発からの増大する圧力に直面しており、湧水地もまた低層建築の開発からの危機に直面している。

真実性

一群の資産が全体としてその神聖さ及び美しさの価値を伝達できるかどうかという点について、現段階では、個々の構成資産が相互にそして富士山の全体との関係で個々の意味を提示するという点で、限定的である。構成資産は、全体へとより良く統合されるべきであり、神社、御師住宅、巡礼路の相互の関係性は明確に示されるべきである。

個々の資産の真実性に関し、上方の登山道、神社、御師住宅に関連する物理的な属性は無傷である。定期的に行う神社の改築は生きた伝統である。伊勢神宮は20年周期で再建されるが、富士山に関連するいくつかの神社(又はいくつかの神社の部分)は60年周期で再建される。このことは、真実性が、それらの構成資産の年代よりはむしろ、位置・意匠・材料・機能に基づくことを意味する。しかしながら、いくつかの構成資産の場所・環境は、富士五湖、湧水地、滝、海浜の松原の間のそのように、構成資産間の相互の視認性を阻害する開発により損なわれている。

管理及び保護の要請事項

資産の様々な部分は公式に重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物として指定されているほか、国立公園にも指定されている。山頂の全体的な景観は富士箱根伊豆国立公園の一部に指定されており、そこには溶岩樹型、山中湖、河口湖を含んでいる。ほとんどの構成資産は、登山道、神社、湖、山頂を含め、過去2年以内に国により重要文化財、史跡、名勝として保護された。村山浅間神社、富士浅間神社(須走浅間神社)及び忍野八海は2012年(平成24年)9月に保護された。

緩衝地帯については、景観法及び土地利用計画規則(ガイドライン)(及び複数の関連法令)により保護されている。すべての構成資産とその緩衝地帯は、2016年(平成28年)頃には景観計画により包括されることとなっている。これらの景観計画は、市町村が開発規制を実施する枠組みを規定している。

強化が必要とされるのは、実施中の各種措置が構成資産に負の影響を及ぼす可能性のある建築物の大きさ・位置に係る規制の方法である。原則として、それらは(色彩・意匠・形態・高さ・材料、場合により大きさにおいて)調和の取れた開発の必要性に関係している。しかしながら、最も厳しい規制は基本的に色彩と高さに関するものであるように見受けられる。建築物の大きさや特に山のふもとのホテルを含む建築物の敷地計画について、さらに厳しい規制が必要である。

山梨・静岡の2県及び関係の市町村は、資産の包括的管理システムを構築するために、富士山世界文化遺産協議会を設置した。これらの自治体は、日本の文化財・文化遺産の保存・管理を所管する文化庁、環境省、林野庁などの主たる国の機関とも連携協力して取り組みを進めている。この協議会は、富士山の調査研究・保存・管理のための専門家の(富士山世界文化遺産)学術委員会の助言を受けている。

「富士山包括的保存管理計画」は2012年(平成24年)1月に策定された。この管理計画の目的は地域住

民を含むすべての団体の諸活動を調整することにある。この計画は、資産全体だけでなく個々の構成資産の保存・管理・維持・活用の手法を定めるとともに、国及び地方公共団体、その他の関係諸団体が担うべき個々の役割について定めている。さらに、自然公園法に基づく公園計画及び国有林野の管理経営に関する法律に基づく森林管理計画により重要な展望地点からの視覚的な景観の管理手法が定められている。

資産は、一方でアクセスと行楽、他方で神聖さ・美しさという特質の維持という相反する要請にさらされている。資産についてのヴィジョンが2014年(平成26年)末までに採択される予定であり、ヴィジョンでは、この必要とされる融合を促進するとともに、構成資産・構成要素間の関係性を描き出し、構成資産・構成要素が富士山とのつながりを強調するひとつの文化的景観として、どのように全体として管理され得るのかを示すための手法が定められることになる。このヴィジョンにおいては、ひとつの文化的景観としての資産の管理の在り方を包括するとともに、2016年(平成28年)末頃までに行われる管理計画の改定を予告することとなっている。

上方の登山道については、道を安定させ、来訪者及び水流が引き起こす流亡を管理し、供給物資及びエネルギーの配送を管理するため、登山道とそれに関連する山小屋の全体保全手法が必要である。

富士山世界文化遺産協議会は、2014年(平成26年)末までに「来訪者管理戦略」を策定する予定である。酷使されている上方の登山道の収容力や駐車場、公益施設群及び視覚上の混乱についての決定と、来訪者が推薦資産の首尾一貫性とそれらの関連性をどのように認知できるようにするのかについての決定を行う上での基礎として、来訪者管理戦略は必要である。これは、巡礼路との関係が不明確な山麓部の構成資産群にとって特に重要である。情報提供戦略は2014年(平成26年)末頃に採択される予定である。

4. 締約国が、以下の点につき、資産をひとつの存在(an entity)として、またひとつの文化的景観(a cultural landscape)として、管理するための管理システムを実施可能な状態にするよう勧告する。

- a) アクセスや行楽の提供と神聖さ・美しさという特質の維持という相反する要請に関連して、資産の全体構想(ヴィジョン)を定めること
- b) 神社・御師住宅及びそれらと上方の登山道との関係に関して、山麓の巡礼路の経路を描き出す(特定)し、(それらの経路が)どのように認識、理解されるかを検討する
- c) 上方の登山道の収容力を研究し、その成果に基づき来訪者管理戦略を策定すること
- d) 上方の登山道及びそれらに関連する山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めること
- e) 来訪者施設(ビジターセンター)の整備及び個々の資産における説明の指針として、情報提供を行うために、構成資産のひとつひとつが資産全体の一部として、山の上方及び下方(山麓)における巡礼路全体の一部として、認知・理解され得るかについて知らせるための情報提供戦略を策定すること
- f) 景観の神聖さ及び美しさの各側面を反映するために、経過観察指標を強化すること

5. 2016年(平成28年)の第40回世界遺産委員会において審査できるように、締約国に対して2016年(平成28年)2月1日までに世界遺産センターに保全状況報告書を提出するよう要請する。報告書では、ひとつの文化的景観の手法を反映した資産の全体構想(ヴィジョン)、来訪者戦略、登山道の保全手法、情報提供戦略、危機管理戦略の進展状況を示すとともに、管理計画の全面的な改定を示す。これらの手法に関してイコモスに助言を求めるよう締約国に推奨する。

第37回世界遺産委員会決議においては、顕著な普遍的価値を評価基準(iii)と(vi)の下に『信仰の対象』と『芸術の源泉』の2つの側面から捉えている。このことを図3に模式的に示す。

また、2014(平成26)年12月に、富士山世界文化遺産協議会が採択したヴィジョン・各種戦略と本計画との関係性を図4に示す。

包括的保存管理計画

○新たな観点（文化的景観としての管理）を追加

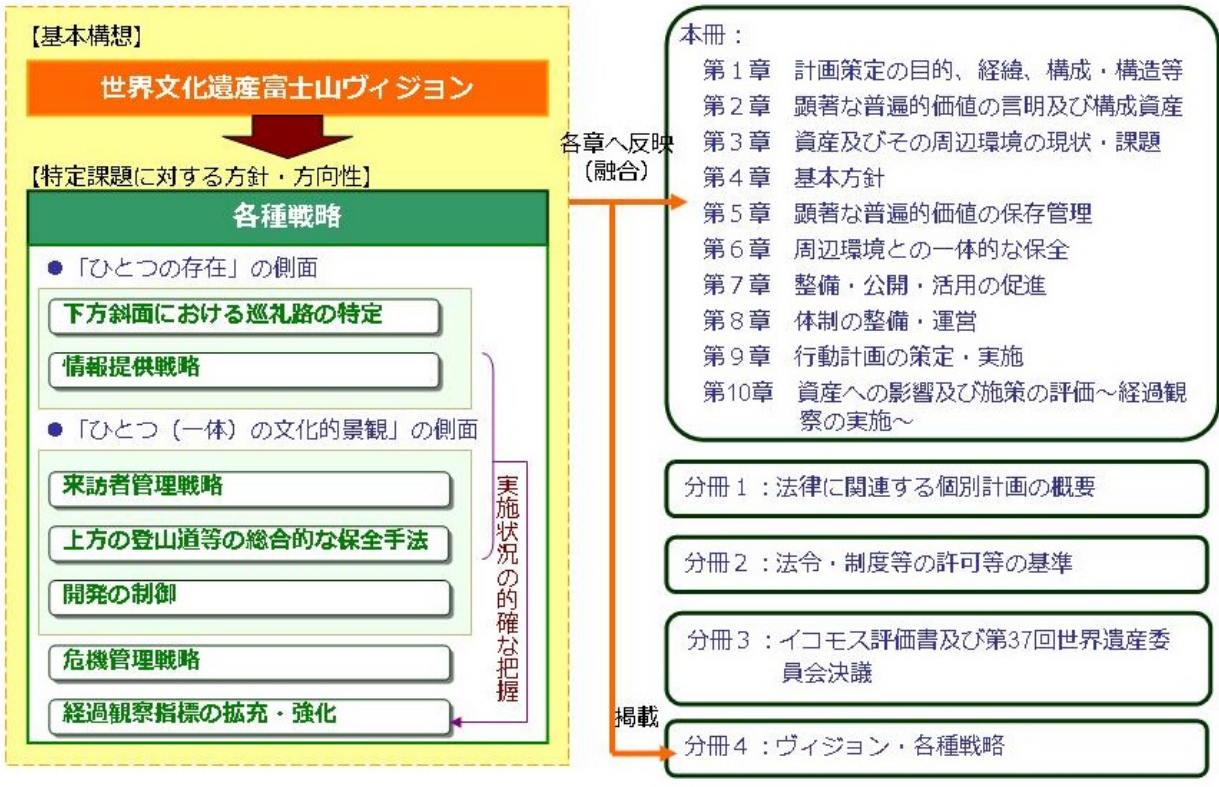


図4 本計画とビジョン・各種戦略の関係

2. 構成資産

(1) 構成資産の一覧

富士山の顕著な普遍的価値は 25 の構成資産により表され、さらに構成資産1の「富士山城」には9つの構成要素(1-1～1-9)が含まれる。これらの一群の構成資産及び構成要素は、富士山が持つ『信仰の対象』又は『芸術の源泉』のいずれかの性質を満たしている。構成資産及び構成要素、それらの所在地、面積、緩衝地帯の面積については表2に、構成資産及び緩衝地帯の面積に加えて保全管理区域の面積については表3に、それぞれ示すとおりである。加えて、それらの分布については、図5～図9に示すとおりである。

また、構成資産及び構成要素を富士山が持つ2つの性質に基づき分類すると、表4のようになる。

富士山は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(以下「条約」という。)の第1条及び『世界遺産条約履行のための作業指針』(以下『作業指針』という。)第45項に定める「遺跡(site)」に該当する。ただし、構成資産のうち、北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)、富士山本宮浅間大社(構成資産 2)、富士御室浅間神社(構成資産 8)の社殿については、条約第1条及び『作業指針』第45項に定める「記念工作物(monument)」としての性質を持ち、2件の御師住宅(構成資産 9, 10)を構成する一群の建造物については、「建造物群(a group of buildings)」としての性質を持っている。

表2 構成資産及び構成要素の所在地とその面積及び緩衝地帯の面積

NO	構成資産(1～25) 構成要素(1-1～1-9)	所在地	緯度	経度	構成資産の 面積(ha)	緩衝地帯の 面積(ha)	
1	富士山城	山梨県(富士吉田市・ 身延町・鳴沢村・富士 河口湖町) 静岡県(富士宮市・富 士市・裾野市・御殿場 市・小山町)	N35° 21' 39"	E138° 43' 39"	19,311.9	49,375.7	
	1-1	山頂の信仰遺跡群					山梨県・静岡県 ¹
	1-2	大宮・村山口登山 道(現在の富士宮 口登山道)					静岡県富士宮市
	1-3	須山口登山道 (現在の御殿場口 登山道)					静岡県御殿場市
	1-4	須走口登山道					静岡県小山町
	1-5	吉田口登山道					山梨県富士吉田市・ 富士河口湖町
	1-6	北口本宮富士浅 間神社					山梨県富士吉田市

¹ 山梨県・静岡県; 山梨県と静岡県との県境については、富士山東面の標高約 1,800mの地点から、山頂部の火口壁西側までの区間が未確定の状態にある。

表2 構成資産及び構成要素の所在地とその面積及び緩衝地帯の面積

NO	構成資産(1~25)		所在地	緯度	経度	構成資産の 面積(ha)	緩衝地帯の 面積(ha)
	構成要素(1-1~1-9)						
	1-7	西湖	山梨県富士河口湖町				
	1-8	精進湖	山梨県富士河口湖町				
	1-9	本栖湖	山梨県身延町・富士 河口湖町				
2	富士山本宮浅間大社		静岡県富士宮市	N35° 13' 39"	E138° 36' 36"	4.8	
3	山宮浅間神社		静岡県富士宮市	N35° 16' 16"	E138° 38' 13"	0.5	
4	村山浅間神社		静岡県富士宮市	N35° 15' 41"	E138° 39' 59"	3.6	
5	須山浅間神社		静岡県裾野市	N35° 15' 16"	E138° 50' 56"	0.9	
6	富士浅間神社(須走浅間神社)		静岡県小山町	N35° 21' 45"	E139° 51' 48"	1.8	
7	河口浅間神社		山梨県富士河口湖町	N35° 31' 57"	E138° 46' 29"	1.6	
8	富士御室浅間神社		山梨県富士河口湖町	N35° 30' 45"	E138° 44' 43"	2.6	
9	御師住宅(旧外川家住宅)		山梨県富士吉田市	N35° 28' 48"	E138° 47' 45"	0.1	
10	御師住宅(小佐野家住宅)		山梨県富士吉田市	N35° 28' 34"	E138° 47' 38"	0.1	
11	山中湖		山梨県山中湖村	N35° 25' 16"	E138° 52' 32"	698.1	
12	河口湖		山梨県富士河口湖町	N35° 30' 47"	E138° 44' 48"	592.8	
13	忍野八海(出口池)		山梨県忍野村	N35° 27' 13"	E138° 50' 12"	0.048	
14	忍野八海(お釜池)		山梨県忍野村	N35° 27' 34"	E138° 49' 53"	0.002	
15	忍野八海(底抜池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 54"	0.006	
16	忍野八海(銚子池)		山梨県忍野村	N35° 27' 35"	E138° 49' 56"	0.005	
17	忍野八海(湧池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 58"	0.078	
18	忍野八海(濁池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 56"	0.031	
19	忍野八海(鏡池)		山梨県忍野村	N35° 27' 39"	E138° 49' 59"	0.014	
20	忍野八海(菖蒲池)		山梨県忍野村	N35° 27' 41"	E138° 50' 03"	0.042	
21	船津胎内樹型		山梨県富士河口湖町	N35° 27' 10"	E138° 45' 15"	8.2	
22	吉田胎内樹型		山梨県富士吉田市	N35° 26' 54"	E138° 45' 37"	5.8	
23	人穴富士講遺跡		静岡県富士宮市	N35° 21' 42"	E138° 35' 29"	2.8	
24	白糸ノ滝		静岡県富士宮市	N35° 18' 47"	E138° 35' 14"	1.8	
25	三保松原		静岡県静岡市	N34° 59' 37"	E138° 31' 22"	64.4	252.0
計	—		—	—	—	20,702.1	49,627.7

表3 構成資産・緩衝地帯・保全管理区域の各面積

構成資産の面積(ha)	緩衝地帯の面積(ha)	保全管理区域の面積(ha)
20,702.1	49,627.7	20,291.5

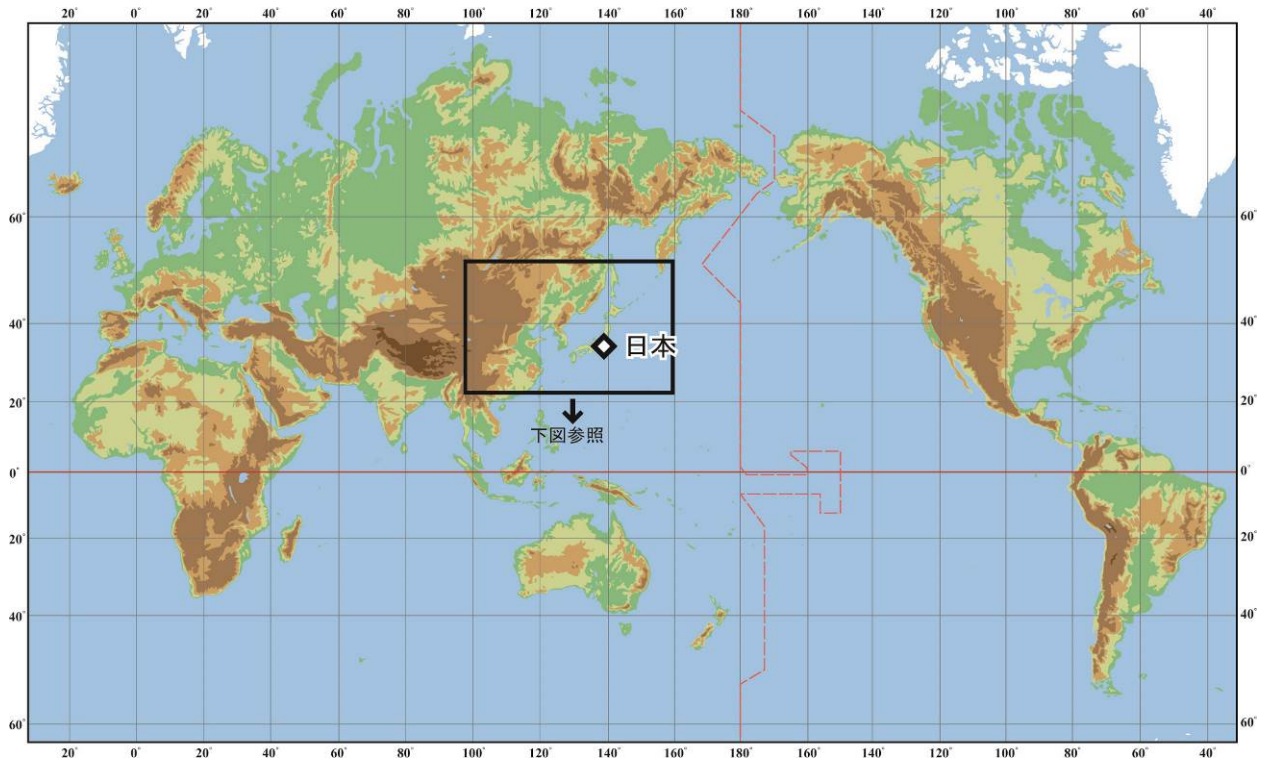


図5 世界における位置図

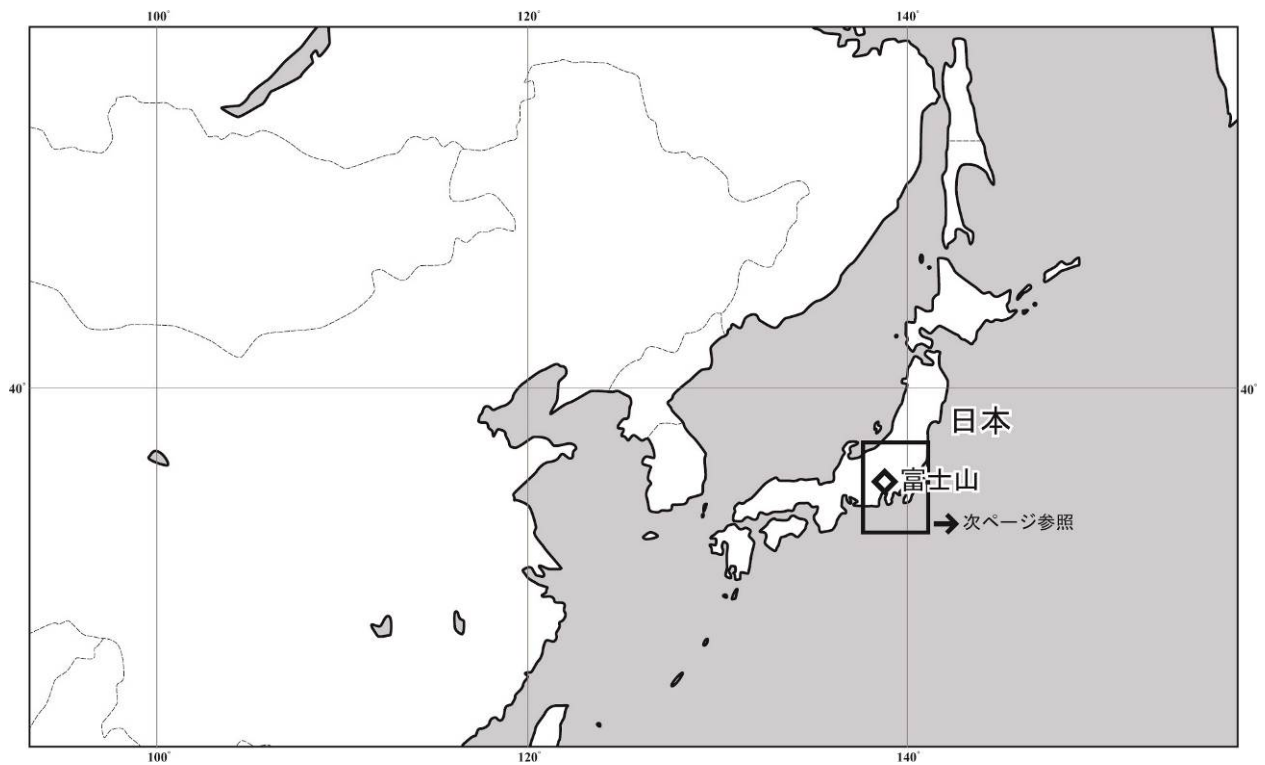
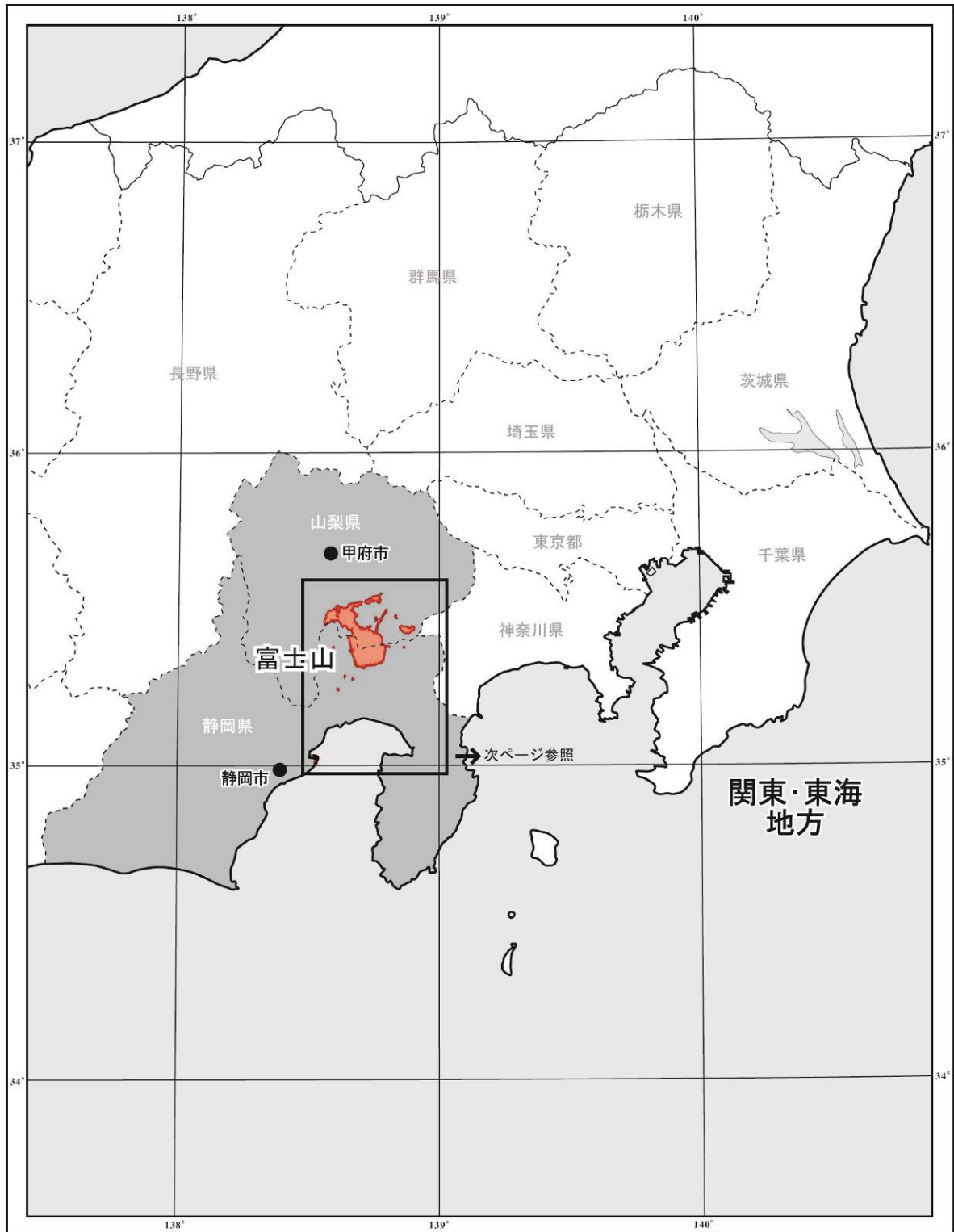


図6 東アジアにおける位置図



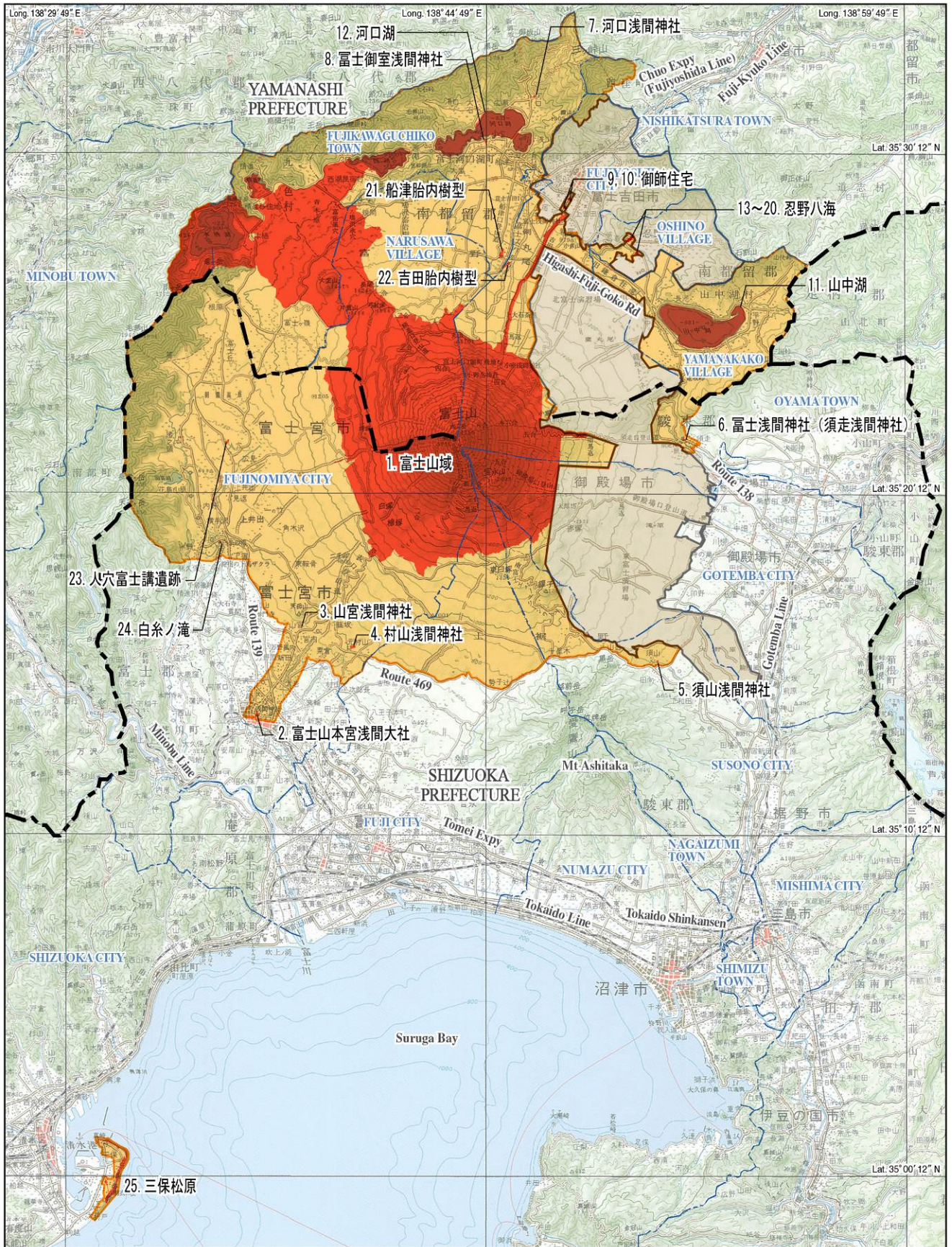
凡例

資産範囲

SCALE 1:2,000,000



図7 関東・東海地方における位置図



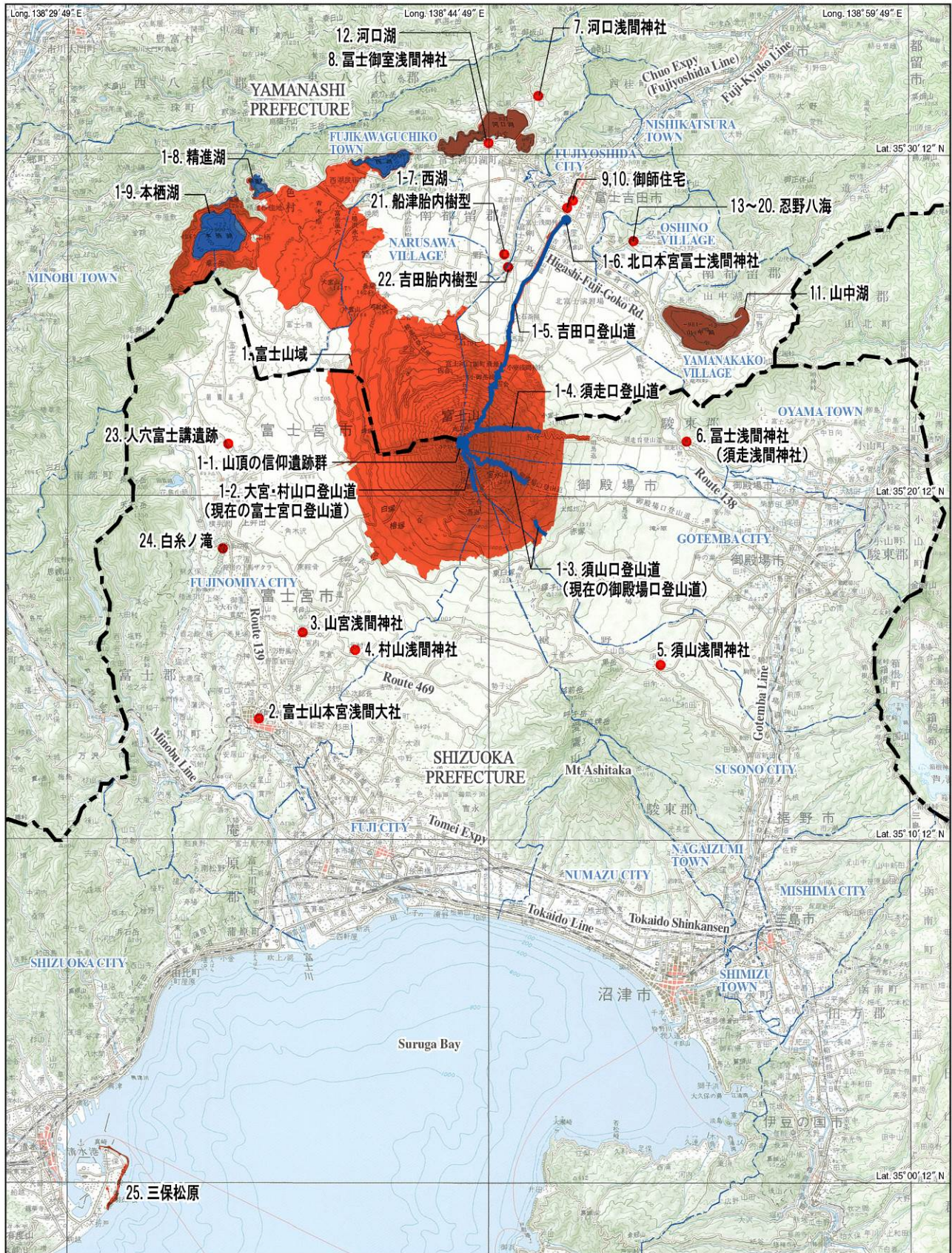
凡例
 ■ 推薦資産
 ■ 緩衝地帯
 ■ 保全管理区域

--- 県境
 - - - 市町村境

SCALE 1:300,000



図8 構成資産、緩衝地帯及び保全管理区域の範囲図



凡例

- 資産範囲 (構成資産)
- 資産範囲 (構成要素)

- 県境
- 市町村境

SCALE 1:300,000



図9 構成資産及び構成要素の位置図

表4 富士山が持つ2つの性質に基づく構成資産及び構成要素の分類

NO	構成資産(1~25) 構成要素(1-1~1-9)	『信仰の対象』 としての性質	『芸術の源泉』 としての性質
1	富士山城	○	○
	1-1 山頂の信仰遺跡群	○	
	1-2 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)	○	
	1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	○	
	1-4 須走口登山道	○	
	1-5 吉田口登山道	○	
	1-6 北口本宮富士浅間神社	○	
	1-7 西湖	○	
	1-8 精進湖	○	
	1-9 本栖湖	○	○
2	富士山本宮浅間大社	○	
3	山宮浅間神社	○	
4	村山浅間神社	○	
5	須山浅間神社	○	
6	富士浅間神社(須走浅間神社)	○	
7	河口浅間神社	○	
8	富士御室浅間神社	○	
9	御師住宅(旧外川家住宅)	○	
10	御師住宅(小佐野家住宅)	○	
11	山中湖	○	
12	河口湖	○	
13	忍野八海(出口池)	○	
14	忍野八海(お釜池)	○	
15	忍野八海(底抜池)	○	
16	忍野八海(銚子池)	○	
17	忍野八海(湧池)	○	
18	忍野八海(濁池)	○	
19	忍野八海(鏡池)	○	
20	忍野八海(菖蒲池)	○	
21	船津胎内樹型	○	
22	吉田胎内樹型	○	
23	人穴富士講遺跡	○	
24	白糸ノ滝	○	
25	三保松原	○	○

(2)『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づく構成資産の区分

(1)において述べたように、計 25 の構成資産及び構成資産1に含まれる9つの構成要素は、富士山が持つ『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づき、それぞれ「登拝・巡礼の場」及び「展望地点・展望景観」の観点により、2つの分野に大別することができる。

そのうち、前者については、各構成資産及び構成要素の性質に基づき、さらに3つの小分野として、1)馬返¹より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、2)山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、3)霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜にそれぞれ区分することができる。

構成資産及び構成要素の2つの分野への大別及び3つの小分野への区分については、以下に示すとおりである。

ア.『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」

1)馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道

『信仰の対象』としての富士山域(構成資産 1)の範囲は、その神聖性を表す境界の一つである「馬返」より上方に当たり、標高約 1,500m以上の区域に相当する。特に、人間にとっての他界、すなわち死後の世界であるとされた森林限界より上方の区域のうち、富士山本宮浅間大社の境内地である八合目²以上の区域については、特に強い神聖性を持つ区域として認識されてきた。

富士山域には、山頂部の火口壁に沿って点在する信仰遺跡群(構成要素 1-1)、山麓の浅間神社の境内を起点として山頂へと通ずる複数の登山道(構成要素 1-2～1-5)が含まれる。また、登山道の沿道に所在する山小屋等の道者³・富士講信者⁴による登拝・修行等を支援するための施設及び富士山信仰の証として彼らが建立した石碑等の石造物が含まれる。

登山道の中には、古く 12 世紀に末代上人⁵の修行活動を契機として拓かれたと考えられる南側の大宮・村山口登山道(構成要素 1-2)があるほか、『廻国雑記』⁶の 1486 年(文明 18 年)の条に記された南東側の須山口登山道(構成要素 1-3)、1384 年(至徳元年)の紀年銘のある懸仏⁷が七合目において出土した東側の須走口登山道(構成要素 1-4)がある。また、北側の吉田口登山道(構成要素 1-5)は富士講信者の登山本道とされ、18 世紀後半以降には最も多くの道者・富士講信者によって利用された登山道である。

登山道沿いの主要な地点には、小祠・石碑などのほか、道者・富士講信者又は登山者の宿泊所である小屋又は石室などが設けられている。それらは、登山道を含め、富士山に独特の登拝の機構を示す不可欠の要素となっている。

¹ 馬返;登拝において、馬を用いることが許された限界の地点で、これより上方の区域が神聖なる山域であると考えられていた。登拝活動の最盛期に当たる 18～19 世紀前半の「馬返」の位置は、概ね標高 1,500mの位置に一致している。

² 富士山八合目;富士山の山麓から山頂に至る登山道を概ね標高に基づき 10 に分割した8番目の地点。八合目は、登山道ごとに異なるが、標高約 3,200～3,375mの地点を指す。

³ 道者;一般的には信仰に係る登山者・巡礼者の総称である。富士山の「道者」には、17 世紀以降の大都市江戸に普及した富士講所属の「道者」及び修験者(22 ページの「修験道」の脚注を参照されたい。)に導かれた「道者」の2種類がある。本包括的保存管理計画では、富士講所属の「道者」を「富士講信者」と呼び、富士講が普及する以前の「道者」及び南麓の村山浅間神社の修験者に導かれた「道者」などの富士講と関係しない信仰登山者と区別することとする。

⁴ 富士講信者;本包括的保存管理計画では、特に富士講に所属する「道者」を指す。

⁵ 末代上人;修験道の修行僧である末代上人は、12 世紀後半に編纂された日本の歴史書である『本朝世紀』に記されている。

⁶ 廻国雑記;京都の聖護院門跡道興准后が、1486 年(文明 18 年)から 1487 年(長享元年)にかけて北陸・関東・奥州を遊歴したときの紀行歌文集である。

⁷ 懸仏;銅などの円板上に神像・仏像の半肉彫りの鑄像を付け、内陣にかけて拝んだもの。

山頂に至った道者・富士講信者は、仏教の曼荼羅に描く仏の世界に擬して、山頂の火口壁に沿って聳えるいくつかの小高い頂部に命名を行い、それらの頂部を巡拝する「お鉢めぐり」と呼ぶ行為を行った。この行為は多くの登山者によって現在も行われており、その舞台となる山頂の信仰遺跡群(構成要素 1-1)は、登山道とともに富士山に独特の登拝の機構を示す不可欠の要素となっている。

以上のように、馬返より上方に当たる富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道の範囲は、『信仰の対象』としての富士山の重要性を十分に示している。

1 富士山城

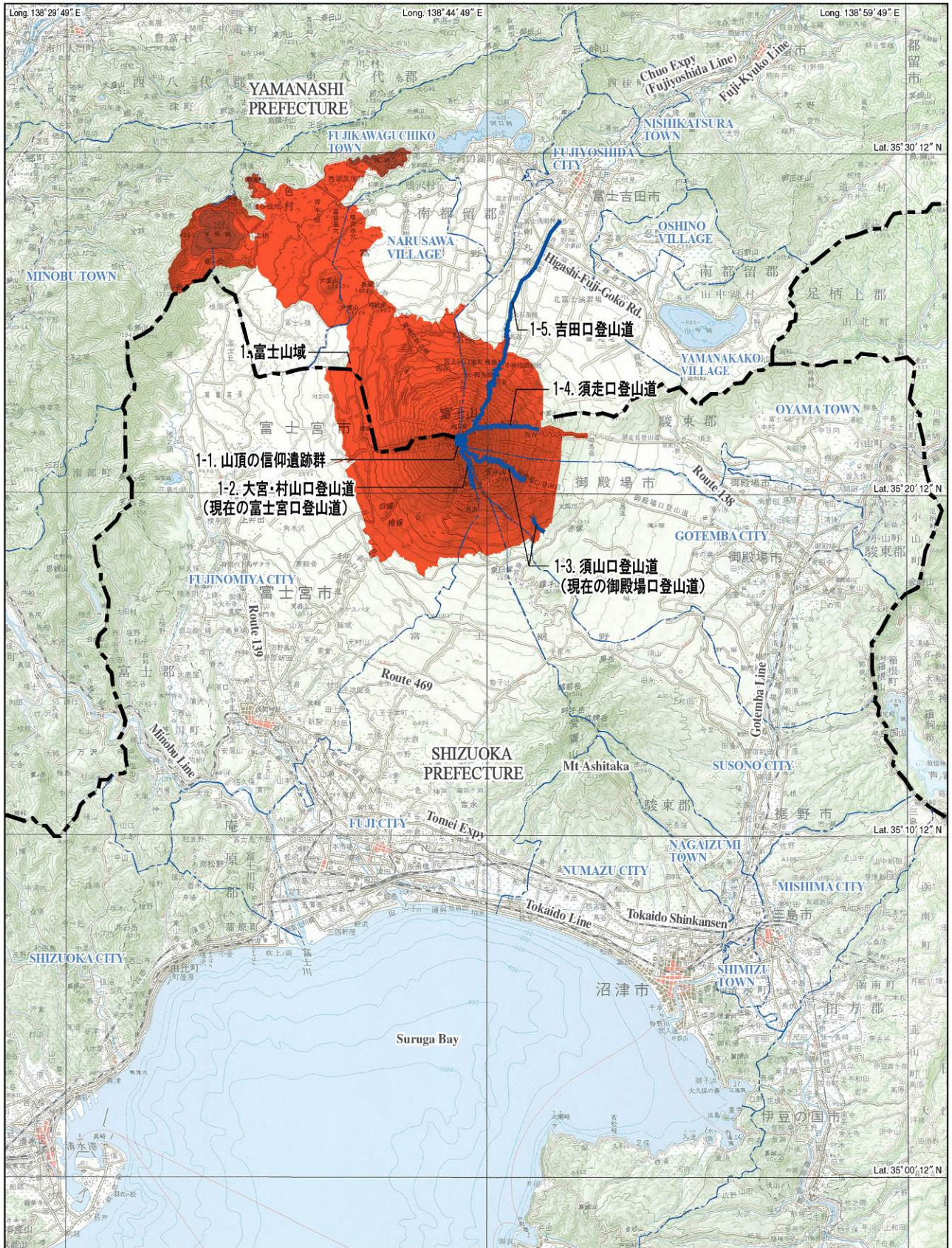
1-1 山頂の信仰遺跡群

1-2 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)

1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)

1-4 須走口登山道

1-5 吉田口登山道



凡例

- 資産範囲（構成資産）
- 資産範囲（構成要素）

- 県境
- 市町村境

SCALE 1:300,000



図 10 構成資産及び構成要素の位置図

(馬返りより上方の富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道)

2) 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅

古来、火山活動を繰り返す富士山は、山麓から山頂を仰ぎ見て崇拝する「遙拝」の対象とされてきた。現存する浅間神社のうちのいくつかについては、日本神話¹の時代に富士山への遙拝地点とされた場所に建立されたと社伝に記されている。特に、本殿が存在せず、富士山への展望の軸線を重視する山宮浅間神社(構成資産 3)の境内の地割は、古くからの富士山に対する「遙拝」の祭祀の在り方を反映しているものと考えられている。

その後、8世紀末期から噴火活動が活発化したため、京都に拠点を置いた律令国家政府は、9世紀前半に富士山を御神体とする浅間神社を南麓に建立した。また、9世紀後半には、北麓においても噴火を鎮めるための神社が祀られるようになった。これらはそれぞれ富士山本宮浅間大社(構成資産 2)、河口浅間神社(構成資産 7)の起源となる神社であろうと考えられている。

11世紀後半の噴火を最後に火山活動が休止期に入ると、修験道²の修行者(修験者)が、富士山域において修行活動を活発に開始し、彼らの拠点が後に村山浅間神社(構成資産 4)及び富士御室浅間神社(構成資産 8)へと発展していった。

さらに登拝活動が大衆化するのに伴って、須山浅間神社(構成資産 5)及び富士浅間神社(須走浅間神社)(構成資産 6)など、登山口の起点に建立された浅間神社も発展をとげた。

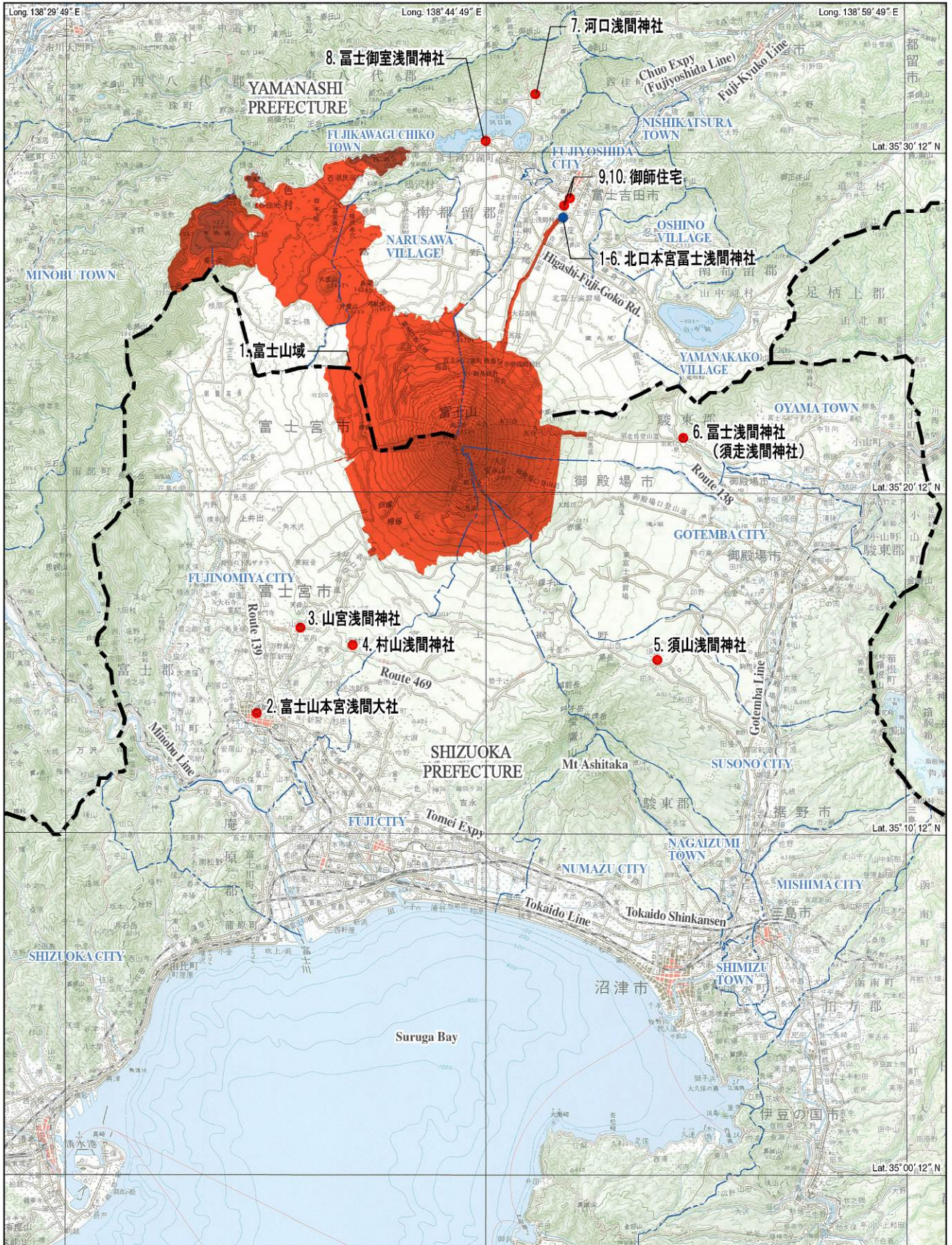
また、吉田口登山道の起点には、富士講信者のために富士登拝の仲立ち及び宿泊の世話をを行った御師の住宅(構成資産 9・10)が建ち、登拝前の参詣の場として北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)の境内が整えられた。これらの神社及び御師住宅は、徳川幕府の拠点であった大都市江戸の庶民の間において富士講が大いに流行した18世紀後半～19世紀の様子を今日によく伝えている。

以上のように、浅間神社の境内、御師住宅の範囲は、『信仰の対象』としての富士山の重要性を十分に示している。

- 1-6 北口本宮富士浅間神社
- 2 富士山本宮浅間大社
- 3 山宮浅間神社
- 4 村山浅間神社
- 5 須山浅間神社
- 6 富士浅間神社(須走浅間神社)
- 7 河口浅間神社
- 8 富士御室浅間神社
- 9 御師住宅(旧外川家住宅)
- 10 御師住宅(小佐野家住宅)

¹ 日本神話;『古事記』、『日本書紀』などの8世紀に編纂された日本の歴史書には、それ以前の国家形成に関する伝承が神話として描かれている。

² 修験道;日本古来の神道に基づく山岳信仰及び中国から伝来した密教・道教(神仙思想)の習合の下に形成された日本固有の宗教。修験道における修行者を修験者と呼ぶ。彼らは、悟りを得ることを目的として、山岳に籠もり、厳しい修行を積んだ。



凡例

- 資産範囲（構成資産）
- 資産範囲（構成要素）

- 県境
- 市町村境

SCALE 1:300,000



図11 構成資産及び構成要素の位置図
 (浅間神社の境内・社殿群、御師住宅)

3) 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜

18 世紀後半以降、富士講は爆発的に流行し、その信者は山頂を目指して富士山に登拝するのみならず、かつて長谷川角行とその弟子が修行を行ったとされる山麓の風穴(構成資産 23)、溶岩樹型(構成資産 21・22)、湖沼(構成要素 1-7～1-9、構成資産 11・12)、湧水地(構成資産 13～20)、滝(構成資産 24)などを巡礼し、それぞれの場所で修行を行った。特に、富士講の先導者である先達¹となる人々は、必ずそのような巡礼・修行を行った。

富士講の開祖とされる長谷川角行は、16 世紀後半から 17 世紀半ばにかけて、人穴(人穴富士講遺跡内)(構成資産 23)に籠もって角材の木口の上に立ち続けるなどの苦行を行うとともに、富士五湖を含む山麓の8つの湖沼(構成要素 1-7～1-9、構成資産 11・12)及び白糸ノ滝(構成資産 24)においても水垢離などの水行を行ったとされている。後の富士講信者の中には、これらの場所へ参詣し、開祖に倣って修行を行う者も登場した。また、これらの修行の対象となった場所には、長谷川角行が行ったとされる八海修行に準えて、「富士山根元八湖」の名の下に忍野地域の8つの小さな湧水地を巡って行う水行の場とされた忍野八海(構成資産 13～20)をはじめ、彼が浅間大神を祀ったとの伝承が残る船津胎内樹型(構成資産 21)及び吉田胎内樹型(構成資産 22)など、特定の富士講の信者にとって重要な霊地・巡礼地とされた湧水地・溶岩樹型も含まれる。

さらに、三保松原(構成資産 25)は、古来、神仙思想²に基づき「蓬莱山³」とも称された富士山と人間の世界とを結び付ける「架け橋」のような存在として重視され、16 世紀以降には曼荼羅図及び数多の登山案内図において、富士登拝の過程を表し、富士山信仰の聖域の西端に位置する重要な霊地として描かれた白砂青松の海浜である。

以上のように、霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜の範囲は、富士山の『信仰の対象』としての富士山の重要性を十分に示している。

1-7 西湖

1-8 精進湖

1-9 本栖湖

11 山中湖

12 河口湖

13～20 忍野八海

21 船津胎内樹型

22 吉田胎内樹型

23 人穴富士講遺跡

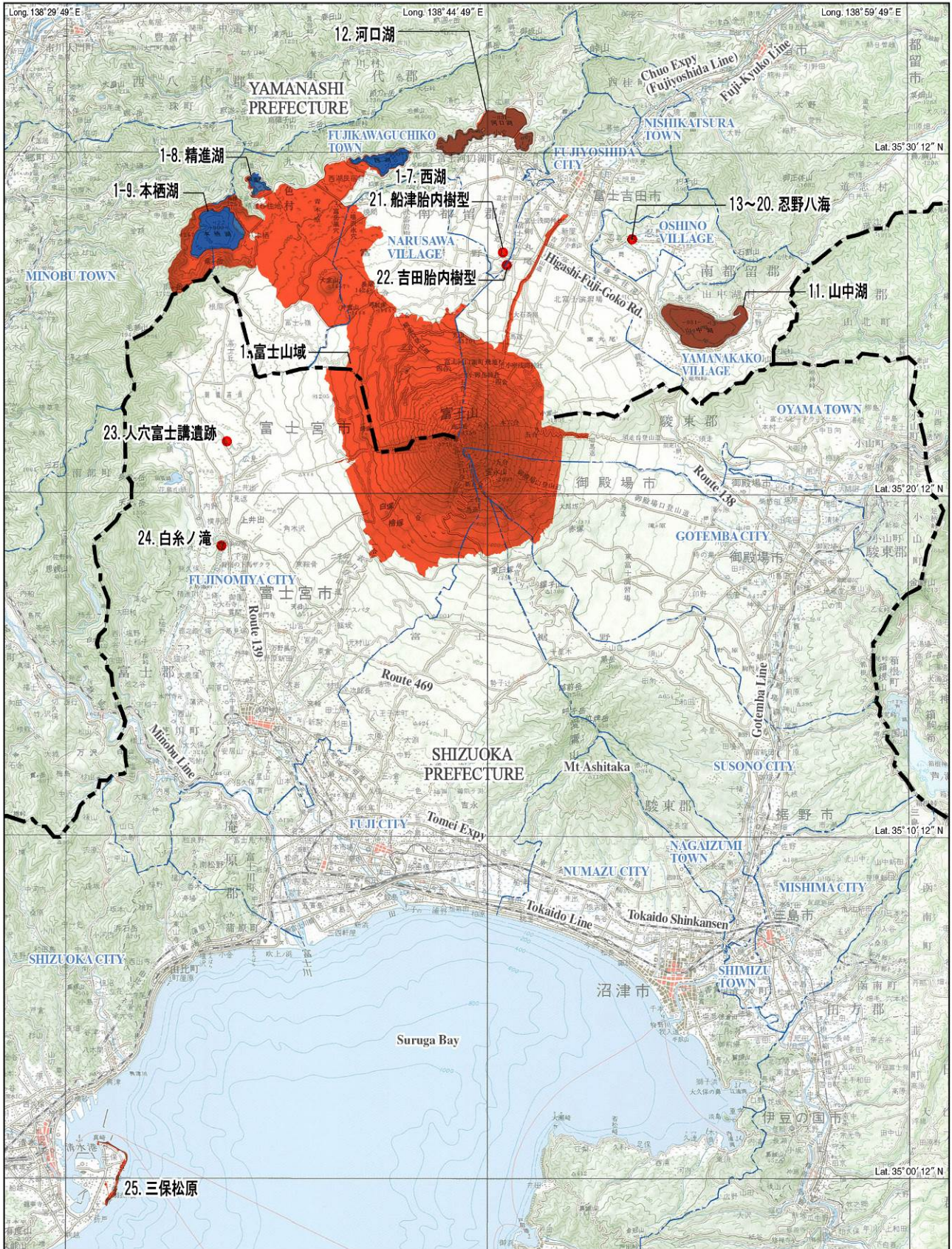
24 白糸ノ滝

25 三保松原

¹ 先達; 富士講においては、御師が、先導者である道者に対して先達となる資格を与えた。御師は、夏季に富士講信者が登拝を行うのに当たり、宿泊・食事の準備をはじめ一切の世話をを行うとともに、日常は富士山信仰の布教活動及び祈禱を行うことを生業とした。これに対し、先達は、登拝の際に富士講信者を山頂へと先導するほか、お焚き上げなどの宗教行為において中心的な役割を担った。数多くの登拝経験はもちろんのこと、八海巡りなどの厳しい修行を積まなければ先達になることはできなかった。

² 神仙思想; 主として中国から伝来した不老長生をめざす信仰。道教の影響の下に形成され、日本には7世紀半ばに伝来し、常世信仰、仙女伝説などに表れた。

³ 蓬莱山; 古代中国において、東方海上(海中)の仙人が住むとされた五神山のひとつ。不老不死など神仙思想の影響の下に、理想郷の伝承を生んだ。日本最高峰の富士山は、天上界に最も近い山として「蓬莱山」と呼ばれた。



凡例
■ 資産範囲（構成資産）
■ 資産範囲（構成要素）

--- 県境
 - - - 市町村境

SCALE 1:300,000



図12 構成資産及び構成要素の位置図
 (霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜)

イ. 『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」

富士山城(構成資産 1)の北西隅に当たり、本栖湖(構成要素 1-9)の西北岸に位置する中ノ倉峠は、複数回にわたって日本の紙幣の図様に採用された写真¹の撮影地点である。また、駿河湾の西岸に位置する三保松原(構成資産 25)は、マツが叢生する海浜の景勝地であり、富士山を描いた浮世絵等の絵画の典型的な構図にも必ず含まれる。したがって、これらの2箇所は、ともに富士山に対する代表的な展望地点として重要である。

特に本栖湖(構成要素 1-9)の西北岸に位置する中ノ倉峠からの富士山城(構成資産 1)の展望景観については、広々とした湖面を前景として、豊かな山麓の樹叢を含む中景から山頂へと至る遠景の全体を富士山城(構成資産 1)として資産の範囲に含めている。

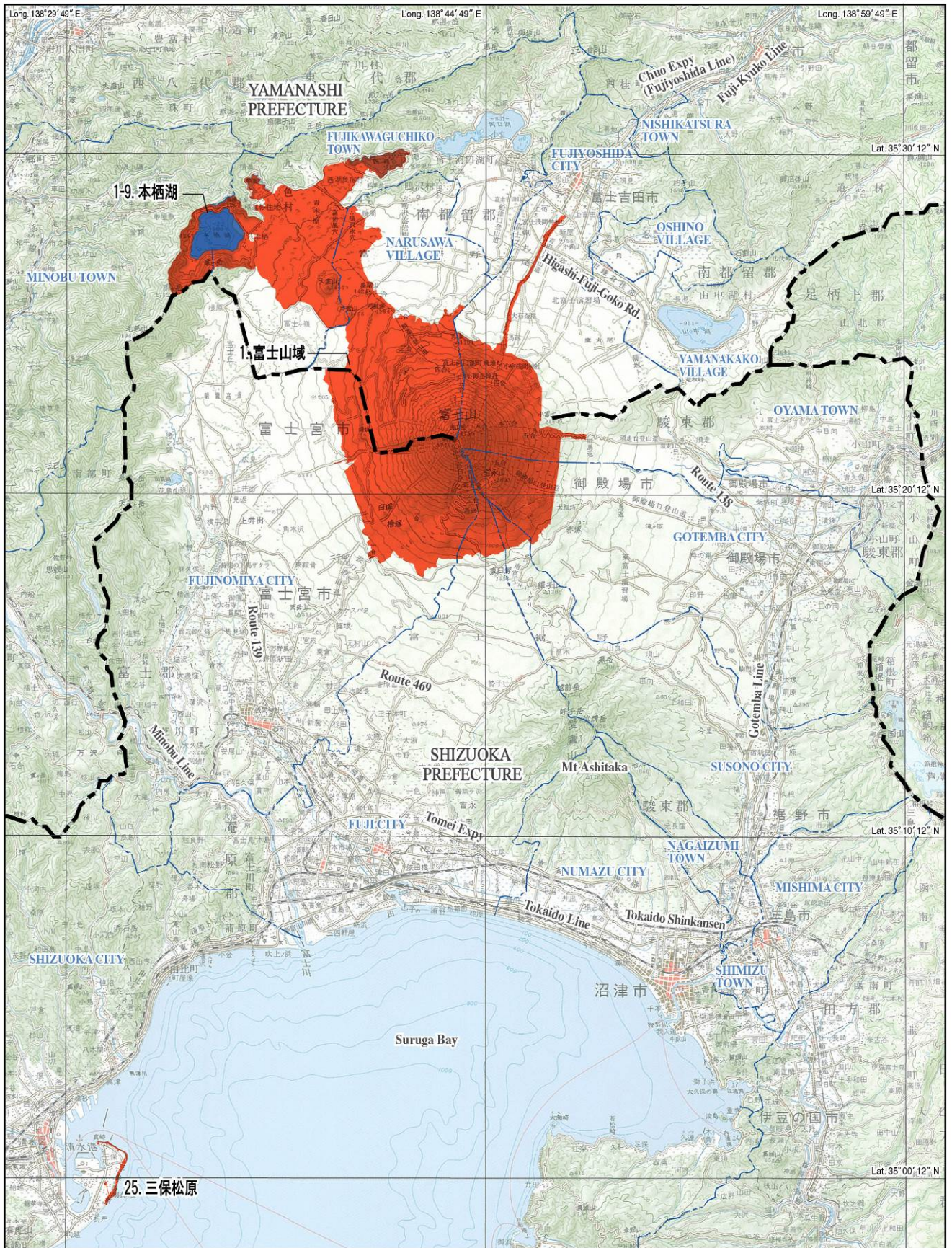
以上のように、富士山城に対する代表的な2つの展望地点及びそこから展望景観の範囲は、展望・観賞の行為を通じた『芸術の源泉』の側面からの富士山の重要性を十分に示している。

1 富士山城

1-9 本栖湖

25 三保松原

¹ 日本紙幣の写真;本栖湖西北岸の中ノ倉峠から本栖湖及び富士山城を被写体とする岡田紅陽(1895(明治 28)～1972(昭和 47))の写真は、日本の紙幣である千円札又は五千円札の図様として何度も用いられた。



凡例
■ 資産範囲 (構成資産)
■ 資産範囲 (構成要素)

--- 県境
 - - - 市町村境

SCALE 1:300,000
 0 2 5 10km



図13 構成資産及び構成要素の位置図

(『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」)

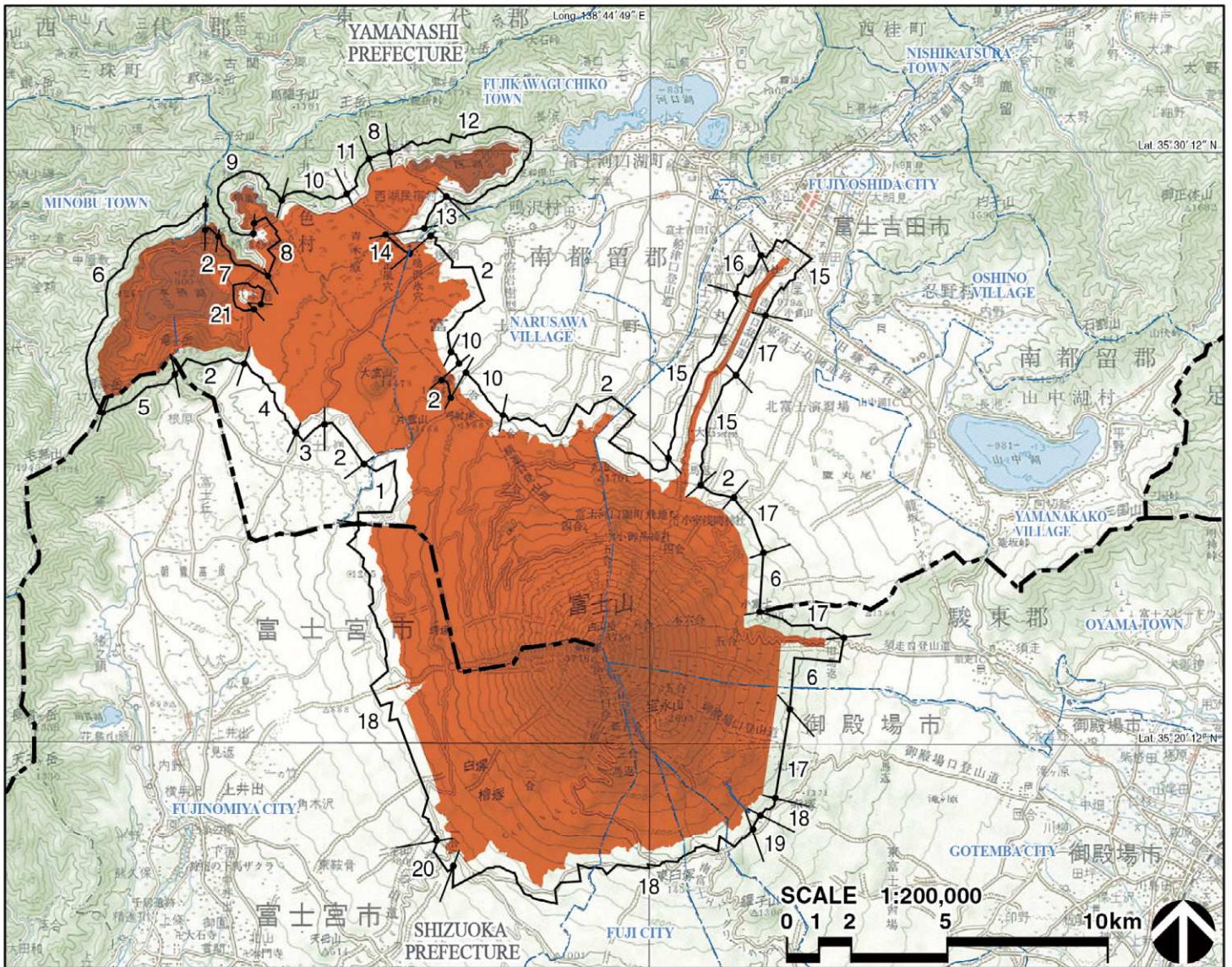
(3) 構成資産の範囲の設定

構成資産及び構成要素の範囲については、①(2)において述べた2つの側面に基づき、顕著な普遍的価値を表すのに過不足のない範囲であること、②法規制により適切な保護措置が講じられている範囲であること、の2点に基づき定めた。

特に後者については、①文化遺産としての価値の範囲を担保するために、文化財保護法により指定・保護されていること、②良好な自然の風景地の範囲を担保するために、自然公園法により許可制の下に行為規制が行われていること、③国が国有林野として管理していること、の3点を考慮した。

また、①資産の保護管理を担う地域住民にとって認知が容易な道路、②山梨県と静岡県との境界線、③森林の林班界など、土地利用の違いが明確な境界線、の3点についても考慮した。

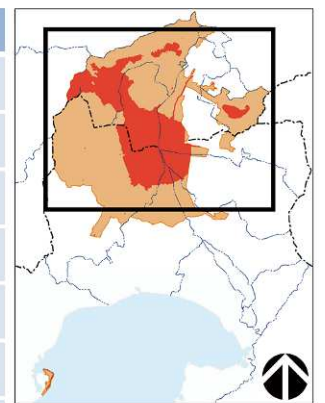
これらの基準に従って定めた資産の境界を図14～図19に示す。



凡例
■ 資産範囲

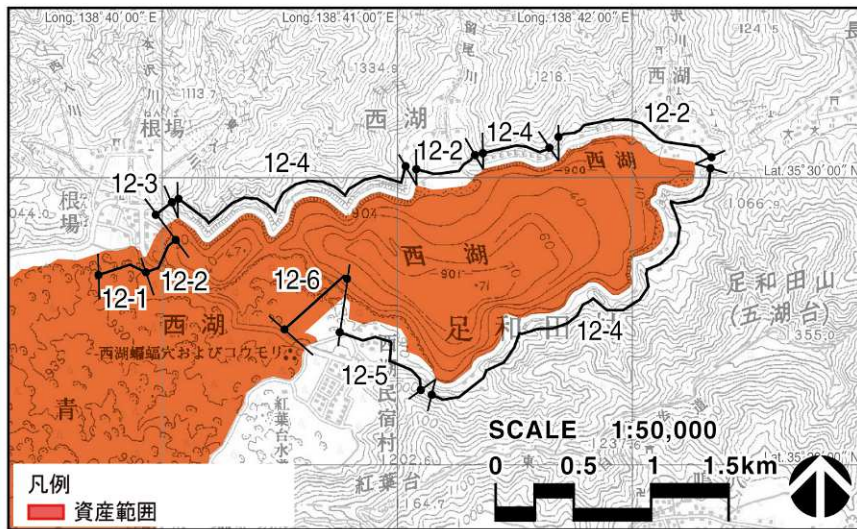
範囲設定に使用した境界

1 国立公園第3種特別地域と普通地域の境界 ※国立公園：富士箱根伊豆国立公園	12 図15参照
2 県有林林班の境界	13 道路（県道青木ヶ原船津線）界（道路敷除く。）
3 道路（県道富士宮鳴沢線）界（道路敷除く。）	14 道路（国道139号）界（道路敷除く。）
4 道路（林道逢坂線）界（道路敷除く。）	15 文化財指定範囲（特別名勝富士山、史跡富士山）の境界
5 山梨県・静岡県境界	16 国有林野の境界
6 県有林小林班の境界	17 演習場の境界
7 山稜線	18 国有林野林班の境界
8 県有林小林班の境界	19 文化財指定範囲（史跡富士山）の境界
9 図16参照	20 文化財指定範囲（特別名勝富士山）の境界
10 文化財指定範囲 （天然記念物富士山原始林及び青木ヶ原樹海）の境界	21 国立公園特別地域と普通地域の境界
11 道路（県道河口湖精進線）界（道路敷除く。）	

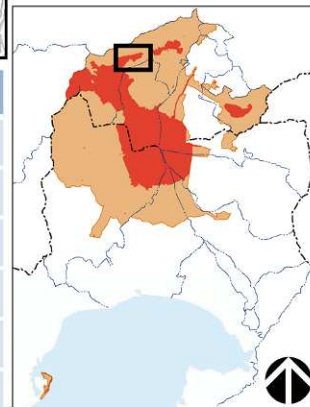


key plan

図14 資産範囲設定の考え方1

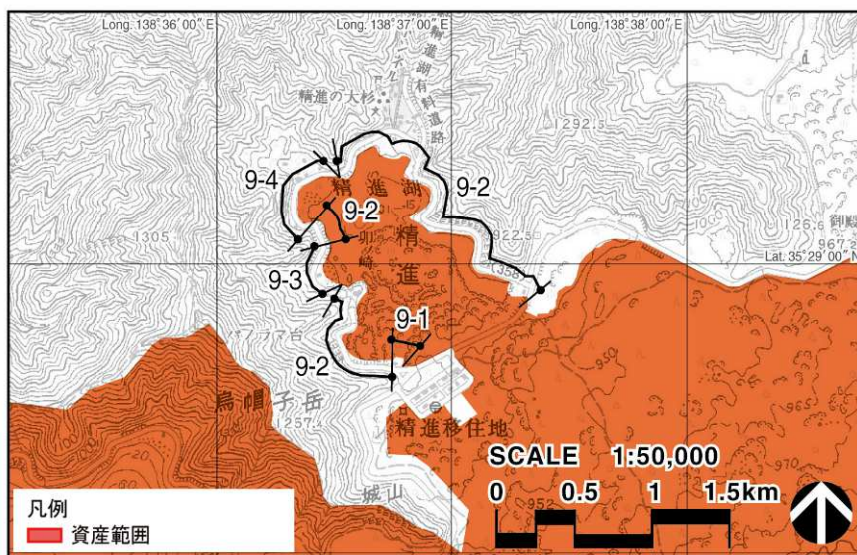


範囲設定に使用した境界	
12-1	町道敷(除)界
12-2	河川区域の境界
12-3	官民境界
12-4	道路(北岸: 県道河口湖精進線、南岸: 県道青木ヶ原船津線)界(道路敷除く。)
12-5	文化財指定範囲(名勝富士五湖)の境界
12-6	県有林小班の境界

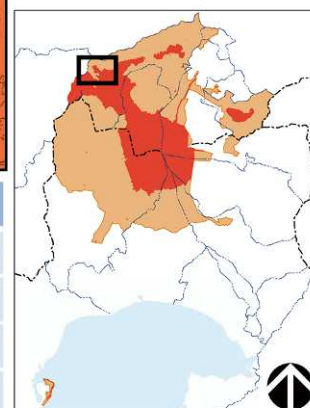


key plan

図 15 資産範囲設定の考え方 2

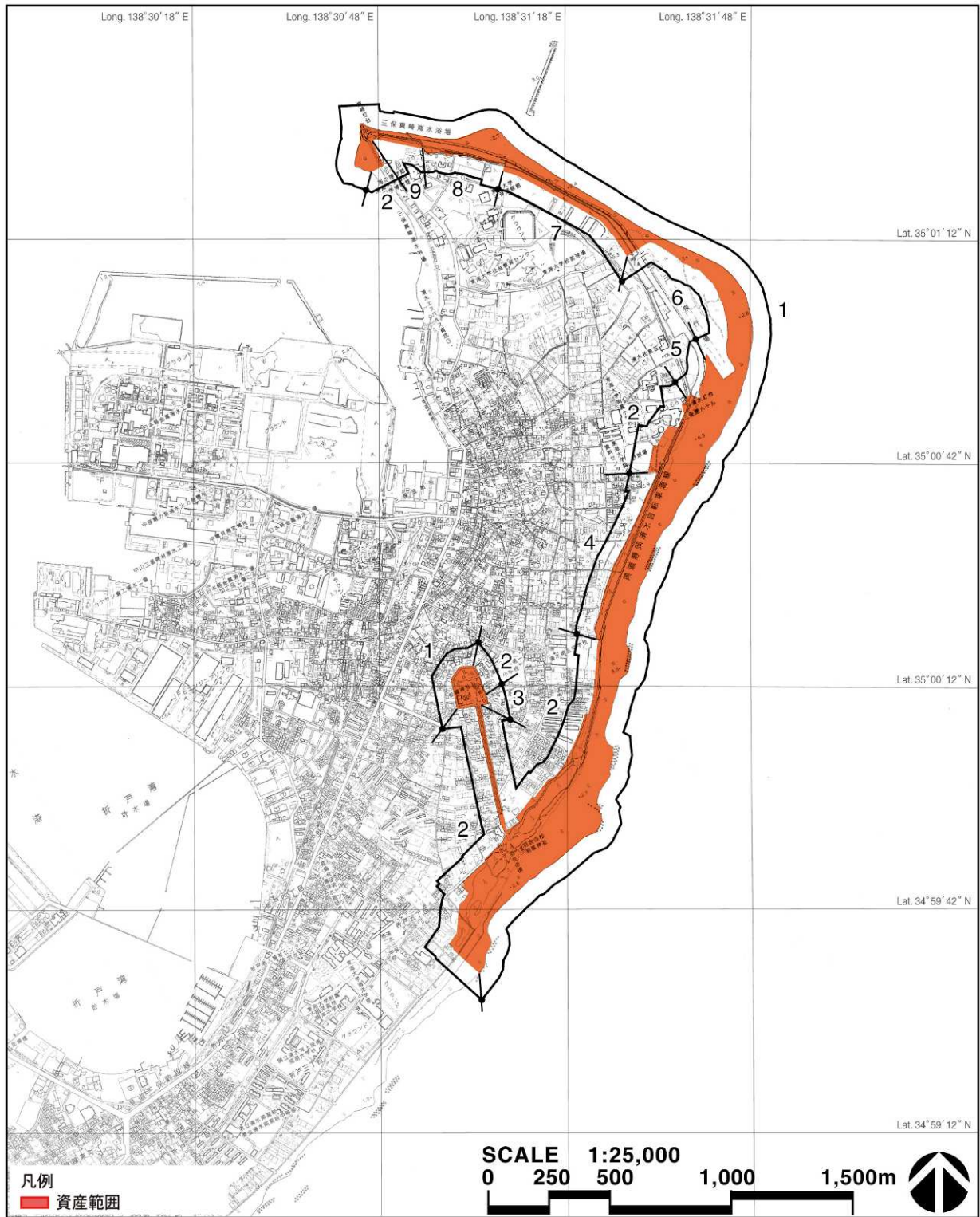


範囲設定に使用した境界	
9-1	県有林小班の境界
9-2	文化財指定範囲(名勝富士五湖)の境界
9-3	官民境界
9-4	道路(県道精進湖畔線)界(道路敷除く。)



key plan

図 16 資産範囲設定の考え方 3



範囲設定に使用した境界	
1	文化財指定範囲（名勝三保松原）の境界
2	文化財指定範囲（名勝三保松原）における特別規制地区と規制地区の境界
3	道路（市道）界（道路敷除く。）
4	散策路界（散策路敷含む。）
5	道路（県道静岡清水自転車道線）界（道路敷除く。）
6	飛行場境界
7	道路（県道静岡清水自転車道）界から25m線
8	散策路界（散策路敷除く。）
9	民有地境界から15m線

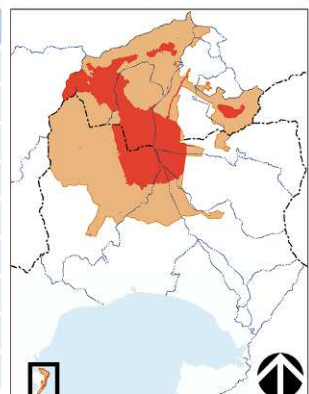


図 19 資産範囲設定の考え方 6

key plan

(4) 浅間神社・胎内樹型の範囲の設定

富士山麓には数多くの浅間神社及び溶岩樹型が存在するが、それらの中から8祠の浅間神社と2つの溶岩樹型を構成資産及び構成要素として選択した。その理由は次のとおりである。

ア. 浅間神社の選択基準

浅間神社は、国内各地に数多く勧請されている。中でも富士山麓の溶岩の流出した範囲には、図 20 のとおり90の浅間神社が分布している。

浅間神社は、富士山そのもの又は富士山に鎮座する神である浅間大神、浅間大神の化身又は富士山の祭神と見做された木花開耶姫命を主祭神とする。ただし、地域の産土神を起源とする神社も多いため、富士山の顕著な普遍的価値を表す構成資産・構成要素としては、特に富士山信仰と強く結び付く浅間神社を抽出する必要がある。

そのため、①富士山信仰の起源から現在までの変遷を探ることができること、②現在も信仰の拠点として機能していること、③富士山本体と直接結び付く位置にあること、④歴史的環境と自然環境とをよく残していること、の4点を考慮し、8祠の浅間神社を構成資産及び構成要素として選択した。

構成要素1－6 北口本宮富士浅間神社

構成資産2	富士山本宮浅間大社
構成資産3	山宮浅間神社
構成資産4	村山浅間神社
構成資産5	須山浅間神社
構成資産6	富士浅間神社(須走浅間神社)
構成資産7	河口浅間神社
構成資産8	富士御室浅間神社

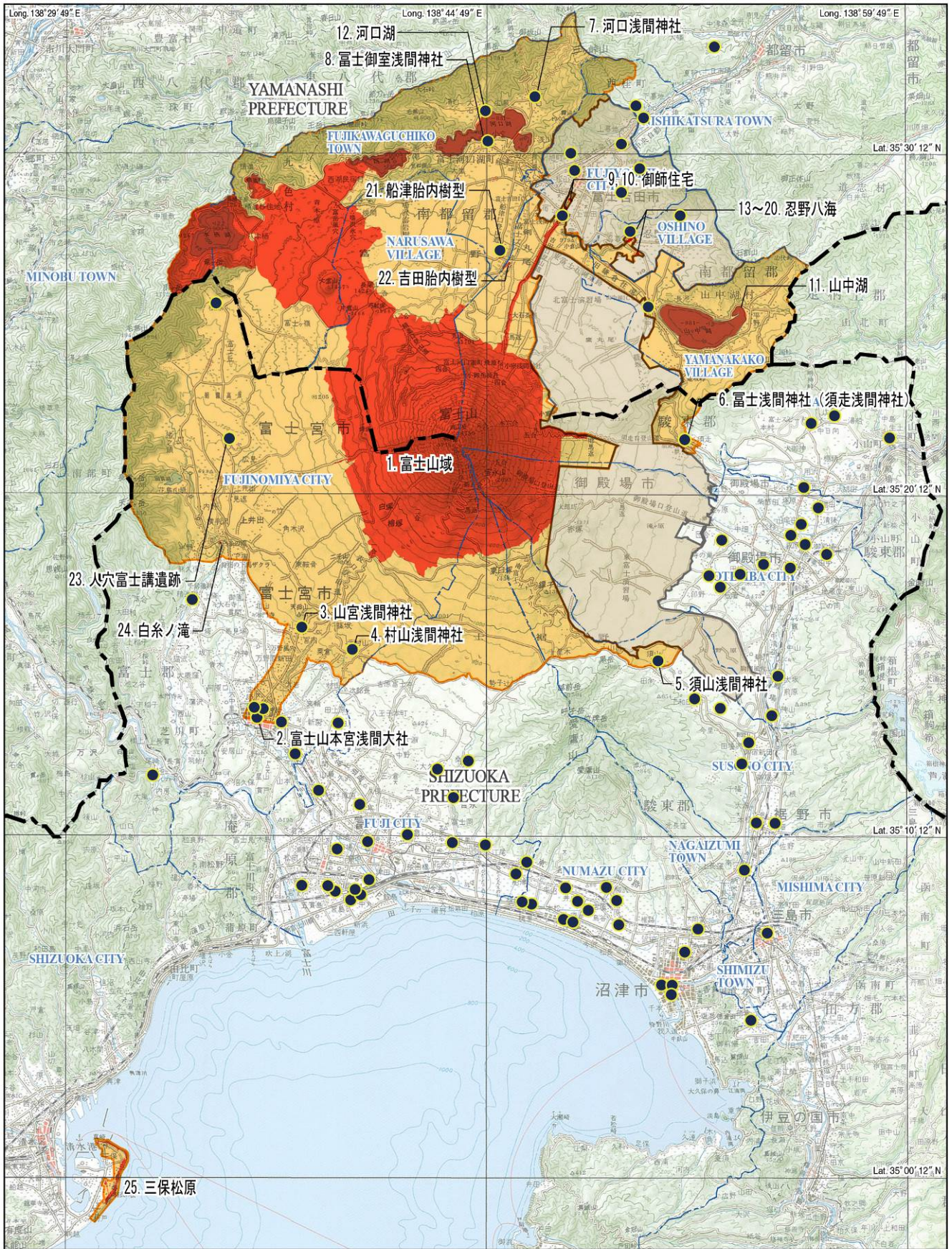


図 20 浅間神社の分布図

イ. 胎内樹型の範囲設定の根拠

富士山麓には数多くの溶岩樹型が存在する。それらの中でも大規模な溶岩樹型は道者が「胎内めぐり」を行う霊地となった。

富士講の開祖とされる長谷川角行は、16世紀後半から17世紀半ばにかけて富士山麓で修行を行い、胎内樹型に浅間大神を祀ったと伝えられている。その伝承に基づき、富士講信者は船津胎内樹型及び吉田胎内樹型の範囲から規模の大きな溶岩樹型をそれぞれ発見し、2つの「御胎内」として一連の霊地に位置付けた。この2つの胎内樹型は、最も多くの道者・富士講信者が利用した吉田口登山道に近接して存在し多くの富士講信者によって重視されたことから、構成資産として選択した。

なお、富士講信者にとって重要な霊地とされた「御胎内」と呼ばれる溶岩樹型は、船津胎内樹型及び吉田胎内樹型に各1箇所存在するのみである。しかしながら、構成資産としては、船津胎内樹型は「御胎内」をはじめとする57の溶岩樹型が含まれる範囲に、吉田胎内樹型は「御胎内」をはじめとする67の溶岩樹型が含まれる範囲に設定した。この構成資産の範囲は、大規模で保存状態の良い溶岩樹型が最も多く残存している区域であり、富士講信者の霊地である「御胎内」が抽出された溶岩樹型群の母集団の範囲として、最小限の区域を設定している(図21)。

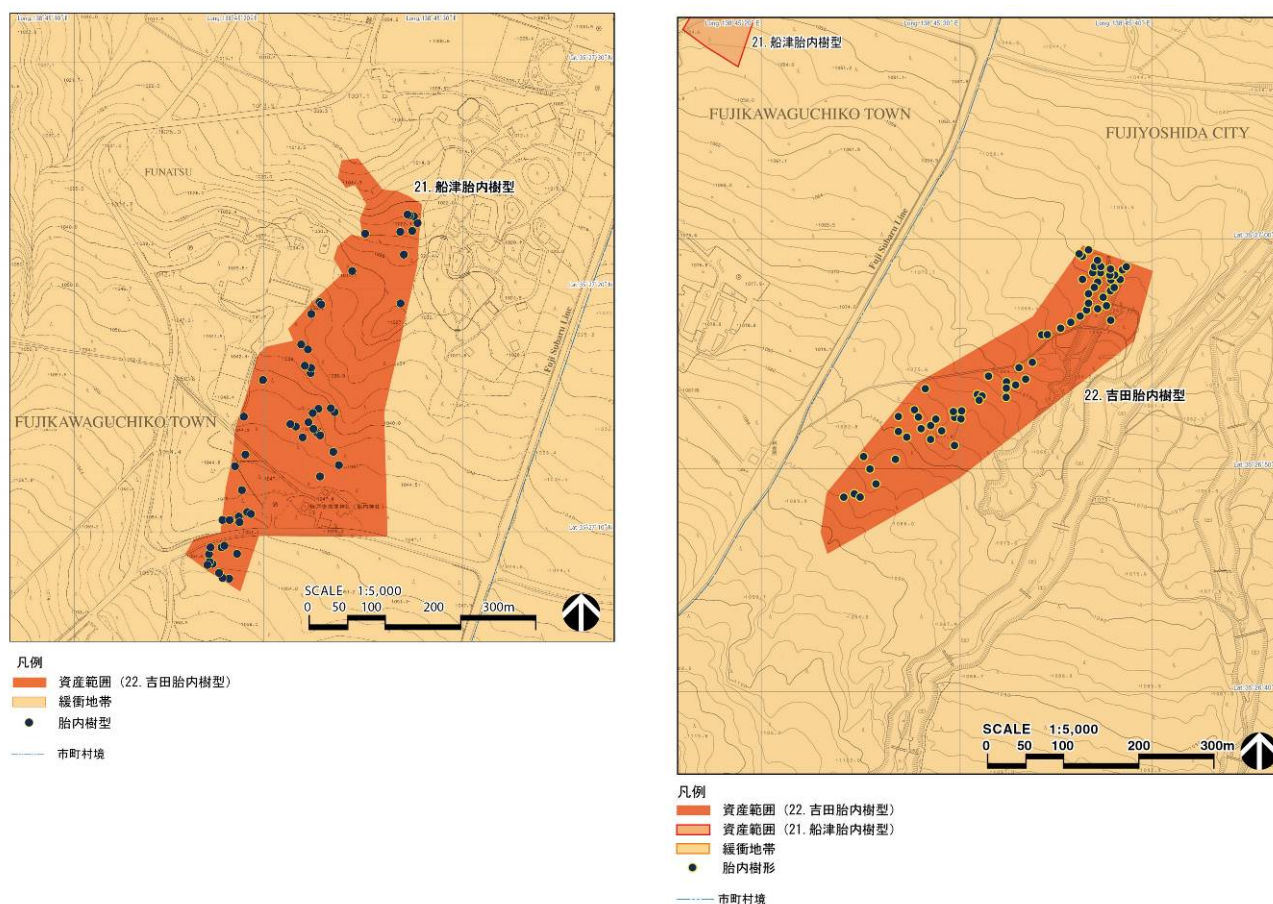


図21 溶岩樹型群の分布図

(5)各構成資産の概要

構成資産 1. 富士山域

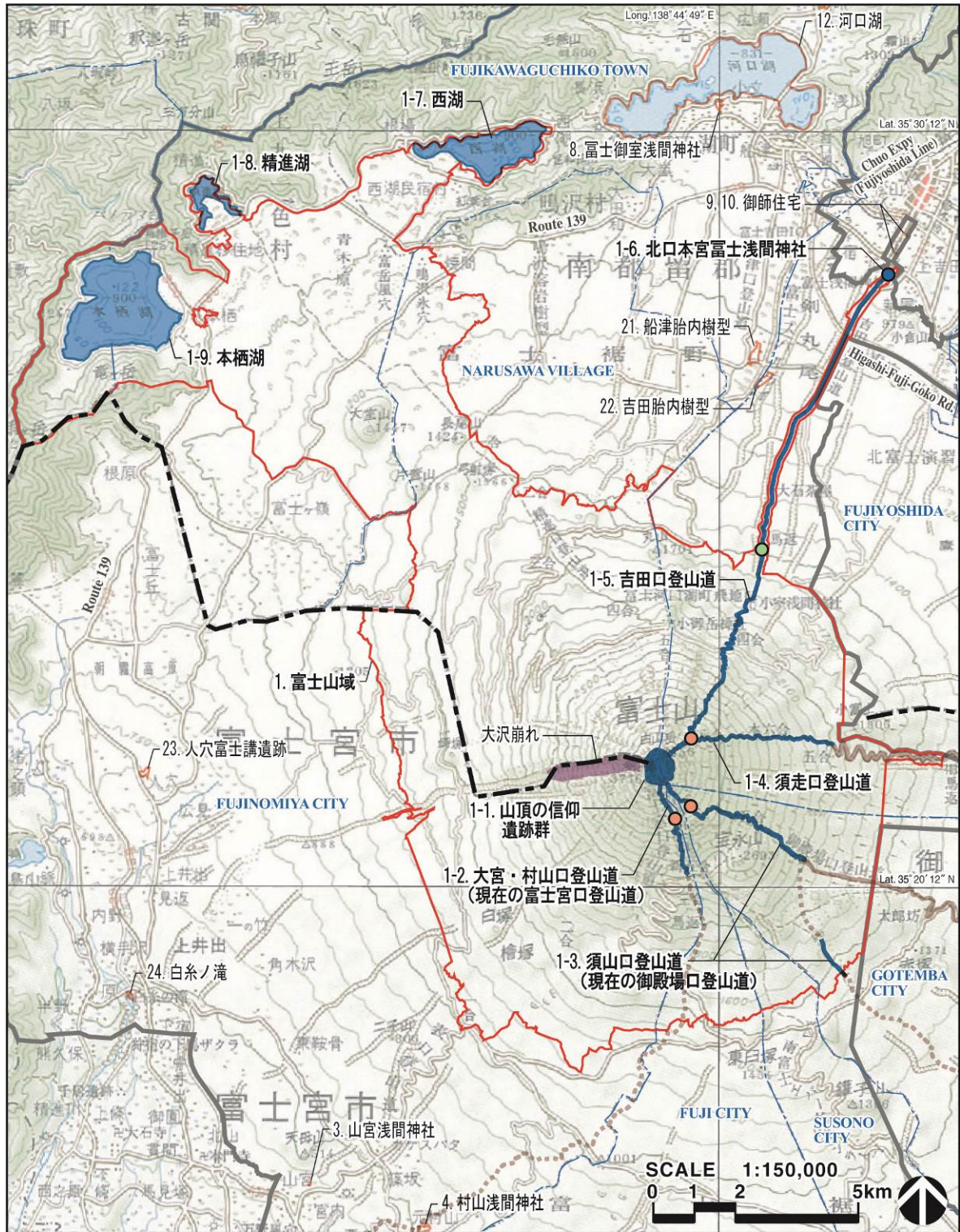
富士山域(構成要素 1)は、富士山が持つ神聖性の境界の一つである「馬返」より上方の標高約 1,500 m以上の区域に当たる。それは、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった2つの展望地点から、山頂及びその左右への稜線の広がりを見ることができる範囲を中心として、富士山の形姿を視認する上で不足のない範囲を占める。

五合目¹付近の標高約 2,500m付近の森林限界より上方の区域は、神聖な区域又は人間にとっての他界(死後の世界)であると捉えられ、道者・富士講信者によって「焼山」又は「ハゲ山」と呼ばれてきた。

そのうち、八合目以上(標高約 3,200~3,375m以上)の区域については、1779 年(安永8年)以降、富士山本宮浅間大社の境内地であるとされてきた。それは、山頂に存在する噴火口(内院)の底部に浅間大神が鎮座するとの考え方にに基づき、その底部とほぼ同じ標高に当たる八合目から山頂までの区域が最も神聖性の高い区域と考えられてきたからである。

富士山域(構成要素 1)には、富士山の『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の両側面から顕著な普遍的価値を表す9つの構成要素(1-1~1-9)が含まれる。

¹ 富士山五合目:富士山の山麓から山頂に至る登山道を概ね標高に基づき 10 に分割した5番目の地点。五合目は、登山道ごとに異なるが、標高約 2,400~2,500mの地点を指す。五合目は、特に天上と地上との境界に当たるとの理解に基づき、「天地之境(てんちのさかい)」と呼ばれてきた。



- | | | |
|-----------|------------------|--------------|
| 凡例 | 資産範囲 | 登山道 (構成要素以外) |
| | ■ 構成資産 (1. 富士山域) | ● 馬返 |
| | ■ その他の構成資産 | ● 八合目 |
| 構成資産の構成要素 | ■ 山頂の信仰遺跡群 | ■ 緩衝地帯 |
| | ■ 登山道 | |
| | ■ 湖沼 | |
| | ● 神社 | |
| 構成要素の要素 | ● 馬返 | |
| | ● 八合目 | |

図 22 富士山域平面図

構成要素 1-1. 山頂の信仰遺跡群

富士山の山頂部には、火口壁に沿って、神社等をはじめ、富士山信仰に関連する一群の場所及び施設が分布する。

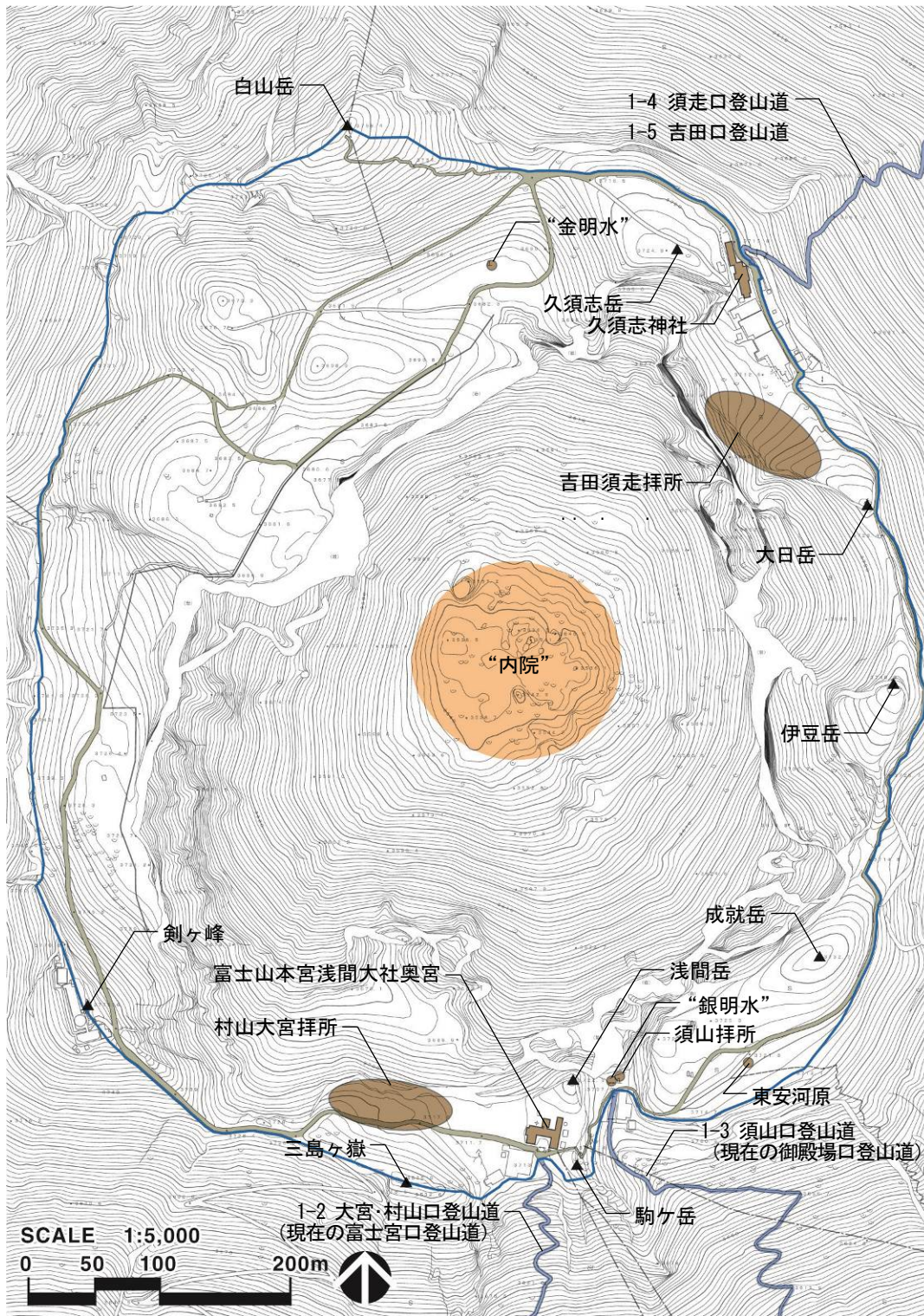
富士山への信仰登山が開始されると、それまでの修験道の影響の下に、山頂部において寺院の造営又は仏像等の奉納が行われるようになり、山頂部における宗教行為が体系化されていった。道者・富士講信者は、一般的に山頂周辺において「御来迎」(ご来光)¹を拝むとともに、噴火口直下の「内院」に鎮座する浅間大神及びその本地仏²である大日如来などの神仏を拝し、火口壁の周囲のいくつかの小高い頂部(剣ヶ峰、三島ヶ嶽、駒ヶ岳、浅間岳、成就岳、伊豆岳、大日岳、久須志岳、白山岳)を仏教の曼荼羅に描く仏の世界に擬して「お鉢めぐり」と呼ぶ巡拝の行為を行った。その巡拝路の途上では、道者・富士講信者は、山頂部の井戸である「金明水」及び「銀明水」にて湧水を汲み、東安河原及び剣ヶ峰の麓などの小祠に安置された仏像に参拝を行った。

山頂部の富士山信仰に関連する一群の場所・施設は、12世紀の修行僧の末代上人により建立されたものを起源とするとされ、その後、山頂部では経典・懸仏・仏像等の埋納・奉納が行われたほか、火口部に当たる「内院」への散銭も行われた。また、遅くとも17世紀には、大宮・村山口登山道山頂部に大日堂(現在は富士山本宮浅間大社奥宮が所在する。)が、吉田口・須走口登山道山頂部に薬師堂(現在の久須志神社)が、それぞれ造営された。

1868年(明治元年)に明治政府が発した神仏分離令に基づき、寺院は神社へと改められたが、山頂部に対する人々の信仰自体は変化することがなく、現在も、山頂の随所に石碑・仏像などが残されており、神聖な領域と見なされた各頂部及び内院を望む拝所(村山大宮拝所、須山拝所、吉田須走拝所)には、それぞれ鳥居が建立されている。特に、山頂において「ご来光」を拝むことをはじめ、「お鉢めぐり」と称して山頂の火口壁の頂部を巡ることは、現代の多くの登山者も行っており、これらの行為を通じて富士山信仰の核心として現代に受け継がれている。

¹ 御来迎(ご来光);山中で発生するブロッケン現象で、仏の来迎であると見なされた。また、山頂からの日の出は、後に「ご来光」と呼ばれるようになった。

² 本地仏;仏教が興隆した時代に表れた神仏習合思想(本地垂迹説)によると、日本の神々は、実は様々な仏教に基づく仏が化身として日本の地に現れた権現であるとされた。



- 凡例
- | | |
|---------------|----------|
| 構成資産の構成要素 | その他の構成要素 |
| 1-1. 山頂の信仰遺跡群 | 登山道 |
| 構成要素の要素 | |
| ▲ 山頂の頂部 | |
| ■ 噴火口 (内院) | |
| ■ 主な信仰関連の場所 | |
| — お鉢巡り | |

図 23 山頂の信仰遺跡群平面図

構成要素 1-2. 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)

富士山本宮浅間大社(構成資産 2)を起点とし、村山浅間神社(興法寺)(構成資産 4)を経て、山頂の南側へと達する登山道である。12 世紀の修行僧であった末代上人の活動により、登山が開始されたとされ、登山道は 17～19 世紀後半まで、「村山三坊」と呼ばれた3つの有力な坊院により管理されるとともに、所属の修験者の修行に利用された。また、彼らの影響を受けた道者の登拝にも使用された。

現在は、五合目から山頂までの登山道の区間を「富士宮口登山道」と呼称しているが、そのうち、大宮・村山口登山道としての資産範囲は六合目から山頂までの区間である。この区間の沿道には現在も複数の山小屋が存在し、宿泊所として機能している。18 世紀の頃から、頂上付近の登山道沿いにおいては、富士山出現伝説¹と同じ干支の年で、12 年ごとに訪れる申年²に、富士山近隣の集落の人々が鳥居を奉納し、建立する習慣が継続している。

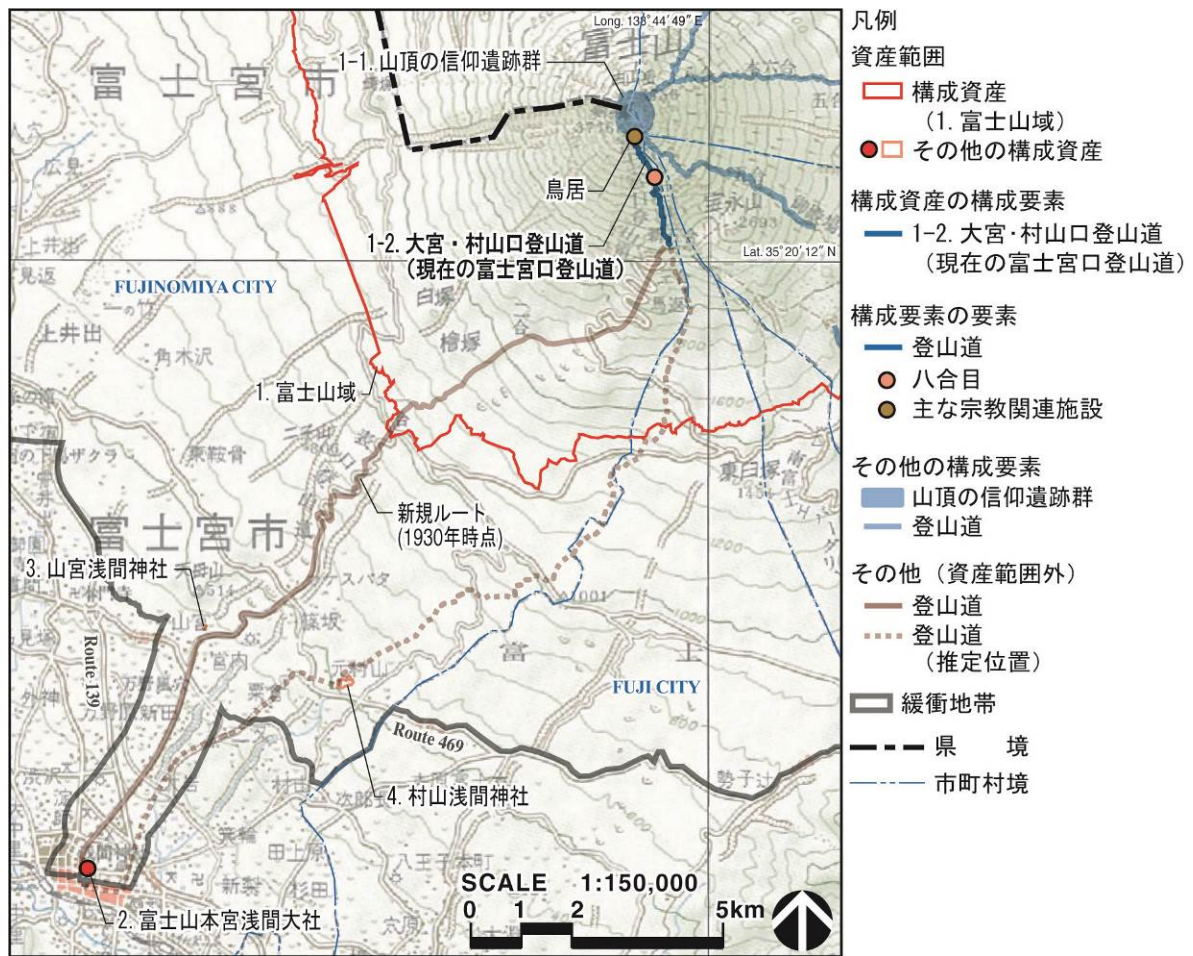


図 24 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)平面図

¹ 富士山出現伝説; 孝安天皇在位 92 年(紀元前 300 年頃か?)に富士山が一夜にして出現したとされる伝説で、13 世紀以降に普及した。その年を起点として、60 年に一度訪れる同じ干支の年を「御縁年」として重視する風習が、15 世紀頃から始まったとされている。

² 申年; 12 年に一度訪れる申年も、富士山出現の年と同じ干支の年に当たるため、重視されていた。

構成要素 1-3. 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)

須山浅間神社(構成資産 5)を起点とし、山頂の南東部へと達する登山道である。その起源は明確ではないが、15世紀末期の『廻国雑記』には、須山口登山道を指すものと考えられる「すはま口」という記述が見られる。

この登山道は、1707年(宝永4年)の宝永噴火¹の際には大きな被害を受け、復興にも時間を要したが、20世紀初頭まで多くの道者や村山の修験者の修行に使用された。須山口登山道の一合目付近には登拝の際に道者が立ち寄ったとされる風穴の須山御胎内²が残存している。

しかし、1883年(明治16年)には須山口登山道の二合八勺(標高2,050m)の地点に接続する御殿場口登山道が拓かれ、1889年(明治22年)には東海道本線が開通したことにより、須山口登山道よりも御殿場口登山道の利便性が高まったことをはじめ、1912年(明治45年)には須山口登山道の一部が陸軍演習場の区域に取り込まれて使用不可能となったことなどから、須山口登山道による登拝活動は完全に衰退してしまった。

二合八勺(標高2,050m)より下方において、御殿場口登山道が設けられる以前の須山口登山道を確認できる区間はごく一部に限られている。須山口登山道としての資産の範囲は、現在、「御殿場口登山道」の名称の下に登山道として使用されている二合八勺から山頂にかけての区間及び遊歩道として整備された須山口登山道の一合目付近(標高1,435m~1,690m)の区間の2箇所から成る。また、二合八勺の地点より上方の沿道には複数の山小屋が建てられており、その多くが現在も宿泊所として機能している。

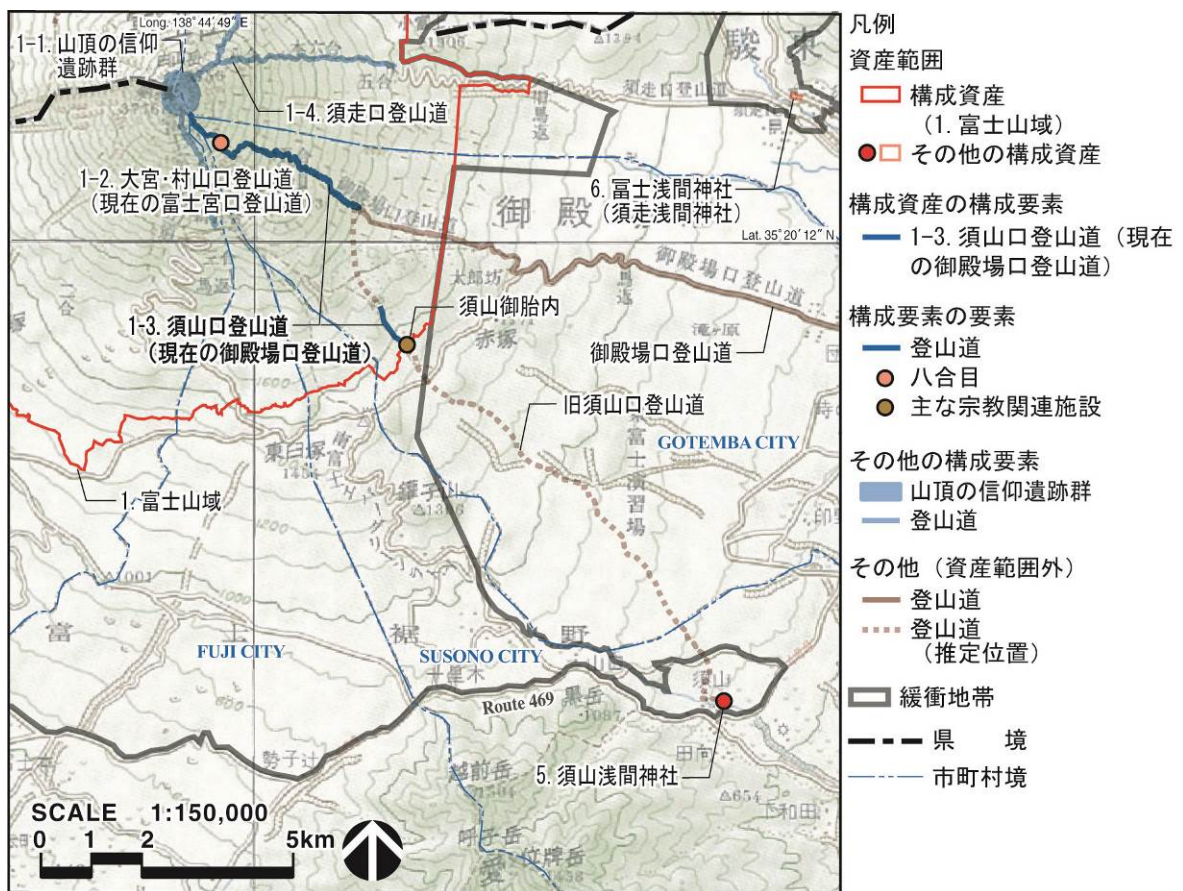


図 25 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)平面図

¹ 宝永噴火;1707年(宝永4年)に富士山の東南斜面において発生した噴火で、合計3つの火口が形成された。火山灰は、約100km離れた江戸の市中にまでもたらされた。宝永噴火は、現在に至る歴史上の最後の噴火である。

² 御胎内;御胎内に対する信仰の詳細については、構成資産21.船津胎内樹型及び22.吉田胎内樹型の説明を参照されたい。

構成要素 1-4. 須走口登山道

富士浅間神社(構成資産 6)を起点とし、吉田口登山道(構成要素 1-5)と合流して、山頂の東部へと達する登山道である。その起源は明確ではないが、七合目(標高約2,925m)の沿道からは、富士山への奉納物として現存最古の事例である1384年(至徳元年)の紀年銘を持つ懸仏が出土しているほか、『勝山記』¹の1500年(明応9年)の記事には須走口登山道に道者が集中したとの記述が見られる。

この登山道は、富士浅間神社及びその所在地である須走村(現小山町須走)が山頂部まで支配していた。

1707年(宝永7年)の宝永噴火の際には大きな被害を受けたが、翌年には復興を完了し、多くの道者・富士講信者による登拝が行われるようになった。

1959年(昭和34年)には、南麓から現在の五合目(標高約2,000m)に至るバスの通行が可能な道路が完成した。それに伴い、五合目以下の区域における登山道の利用がほとんど見られなくなったため、現在では部分的に登山道の位置を確認することが不可能な区間が存在する。須走口登山道としての資産の範囲は、現在も利用されている五合目から山頂にかけての区間である。この区間の沿道には複数の山小屋が建てられており、それらの多くが現在も宿泊所として機能している。

また、五合目には、五合目以下の登山道沿いに存在した複数の神社を1979年(昭和54年)に合祀・移築した古御嶽神社が所在する。本六合目(標高約2,700m)付近の沿道には道者・富士講信者の信仰を集めた風穴の御胎内があるほか、九合目(標高約3,575m)の沿道には18世紀初頭に存在したと考えられる富士浅間神社の末社としての迎久須志之神社及び日の出を遥拝する場所のひとつであった「日ノ見御前」と呼ばれる平坦部が存在する。

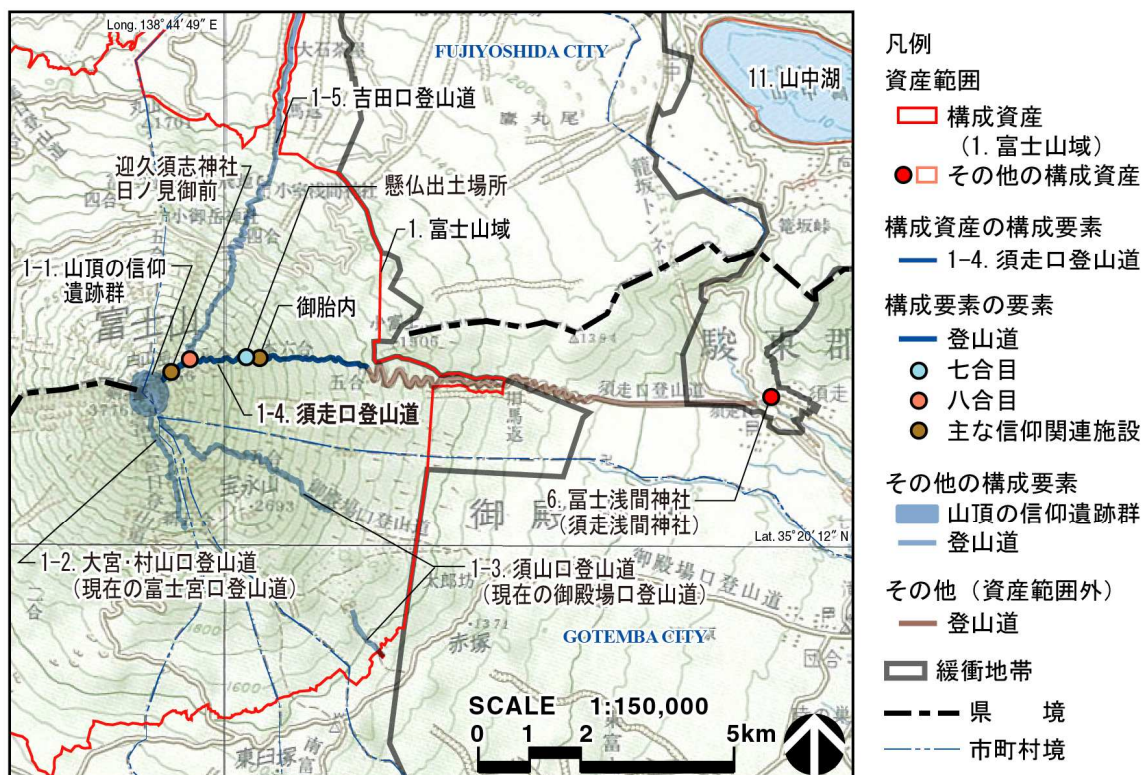


図 26 須走口登山道平面図

¹ 勝山記;564年から1563年(永禄6年)までの出来事が複数の人々によって書き継がれてきた記録で、富士山北麓における領主の行動、人々の生活、災害の様相などが綴られている。1814年(文化11年)に甲斐国(現在の山梨県)の総合地誌である『甲斐国志』が新たに編纂されたのに伴って、それまでの記録集が『勝山記』と命名された。

構成要素 1-5. 吉田口登山道

北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)を起点とし、山頂の東部へと達する登山道である。吉田口登山道の二合目(標高約 1,720m)は、12 世紀後半の紀年銘を持つ神像が奉納されていた場所であると伝えられ、遅くとも 13~14 世紀には修験の拠点が形成されたものと考えられる。富士講隆盛の礎を築いた食行身禄(1671(寛文 11)~1733(享保 18))が、入定¹に際して吉田口登山道を信者の登山本道と定めたことから、富士講の信者が次第に増加した 18 世紀後半以降は、最も多くの人々によって利用されるようになった。北口本宮富士浅間神社の境内には、登山道の起点としての登山鳥居(登山門)が所在するのをはじめ、馬による登山の上限の地点とされた馬返、富士御室浅間神社(構成要素 8)の本宮が存在した二合目、「木山」と「焼山」の境界である「天地之境」など、沿道の重要な地点には、神聖な領域の境界であることを示す鳥居又はその跡が存在する。また、廃仏毀釈以前に大日如来が祀られていた一合目の鈴原社のほか、二合目の行者堂跡を中心とする信仰関連施設の痕跡など、吉田口登山道の沿道には富士山が神聖な山岳であることを道者・富士講信者に印象付ける複数の場所が存在した。道者・富士講信者は、登拝又は巡礼の達成を記念するとともに、富士講の先達等を供養・顕彰することを目的として、登山道の随所に石碑等の石造物を建立した。

沿道の自然的要素の中には、食行身禄が入定した七合五勺(現在の八合目)の烏帽子岩をはじめ、日蓮²(1222(貞応元)~1282(弘安5))が法華経を奉納したと伝えられる五合五勺の経ヶ岳、長谷川角行が修行を行った場所として伝えられる御座石、水を司る八大竜王が祀られている亀岩など、歴史的に重要な意味を持つものが存在する。五合目より下方の沿道には、三合目の中食堂をはじめとする休憩施設等の痕跡が残されているほか、五合目より上方の沿道には今なお宿泊所として機能している多くの山小屋が存在する。

吉田口登山道は、現在では山麓から山頂まで徒歩によって登ることができる唯一の登山道であり、その全区間が資産の範囲に含まれている。また、現在もなお最も多くの登山者により利用されている登山道であり、富士講信者にとっての登山本道として利用されてきた伝統は確実に継承されている。

¹ 入定;衆生の救済を目的として、弥勒菩薩が下生するときまで生死の境界を超えて「即身成仏」すること。「即身成仏」とは、密教における宗教理想であり、現在生きている間に、生きている身体に即して成仏の境地に到達しようとするを指す。食行身禄は吉田口登山道七合五勺(現在の八合目)で即身成仏を目指し、そのまま臨終を迎えた。

² 日蓮;法華経を釈迦の正しい教えとして選んだ13世紀の仏教の僧。彼の開いた日蓮宗の教えは、関東地方の武士・商人・工人を中心に広まった。

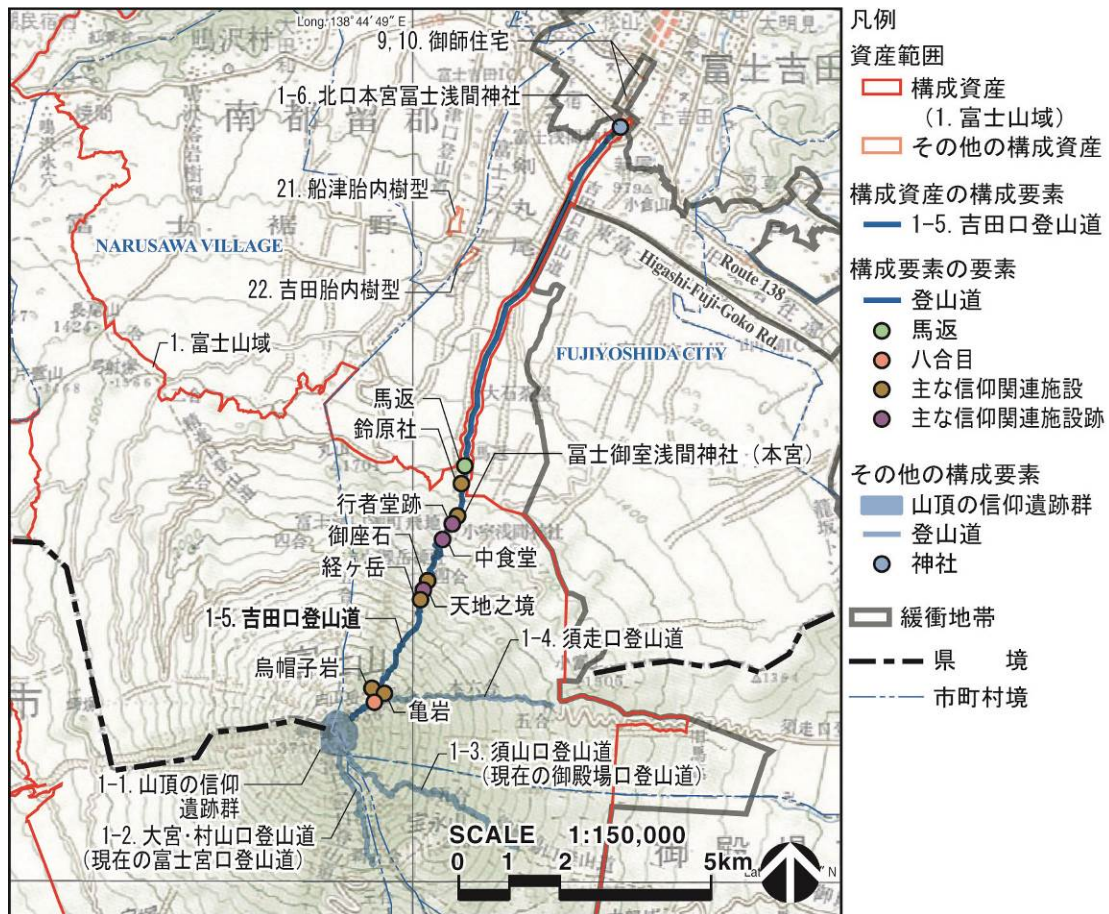


図 27 吉田口登山道平面図

構成要素 1-6. 北口本宮富士浅間神社

社伝によると、北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)は、富士山を崇拝する遥拝所を起源とし、神社の創建は日本神話の時代にまで遡るものとされている。周辺一帯は、もともと地域の産土神を祀った諏訪神社を中心として、「諏訪森」と呼ぶ林地を成していたが、『勝山記』の記述によると1480年(文明12年)には富士山に対する鳥居が林地内に建立され、遅くとも16世紀中頃には浅間神社の社殿が建てられた。その後、1561年(永禄4年)には現在の東宮本殿、1594年(文禄3年)には現在の西宮本殿、1615年(元和元年)には中央の本殿が、それぞれ建立された。1730年代には富士講の指導者であった村上光清(1682(天和2)～1759(宝暦9))の寄進によって建造物群の修復が行われ、現在に見る境内の景観の基礎が形成された。上記の3つの社殿、及び拝殿・幣殿、随神門、各末社等は、この時に新築又は修理されたものである。

富士山を目指す富士講信者は、御師住宅を出発した後、まず北口本宮富士浅間神社に参詣する。神社の鳥居をくぐって境内に入ると、スギ・ヒノキの巨木に覆われた参道を本殿に向かって進む。参道の両側には石燈籠が立ち並び、参道の半ば付近には仏教施設の遺構である仁王門の礎石が残存している。参道の終端付近には、境内を横切るように小川が流れており、道者・富士講信者はこの流れで水垢離を行った。石橋を渡ると、木造では日本最大級とされる大鳥居が建つ。この鳥居は浅間神社の鳥居というよりも、富士山の鳥居であるとされ、1480年(文明12年)に建立された鳥居を代々建て替えてきたものである。神社の入口である随神門を抜けると、正面に神楽殿が建つ。毎年7月1日に登山者の安全を祈願して行われる開山祭の際には、神楽殿を舞台として、本殿に向かって太々神楽が奉納される。

西宮本殿の背後には登山鳥居(登山門)が建ち、この神社境内を起点として富士山頂まで吉田口登山道(構成要素1-5)が延びている。富士講信者は、御師住宅から懸念仏¹を唱えつつ北口本宮富士浅間神社へと至り、神社の拝殿に昇って参拝した後、富士山頂を目指した。

富士山の登拝を開始する「開山日」は古くから毎年7月1日と定められ、北口本宮富士浅間神社では夏の安全を祈願する神事が行われてきた。今日では、開山日の前日に当たる6月30日に盛大な開山パレード及び登山鳥居(登山門)の注連縄を切り落とす儀式などが行われ、実質的な開山祭となっている。開山日以降、8月26日及び27日に山仕舞いの儀式として吉田の火祭が行われるまで、北口本宮富士浅間神社の境内は富士山の山頂を目指す多くの富士講信者で賑わう。

北口本宮富士浅間神社の境内を中心に行われる吉田の火祭は、北口本宮富士浅間神社の祭礼であるとともに、境内に含まれる諏訪神社の祭礼でもある。8月26日には、諏訪神社の社殿の姿を象徴する「明神神輿」及び赤富士を象った「御山神輿」が境内を出発し、御師集落内にある御旅所へと向かって町内を巡行する。神輿が御旅所に到着すると同時に町の随所に篝火が焚かれ、それに呼応するかのよう吉田口登山道の山小屋では一斉にタイマツに火が点される。吉田の火祭は、火山が生んだ自然との共生を重視する伝統の証として重要である。

¹ 懸念仏;「サンゲ(懺悔)、サンゲ、六根清浄」という文句を指す。富士講信者は、俗世間での罪垢を取り除き、自らを清浄にすることを求め、登拝の際に懸念仏を唱和した。

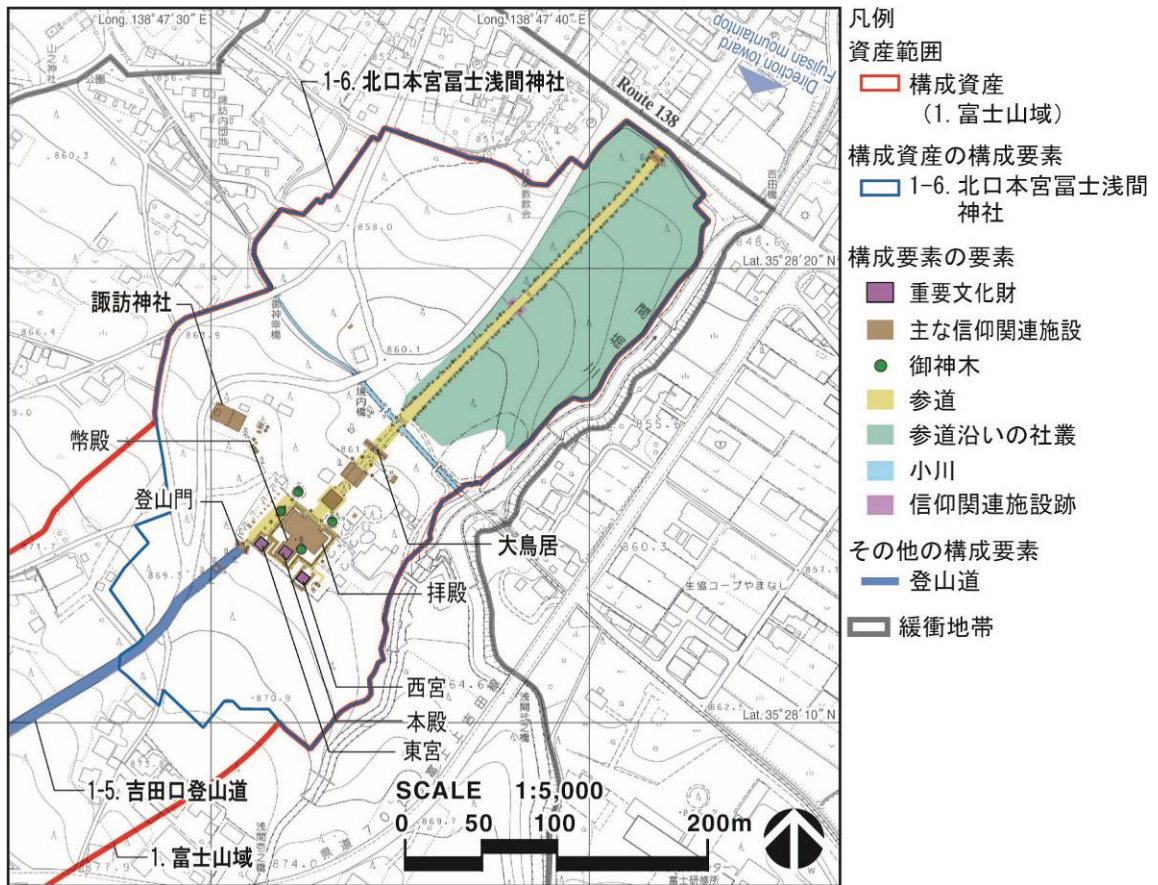


図 28 北口本宮富士浅間神社平面図

(本包括的保存管理計画(分冊1)14 ページ図3も併せて参照されたい。)

構成要素 1-7. 西湖

構成要素 1-8. 精進湖

構成要素 1-9. 本栖湖

これらの3つの湖沼は、富士山の火山活動によって形成された堰止湖で、5つの湖沼から成る富士五湖に含まれる。16世紀後半に長谷川角行が富士山麓の湖沼で水行を行ったとの伝承に基づき、富士講信者の間では山麓の8つの湖沼を巡って水行を行う「内八海巡り」の行法が定着した。16世紀後半に角行が自筆したとされる文書には、角行自身が「八海水行」を行った湖沼として、西湖(構成資産 1-7)・精進湖(構成要素 1-8)・本栖湖(構成要素 1-9)が挙げられている。1733年(享保18年)の『三十一日の御巻』においても、食行身禄は「内八海巡り」の巡礼地として8つの湖沼を挙げている。それらの8つの湖沼の中でも、いつの時代においても変わらずに水行の場として巡礼の対象とされてきたのが西湖・精進湖・本栖湖を含む富士五湖であった。

また、富士五湖の中でも、本栖湖は特に優秀な風致景観を誇ることから、多くの芸術作品の源泉ともなってきた。富士山は、プロ又はアマチュアを問わず、多くの写真家に愛され、撮影の対象とされてきたが、その中でも生涯にわたり富士山を追い続けた岡田紅陽(1895(明治28)～1972(昭和47))は、1935年(昭和10年)に本栖湖西北岸の中ノ倉峠から湖面に映える「逆さ富士」の写真を撮影した。それは『湖畔の春』と名付けられ、1984年(昭和59年)には五千円札、2004年(平成16年)には千円札の図様として、それぞれ採用された。

富士山の裾野が本栖湖岸にまで広がる中ノ倉峠からの展望景観は、『湖畔の春』として撮影された写真画像とほとんど変わることなく今日に継承されている。

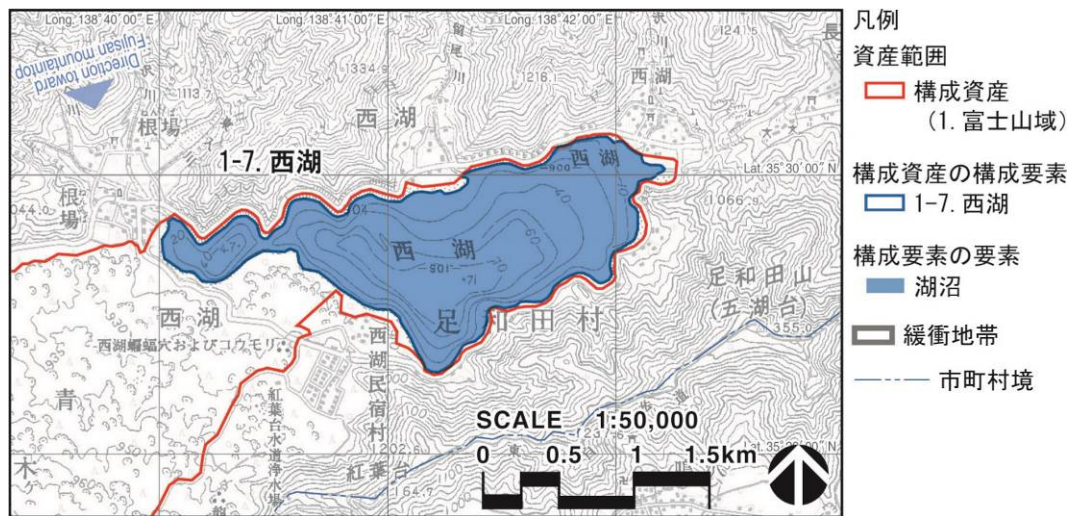


図 29 西湖平面図

¹ 三十一日の御巻;1733年(享保18年)に吉田口登山道の烏帽子岩において食行身禄が断食行を行った際に口述した内容を、弟子である田辺十郎右衛門がまとめた文書である。

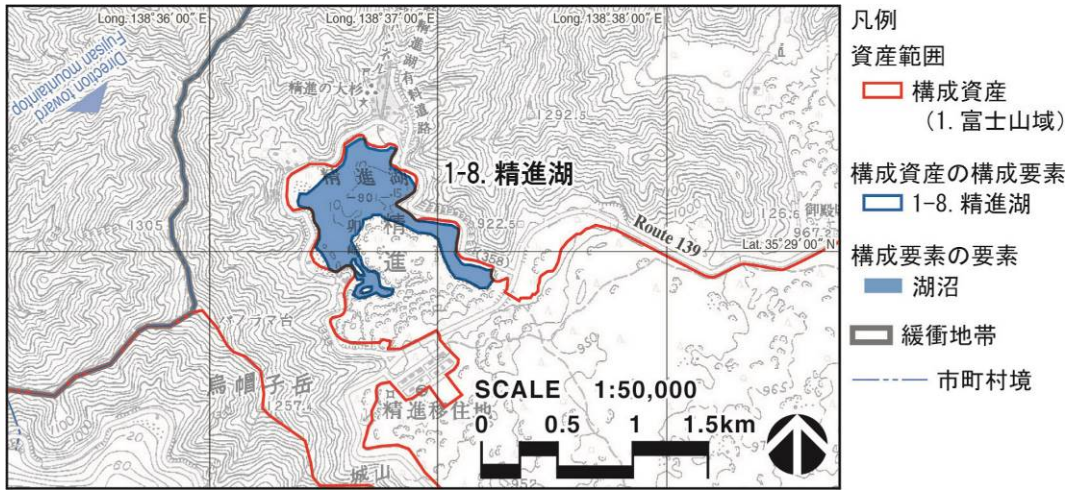


図 30 精進湖平面図

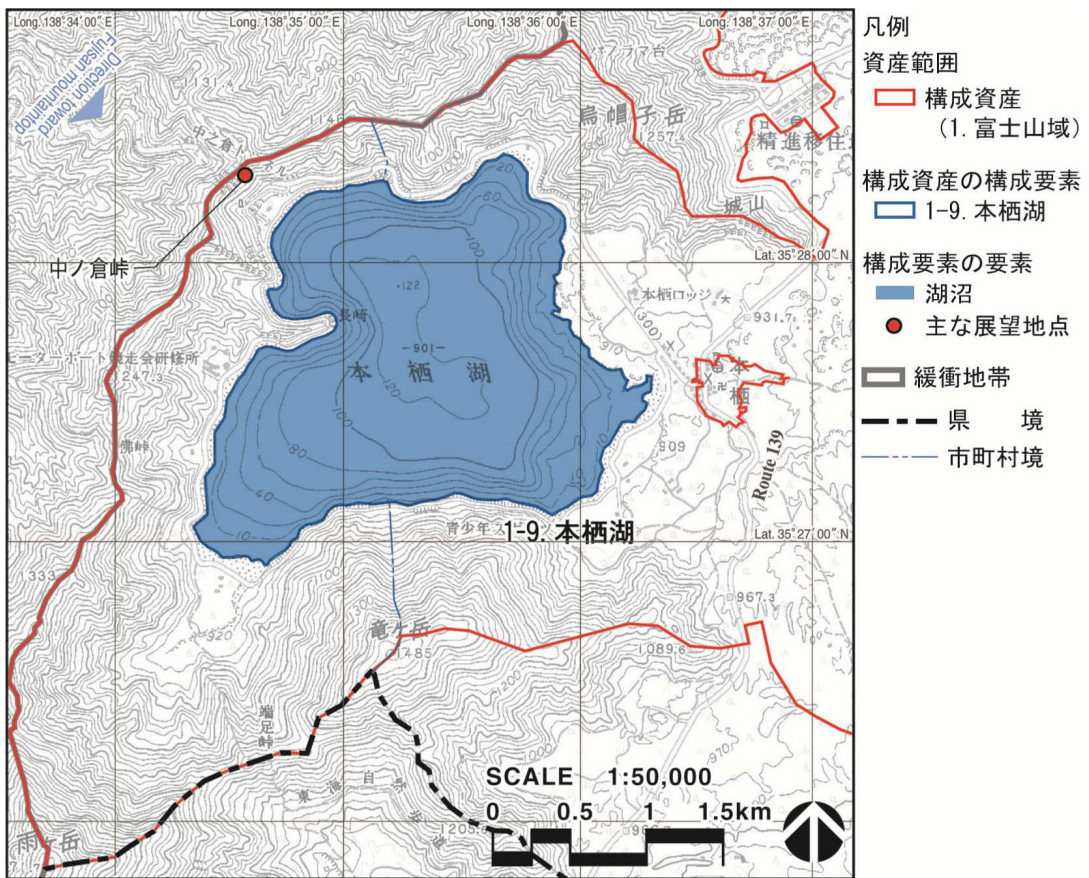


図 31 本栖湖平面図

構成資産 2. 富士山本宮浅間大社

社伝には、9世紀初頭に山宮浅間神社(構成資産 3)から現在の地に分祀したとされており、古くから富士山南麓における中心的な神社であった。国内各地に勧請された多数の浅間神社の総本宮であるとされている。各時代の権力者とのつながりも深く、徳川家康(1542(天文11)～1616(元和2))¹の庇護の下に現在の本殿等が造営されたのをはじめ、1779年(安永8年)には江戸幕府の裁許に基づき八合目以上の支配権が認められた。八合目以上の区域は、1877年(明治10年)頃にいったん国有地とされたが、2004年(平成16年)には再び富士山本宮浅間大社に返還された。

1670年(寛文10年)時点の境内を描いたとされる古絵図には、現在と同じ配置の下に鳥居、参道、鏡池及びそれに架かる輪橋(太鼓橋)、楼門、拝殿、本殿、末社等が描かれている²。それらのうち、本殿は日本国内で他に類例を見ない「浅間造り」と呼ばれる2層構造の特殊な形式を持つ。また、この絵図には神仏分離令が出される以前に存在した仏教施設も描かれており、境内における発掘調査によって、その遺構の一部が確認された。

境内には、富士山の湧水を水源とする湧玉池が存在する。社叢に覆われた境内北半部の丘陵地は富士山の溶岩流の末端部に当たり、そこから湧き出す豊かな水が湧玉池を潤している。16世紀に製作された『絹本著色富士曼荼羅図』をはじめとする複数の絵図には、富士山本宮浅間大社に参拝した道者が、湧玉池の上池において水垢離を行い、富士山へと向かった様子が描かれている。水垢離は1920(大正9)～1930(昭和5)年代まで継続的に行われてきたが、現在は行われていない。しかし、今もなお湧玉池の湧水を聖なる水として利用する人が見られるほか、1670年(寛文10年)の古絵図に湧水を司る神社として描かれた水屋神社が存在し、毎年7月には五穀豊穰を祈願して「御田植祭」が行われるなど、富士山の湧水の恵みに感謝する伝統が確実に継承されている。

¹ 徳川家康;約150年間の戦乱期を治め、1603年(慶長8年)に江戸において統一政権として徳川幕府を開いた人物。

² 古絵図の描写;現存する絵図は、1708年(宝永5年)の写しである。本殿・拝殿・楼門・末社などは形姿が描かれているが、幣殿については文字で位置のみが示されている。また20世紀初頭に、この絵図とほぼ同位置に廻廊・透塀が建設された。



図 32 富士山本宮浅間大社平面図

(本包括的保存管理計画(分冊1)69 ページ図 13 も併せて参照されたい。)

構成資産 3. 山宮浅間神社

富士山本宮浅間大社(構成資産 2)の社伝によれば、山宮浅間神社(構成資産 3)は富士山本宮浅間大社の前身であるとされている。

山宮浅間神社では、本殿に相当する建築が参道の終端付近に存在せず、富士山の方に展望の軸を合わせた位置に祭壇又は石列の区画から成る遥拝所を設けるなど、独特の境内の地割が見られる。このような地割は、富士山に対する遥拝を主軸とする古式の祭祀の在り方を示しているものと推定されている。境内における発掘調査の成果によると、神事に使用されたものと推定される12～15世紀の土器片が出土している。遥拝所の位置は、約2,000年前の溶岩流の末端部に当たり、社叢に覆われた参道より約10mも高くなっている。

また、1577年(天正5年)の『富士大宮御神事帳』の記述等によると、4月及び11月に浅間大神の宿った銚を持つ富士山本宮浅間大社の神職らが、山宮浅間神社と富士山本宮浅間大社との間を往復する「山宮御神幸」と呼ぶ神事は、遅くとも16世紀後半までには始められていたことが推定できる。この神事は1874年(明治7年)まで継続的に行われていたが、現在では行われていない。

富士山本宮浅間大社及び山宮浅間神社の境内には、「山宮御神幸」に際して浅間大神を休めるために銚を立てた「銚立石」と呼ばれる基礎の石が計3基残されている。また、神職らの着席位置を示す遥拝所の石列をはじめ、境内唯一の建築物である籠屋も、かつて神事において重要な役割を果たした施設である。

なお、「山宮御神幸」に使用された行路を「御神幸道」と呼び、その沿道には距離を表示するために1691年(元禄4年)に建立された一群の石碑が立ち並んでいたとされる。現在、「御神幸道」全体の正確な行路については明確でないが、出発点である富士山本宮浅間大社境内に残された御神幸道の首標以外に、沿道の4箇所に石碑が残されている。これらの4基の石碑については、遺存状況が断片的であることから、資産の範囲ではなく緩衝地帯の範囲に含めている。

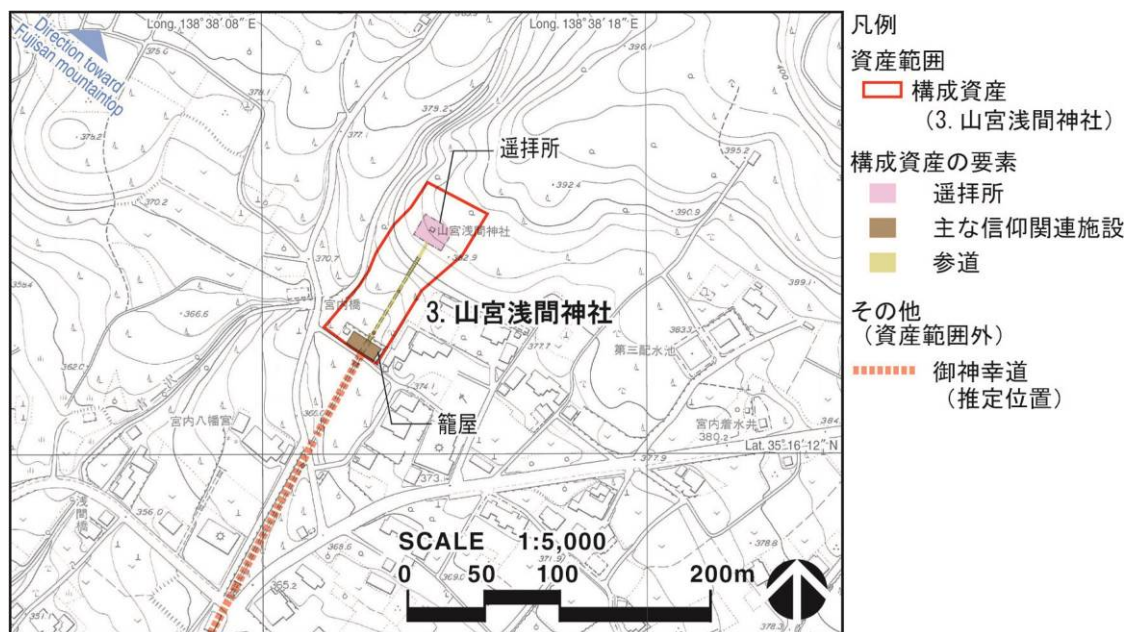


図 33 山宮浅間神社平面図

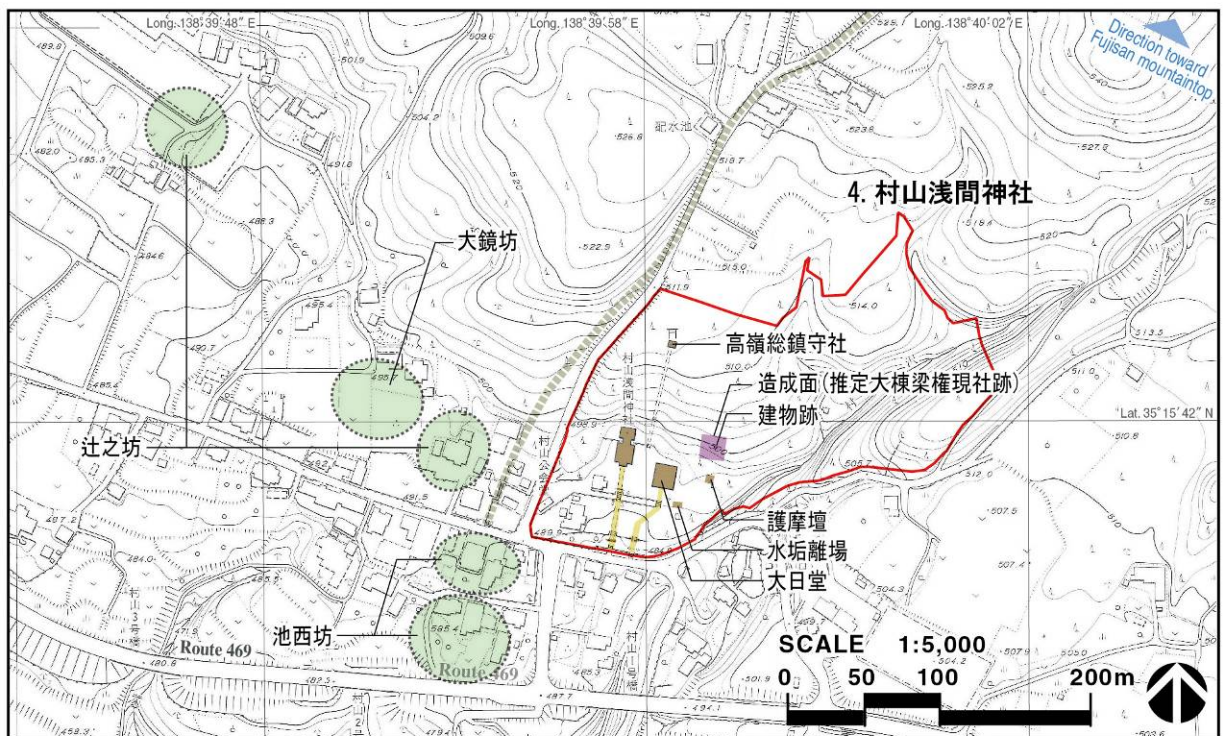
(本包括的保存管理計画(分冊1)70 ページ図 14も併せて参照されたい。)

構成資産 4. 村山浅間神社

12 世紀の修行僧である末代上人によって創建されたとされ、神仏習合の宗教施設として興法寺と呼ばれていた。14 世紀初頭には、富士山における修験道の行者が組織化され、興法寺はその中心地となった。興法寺は 17～19 世紀後半まで、「村山三坊」(大鏡坊、辻之坊、池西坊)と呼ばれた3つの有力な坊院が支配した。

1868 年(明治元年)の神仏分離令に基づき興法寺は廃止され、村山浅間神社(構成資産 4)及び大日堂に分離された。また、1872 年(明治5年)には修験道も禁止され、ほとんどの修験者は還俗¹した。ただし、一部の修験者の活動は、1940 年代まで継続的に行われていた。

御神木であるスギの巨木を含め、鬱蒼たる社叢に覆われた境内には、鳥居、参道の奥に位置する社殿、その東側に位置する興法寺の堂宇としての大日堂、修験道の儀式に使用された護摩壇、道者が利用した水垢離場が含まれる。また、境内において実施した発掘調査では 14 世紀に遡る敷地造成面及び17世紀以降の建物跡の遺構が確認された。大日堂には、1259 年(正嘉3年)の銘を持つ大日如来をはじめ、修験道に関する仏像等が安置されている。



凡例		構成資産の要素		その他(資産範囲外)	
資産範囲					
	構成資産 (4. 村山浅間神社)		主な信仰関連施設		登山道 (推定ルート)
			参道		村山三坊 (推定位置)
			信仰関連施設跡		

図 34 村山浅間神社平面図

(本包括的保存管理計画(分冊1)71 ページ図 15 も併せて参照されたい。)

¹ 還俗;僧侶であった者が、戒律を堅持する僧侶であることを捨て、在俗者・俗人に戻ることを指す。

構成資産 5. 須山浅間神社

須山口登山道(構成要素 1-3)の起点となる神社である。1707年(宝永4年)の宝永噴火により被災した須山口登山道が本格的な復興を遂げると、富士山よりも東側を中心とする地域から多くの道者が須山浅間神社に立ち寄るようになった。

鳥居・参道等を含む境内の全体は、御神木を含む一群のスギの巨木に覆われており、神聖な雰囲気にも包まれている。

覆屋内に所在する現在の本殿は1823年(文政6年)に再建されたものであるが、社伝によると、神社の創設は日本神話の時代にまで遡るとされ、社殿に残る棟札によると、遅くとも1524年(大永4年)には存在していたことが推測できる。また、本殿に向かって右側の覆屋内に所在する古宮神社は、須山浅間神社(構成資産 5)の旧本殿であると推測されている。

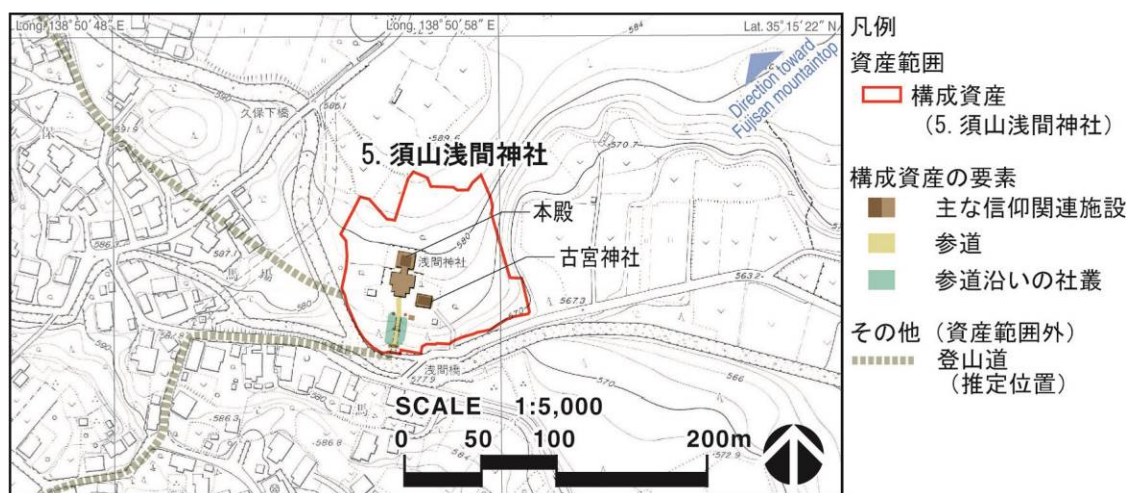


図 35 須山浅間神社平面図

(本包括的保存管理計画(分冊1)72 ページ図 17 も併せて参照されたい。)

構成資産 6. 富士浅間神社(須走浅間神社)

須走口登山道(構成要素 1-4)の起点となった神社であり、社伝によると、社殿の造営は9世紀初頭まで遡るものとされている。16世紀には有力封建領主の庇護の下に、山頂部の散銭取得権¹の一部を獲得した。

社殿は1707年(宝永4年)の宝永噴火で崩壊し、1718年(享保3年)に再建された。それ以降に製作された絵図によると、御神木を含むスギの巨木等の社叢に覆われた境内には、現在と同様の配置・構造の下に、鳥居、参道、「神門」と呼ばれる楼門が一行に建ち、その奥に拝殿・幣殿・本殿が建ち並んでいたことが知られる。2009年(平成21年)の本殿の修理に当たっては、1718年(享保3年)以降の修築痕跡が随所に認められたものの、いずれの修築に当たっても、1718年(享保3年)の再建時における部材の一部が継続的に使用されてきたことが明らかとなった。

18世紀後半以降には、多くの道者が立ち寄るようになり、現在、登山道へ連続する参道の両側には、主として20世紀前半に富士講信者が寄進した登拝回数達成を記念するものなど、約70基もの石碑等が残されている。

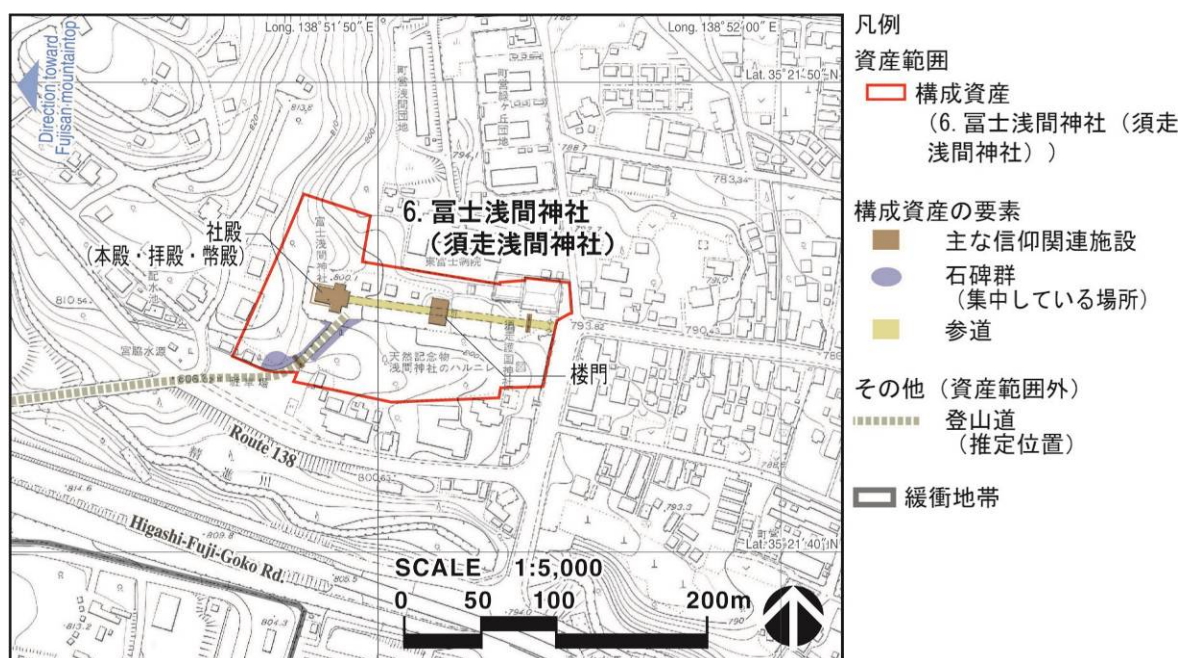


図 36 富士浅間神社平面図

(本包括的保存管理計画(分冊1)73ページ図18も併せて参照されたい。)

¹ 山頂部の散銭取得権;山頂の噴火口へ投げ入れた賽銭を回収する権利。

構成資産 7. 河口浅間神社

『日本三代実録』¹には、864(貞観6)～866年(貞観8年)に起こった噴火を契機として、865年(貞観7年)に富士山北麓に浅間神社が建立されたと記されている。19世紀の『甲斐国志』²の記述によると、この神社が現在の河口浅間神社(構成資産7)であったことが知られる。

参道を進み、大鳥居をくぐると、スギ等の御神木が立ち並ぶ神聖な空間となる。随神門を通り抜けると、7本のスギの巨木を含め、鬱蒼とした社叢に覆われて末社等が建ち、中央に拝殿、その奥に本殿が建つ。

河口浅間神社を中心とする河口の地は、甲府盆地から続く官道の宿駅としての役割に加え、富士山の登拝の大衆化に伴って、16世紀以降は御師³の集落としても発展を遂げた。しかし、その後、江戸の庶民に富士講が大流行し、それに伴って吉田御師が大きく隆盛したことにより、19世紀以降には河口の御師集落は衰退した。

しかし、その一方で、河口浅間神社では、祭神である木花開耶姫³が、神社から孫の生まれた河口湖畔の産屋ヶ崎へと産着を持って神幸する孫見祭、河口浅間神社に参集する道者等の祈願成就を目的として、御師たちにより太々神楽が奉納される太々御神楽祭など、富士山と密接に結びついた祭礼・宗教行事が今なお継続的に行われている。

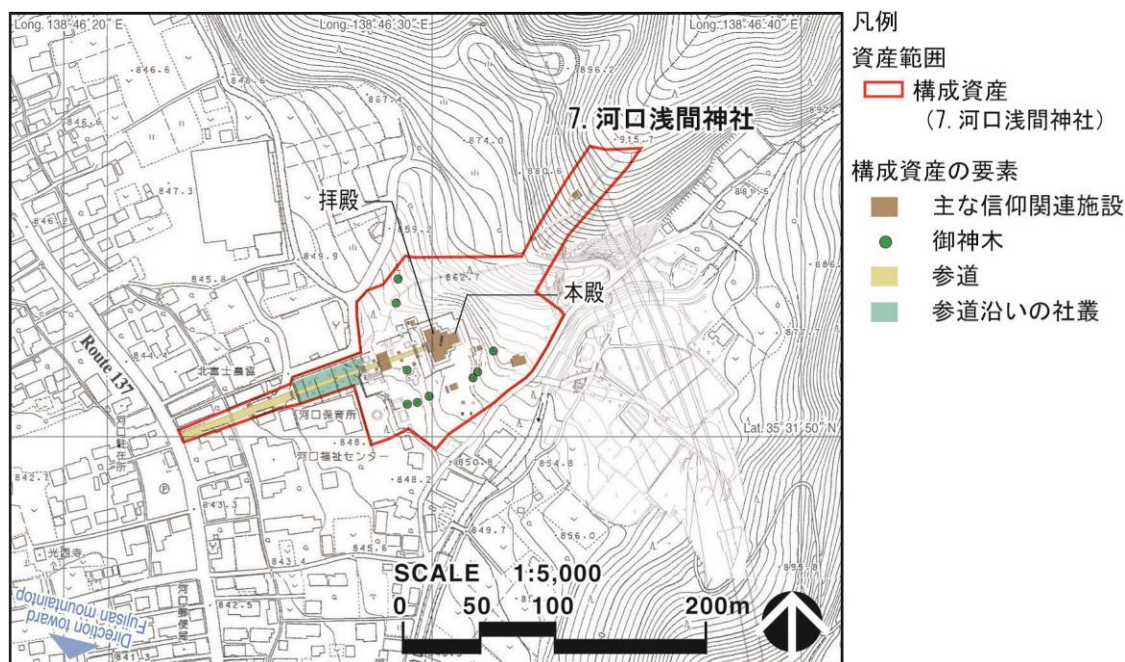


図 37 河口浅間神社平面図

(本包括的保存管理計画(分冊1)43ページ図8も併せて参照されたい。)

¹ 日本三代実録;宇多天皇(867(貞観9)～931(承平元年))の勅令に基づき、894年(寛平6年)から901年(延喜元年)にかけて編纂された日本の正史。

² 甲斐国志;1814年(文化11年)に編纂された甲斐国(山梨県)に関する総合的な地誌。

³ 木花開耶姫;日本神話に登場する女神である。火中にて出産したことから「火の神」とされ、火山である富士山の祭神と見なされるようになった。多くの浅間神社においては、主祭神として祀られている。特に、18世紀から19世紀前半にかけて富士講が流行すると、その信者の多くは木花開耶姫を浅間大神の化身又は富士山の祭神と見なすようになった。

構成資産 8. 富士御室浅間神社

富士御室浅間神社(構成資産 8)は、本来の神社境内地が存在する本宮(もとみや)及び移築後の社殿が現存する里宮(さとみや)の2箇所から成る。修験及び登拝などの富士山信仰の拠点としての意義を持つ吉田口登山道(構成要素 1-5)の二合目の本宮の境内、及び後に本宮から河口湖畔の産土神の居処へと本殿が移築された現在の里宮の境内は、ともに富士御室浅間神社の境内として一体の価値を構成している。

『甲斐国志』によると、本宮は9世紀初頭に吉田口登山道の二合目に勧進されたとされている。

もともと富士山における修験道の拠点は西南麓に位置する村山浅間神社(興法寺)(構成資産 4)であったが、13~14世紀になると、北麓の二合目に当たる御室の地においても、山内の修験道の拠点として役行者堂が建立された。その後、御室の地には浅間神社及び寺院が建立され、吉田口登山道沿いにおける富士山信仰の重要な拠点として位置付けられるようになった。

二合目の本宮(もとみや)の本殿は、冬季の参拝及び維持に困難を極めたことから、厳しい自然環境から恒久的に本殿を保護するため、1970年代に河口湖畔の集落にほど近い現在の里宮の地に移築された。

里宮の境内には、鳥居を起点として、里宮本殿に向かって参道が伸びている。随神門を抜けた区域には末社等が建ち、正面には本殿及びその付属施設である拝殿・幣殿が建つ。本殿は拝殿・幣殿と一体となった覆屋により保護されている。境内はスギの樹木に覆われ、神聖で荘厳な空間を形成している。

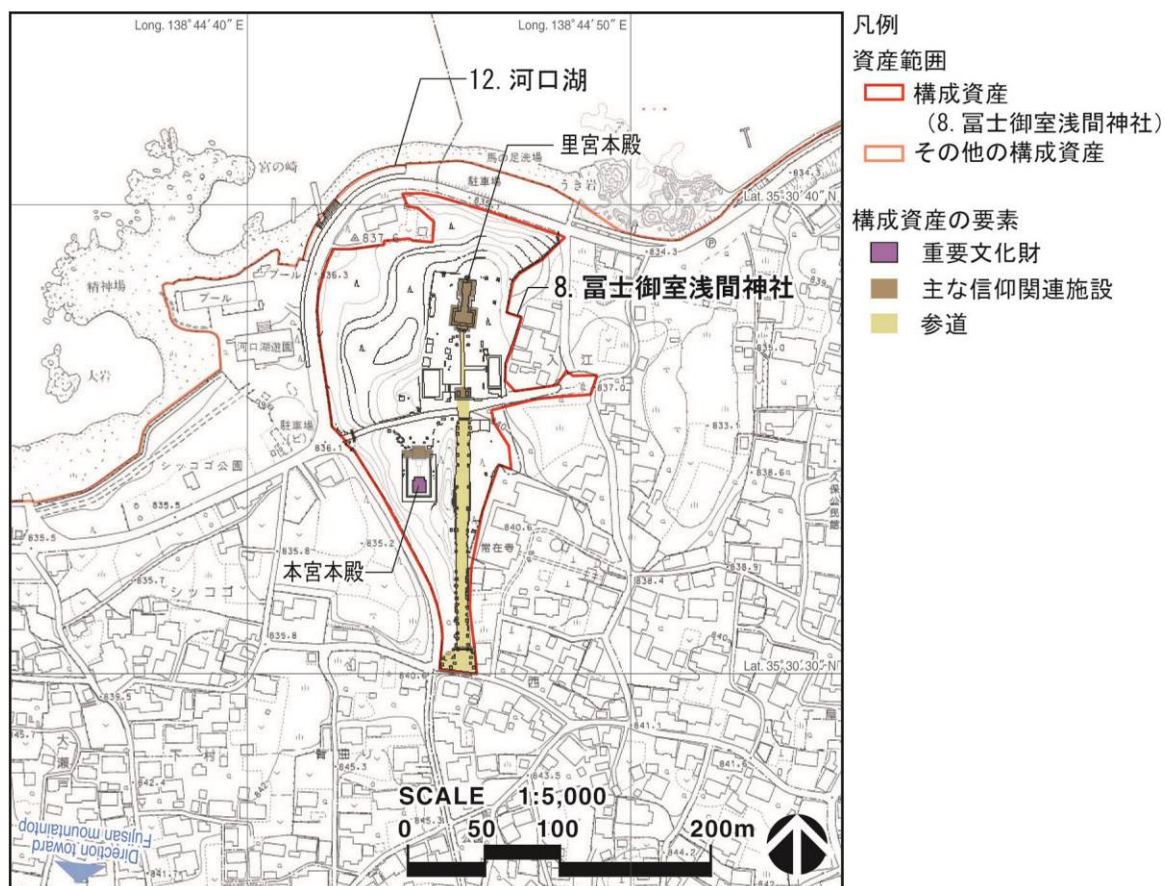


図 38 富士御室浅間神社平面図

(本包括的保存管理計画(分冊1)41 ページ図6及び 42 ページ図7も併せて参照されたい。)

構成資産 9. 御師住宅(旧外川家住宅)

構成資産 10. 御師住宅(小佐野家住宅)

御師は、夏季に富士講信者が登拝を行うのに当たり、宿泊・食事の準備をはじめ一切の世話をを行うとともに、日常は富士山信仰の布教活動及び祈禱を行うことを生業とした。富士山の御師を代表する吉田の御師は、吉田口登山道(構成要素 1-5)の起点となる北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)の門前の地域において、南北方向の道路の左右に御師住宅が建ち並ぶ大規模な集落を形成した。資産には、遺存状況の良好な最古の御師住宅の事例である旧外川家住宅(構成資産 9)及び富士講最盛期における平面構成を現在に伝える小佐野家住宅(構成資産 10)の2つの御師住宅が含まれる。

御師の屋敷は間口が狭く、奥に長い短冊状の地割を持つ。表通りから延びる導入路の途上には敷地を横切る水路があり、その奥に住宅兼宿坊の機能を持つ主屋が建つ。

御師住宅では、まず、先達に導かれて到着した富士講信者たちが、導入路を横切る水路において手足を清めた。その後に主屋へ到着すると、御師の導きにより、先達は式台玄関から、その他の富士講信者たちは庭に面する縁側から、それぞれ主屋の内部へと入った。式台玄関から奥へと客室が続き、主屋の最奥部には神殿が設けられ、御師と富士講信者たちは神殿の前に集まって拝礼を行い、登山の準備を行った。

旧外川家住宅においては、富士講の隆盛により、訪れる富士講信者の数が爆発的に増加したことに対応するため、1860年頃に離れ座敷が増築され、神殿が設けられた。

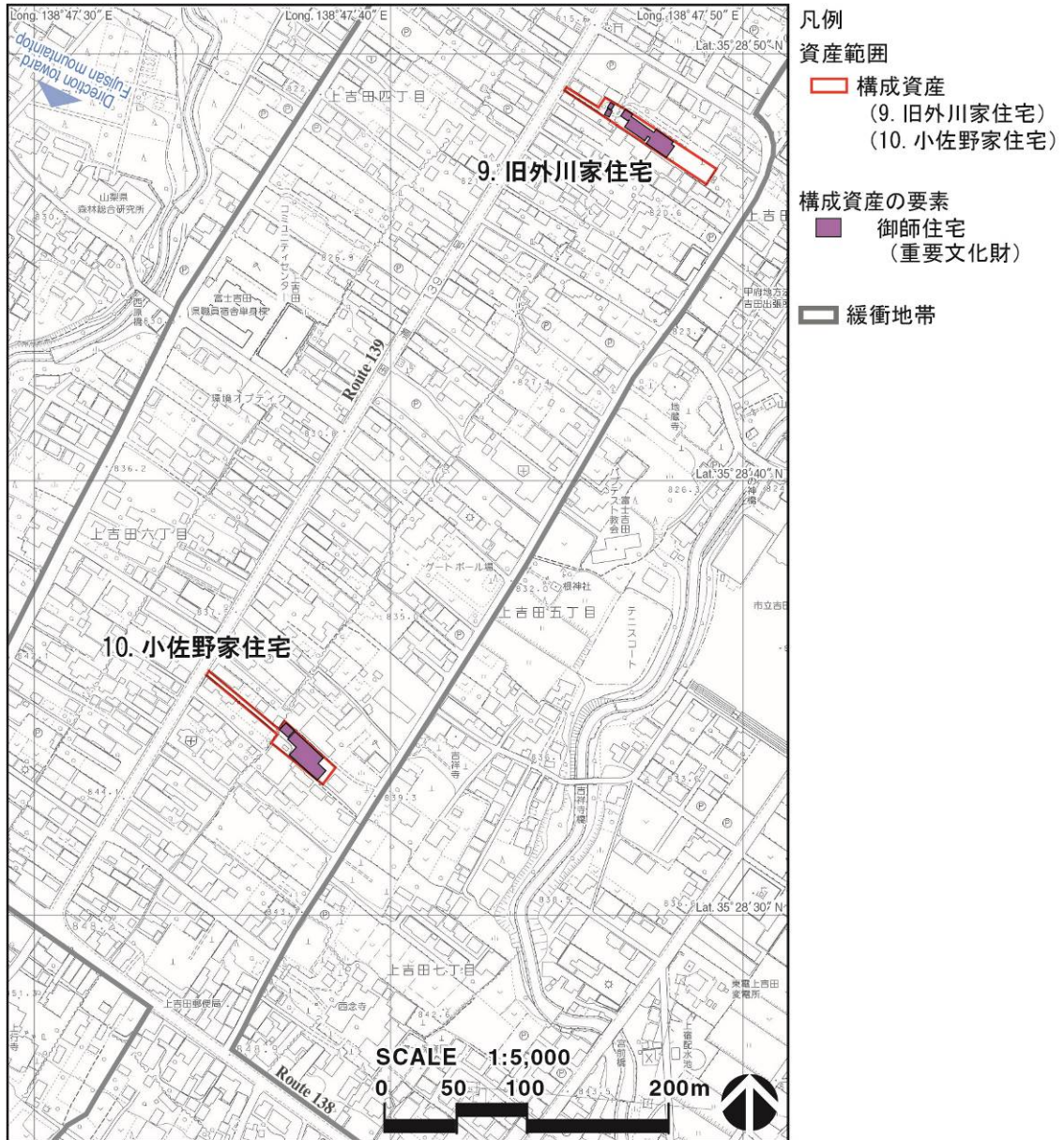


図 39 御師住宅平面図

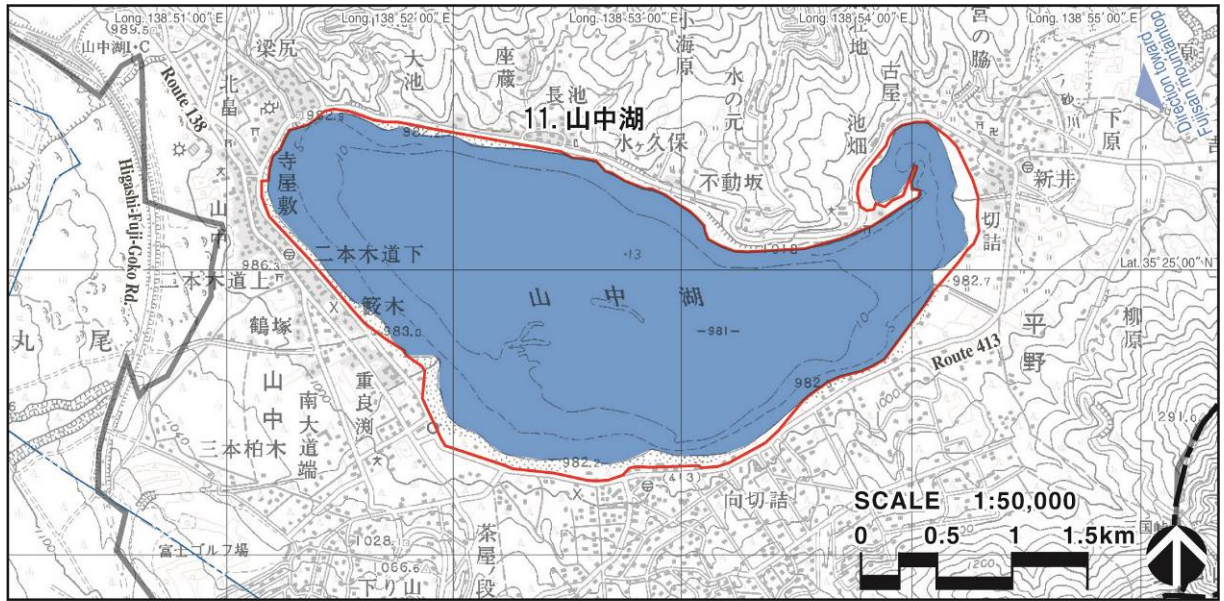
(本包括的保存管理計画(分冊1)105 ページ図 26 及び 108 ページ図 27 も併せて参照されたい。)

構成資産 11. 山中湖

構成資産 12. 河口湖

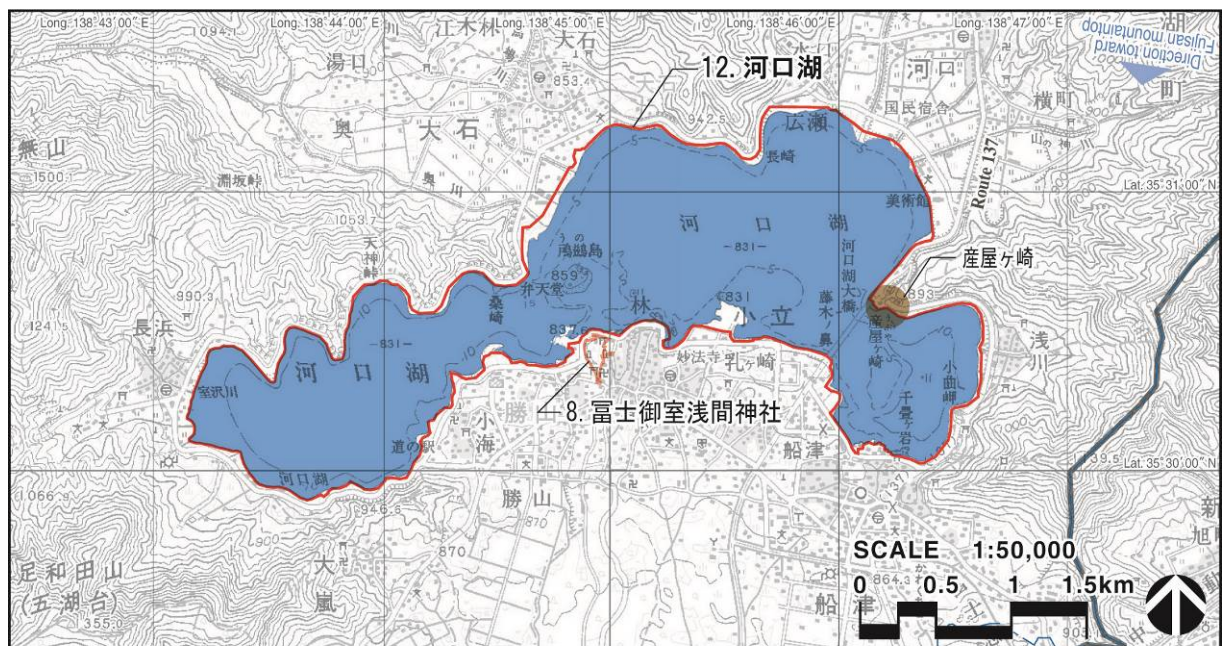
これらの2つの湖沼は、富士山の火山活動によって形成された堰止湖で、5つの湖沼から成る富士五湖に含まれる。河口湖北岸の産屋ヶ崎は、河口浅間神社(構成資産 7)の孫見祭において、同神社の祭神である木花開耶姫が生誕した孫を見舞うために神幸する場所である。

16世紀後半に長谷川角行が富士山麓の湖沼で水行を行ったとの伝承に基づき、富士講信者の間では山麓の8つの湖沼を巡って水行を行う「内八海巡り」の行法が定着した。16世紀後半に角行が自筆したとされる文書には、角行自身が「八海水行」を行った湖沼として、山中湖(構成資産 11)・河口湖(構成資産 12)が挙げられている。1733年(享保18年)の『三十一日の御巻』においても、食行身禄は「内八海巡り」の巡礼地として8つの湖沼を挙げている。それらの8つの湖沼の中でも、いつの時代においても変わらずに水行の場として巡礼の対象とされてきたのが山中湖・河口湖を含む富士五湖であった。



- 凡例
- | | | |
|--|---|--|
| 資産範囲 | 構成資産の要素 | 緩衝地帯 |
| <ul style="list-style-type: none"> 構成資産 (11. 山中湖) | <ul style="list-style-type: none"> 湖沼 | <ul style="list-style-type: none"> 緩衝地帯 市町村境 |

図 40 山中湖平面図



- 凡例
- | | | |
|---|--|--|
| 資産範囲 | 構成資産の要素 | 緩衝地帯 |
| <ul style="list-style-type: none"> 構成資産 (12. 河口湖) その他の構成資産 | <ul style="list-style-type: none"> 湖沼 主な信仰関連の場所 | <ul style="list-style-type: none"> 緩衝地帯 市町村境 |

図 41 河口湖平面図

構成資産 13. 忍野八海(出口池)

構成資産 14. 忍野八海(お釜池)

構成資産 15. 忍野八海(底抜池)

構成資産 16. 忍野八海(銚子池)

構成資産 17. 忍野八海(湧池)

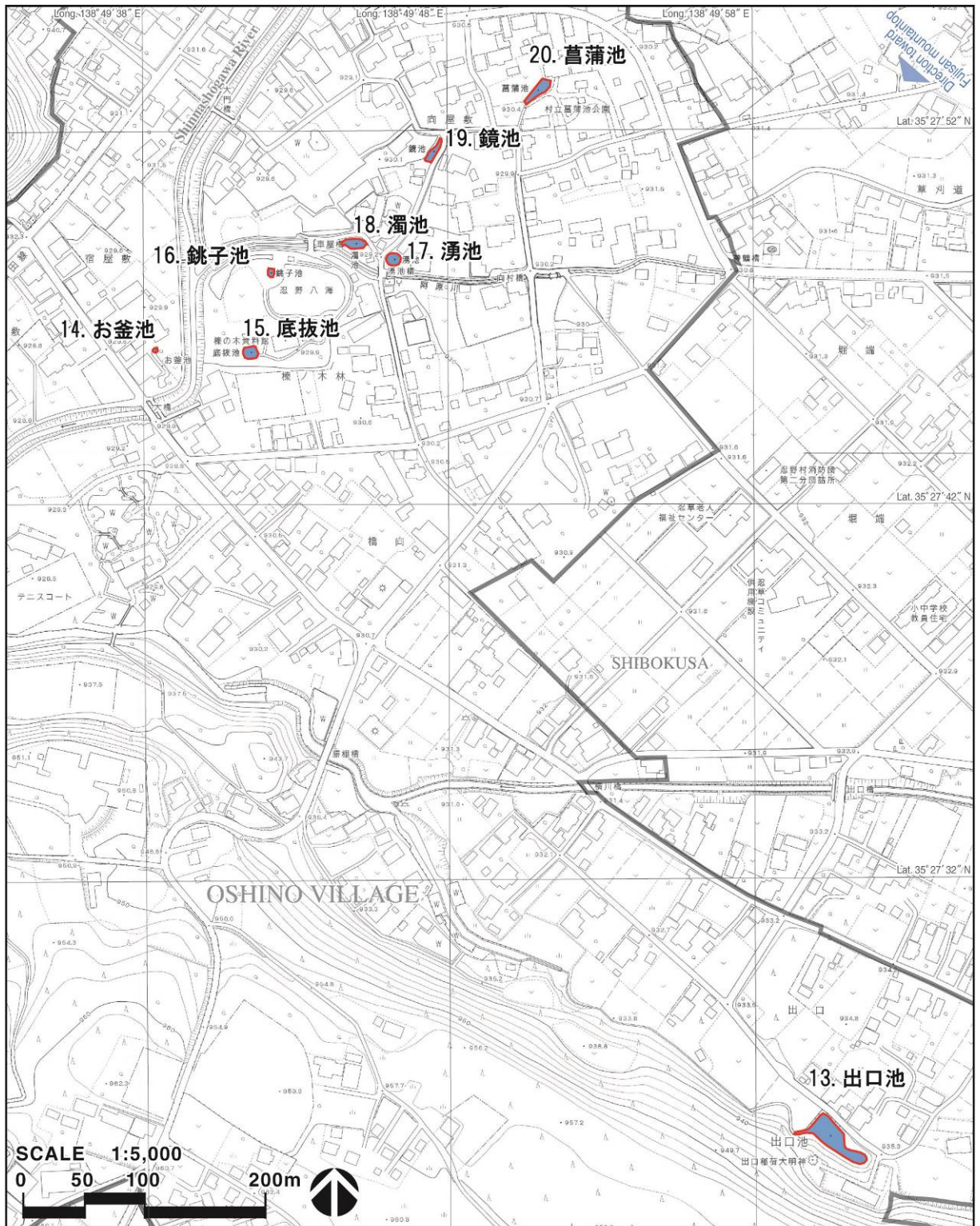
構成資産 18. 忍野八海(濁池)

構成資産 19. 忍野八海(鏡池)

構成資産 20. 忍野八海(菖蒲池)

富士山の伏流水による8つの湧水から成り、それぞれ八大竜王¹を祀る富士山信仰の巡拝地であった。富士登山を目指す道者・富士講信者たちは、忍野八海(構成資産 13～20)の湧水により、自らの身の穢れを祓った。16世紀後半に長谷川角行が富士山麓の湖沼で水行を行ったとの伝承にちなみ、1843年(天保14年)より、忍野八海においても、8つの小さな湧水を巡って水行を行う「富士山根元八湖」と呼ぶ巡礼が行われるようになった。それに伴い、富士講信者によって出口池(構成資産 13)から菖蒲池(構成資産 20)までを巡る道が整備されるとともに、各池の浚渫が行われ、八大竜王が祀られた。それ以後、忍野八海は、19世紀後半まで継続的に道者・富士講信者が訪れる巡礼地となった。道者・富士講信者は各湧水で水垢離を行い、翌日、富士登拝を行った。

¹ 八大竜王;法華経に登場する護法神。一般的に雨や水を司る神であるとされている。



- 凡例
- | | | |
|--|---|--|
| 資産範囲 | 構成資産の要素 | 緩衝地帯 |
| <ul style="list-style-type: none"> □ 構成資産 (13~20. 忍野八海) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 湧水池 | <ul style="list-style-type: none"> ▭ 緩衝地帯 |

図 42 忍野八海平面図

構成資産 21. 船津胎内樹型

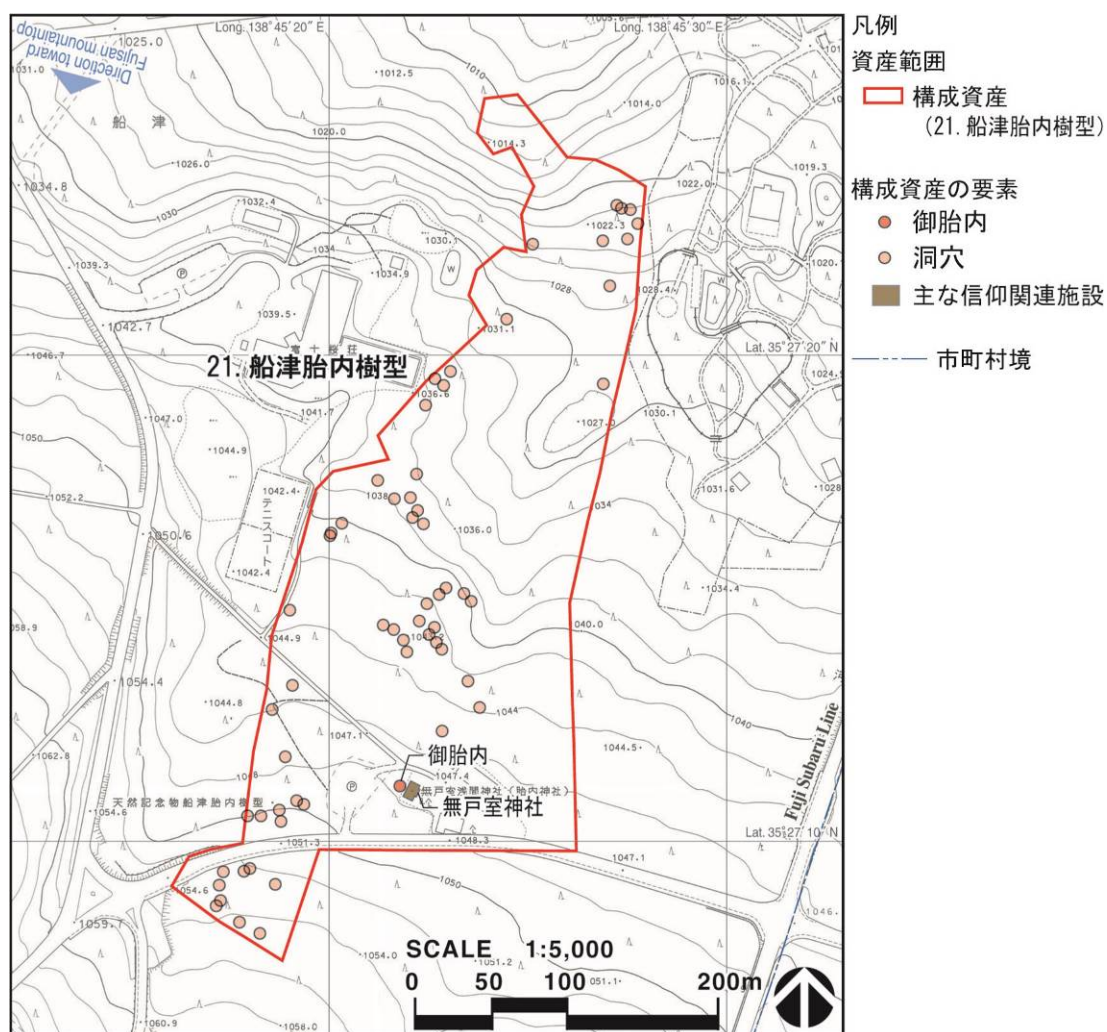
構成資産 22. 吉田胎内樹型

溶岩樹型のうち、内部の形態が人間の内臓を剥り抜いた胎内に似たものが「御胎内」と呼ばれて信仰の対象となり、「胎内巡り」と称して洞内を巡る信仰行為が行われるようになった。船津胎内樹型(構成資産 21)及び吉田胎内樹型(構成資産 22)は、その代表的な事例である。両者は吉田口登山道(構成要素 1-5)に近接して存在したことから、多くの富士講信者によって重視され、2つの「御胎内」が一連の霊地として位置付けられた。胎内巡りを行う富士講信者は、登拝の前日に「御胎内」を訪れ、洞内を巡って身を清めた。その後、御師住宅に戻って、翌日の登拝に備えた。

17世紀の初め頃、長谷川角行は富士登拝を行った際に船津胎内樹型に含まれる溶岩樹型のうちの一つを発見し、その内部に浅間大神を祀ったとされる。さらに1673年(延宝元年)には、富士講信者が現在の船津胎内樹型の中でも最も大規模な溶岩樹型を発見し、その内部に改めて浅間大神を勧請するとともに、入口付近に無戸室浅間神社の社殿を建立した。

また、吉田胎内樹型は1892年(明治25年)に富士講信者によって発見され、巡礼の場となった溶岩樹型である。2つの洞穴内には、浅間大神の化身であり、富士山の祭神である木花開耶姫が祀られている。

これらの2つの胎内樹型を含む溶岩樹型は、生命の起源となる母胎の臓器にも似ていることから、やがて安産祈願の対象ともなり、火山が生んだ造形における信仰行為の実践を通じて、人々の間に自然との共生を重視する伝統を育んだ。



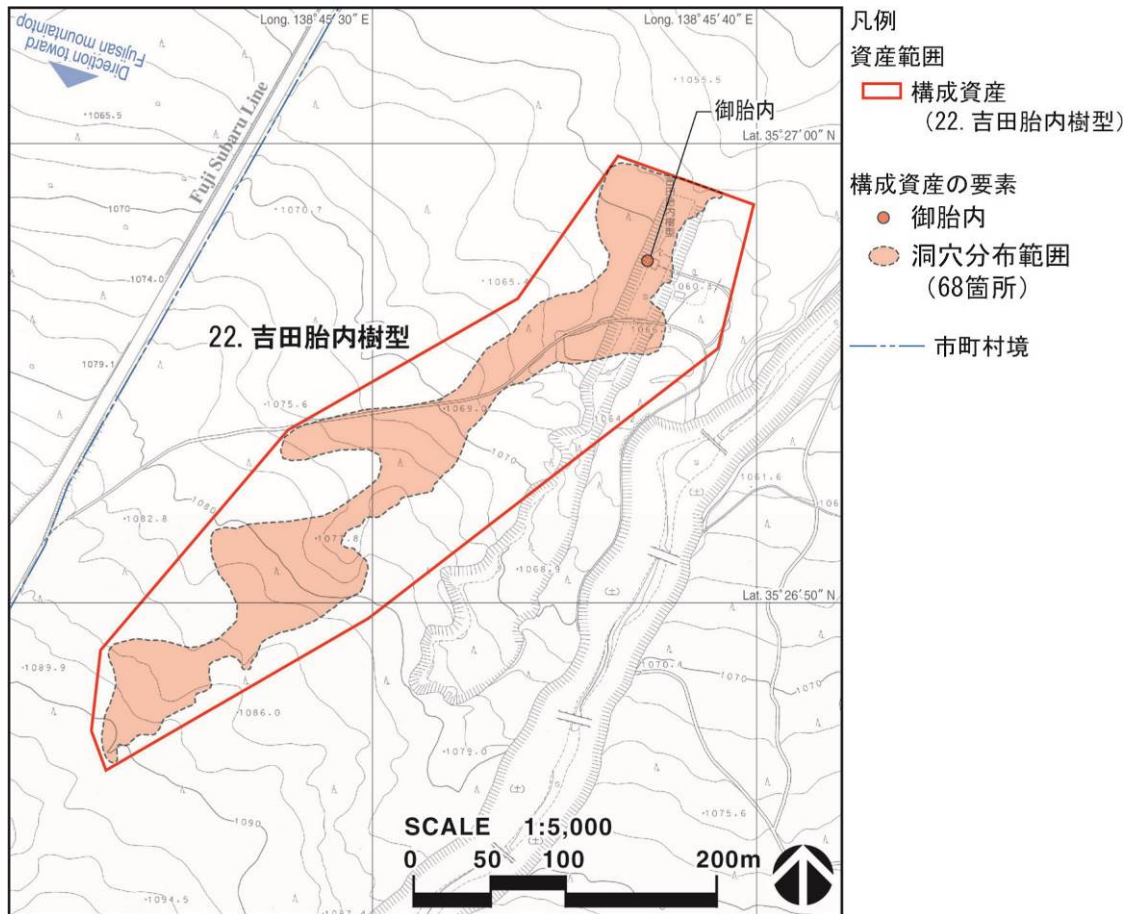


図 44 吉田胎内樹型の平面図

構成資産 23. 人穴富士講遺跡

長谷川角行が修行を行い、入滅したとされる風穴の「人穴」を中心として、その周辺に富士講信者が修行を行い造立した約 200 基を越える碑塔群が残されている遺跡である。『吾妻鏡』には、鎌倉幕府2代將軍源頼家(1182(寿永元)～1204(元久元))の命令により、洞内を探検した武士が靈的な体験をしたことが記されており、早くも 13 世紀には人穴が、「浅間大神の御在所」であったことが知られる。また、富士講関連の古文書によれば、人穴は、16～17世紀に角行が浅間大神の啓示を得た場所であると伝承されている。また、角行が人穴を「浄土(浄土門)」であると述べたとの伝承に基づき、人穴を参詣し、修行を行う熱心な富士講信者も現れた。富士講が隆盛期を迎えると、信者は角行及び先達を供養・顕彰したり、自らの登拝回数を記念したりするために、多くの石造碑塔を建立した。

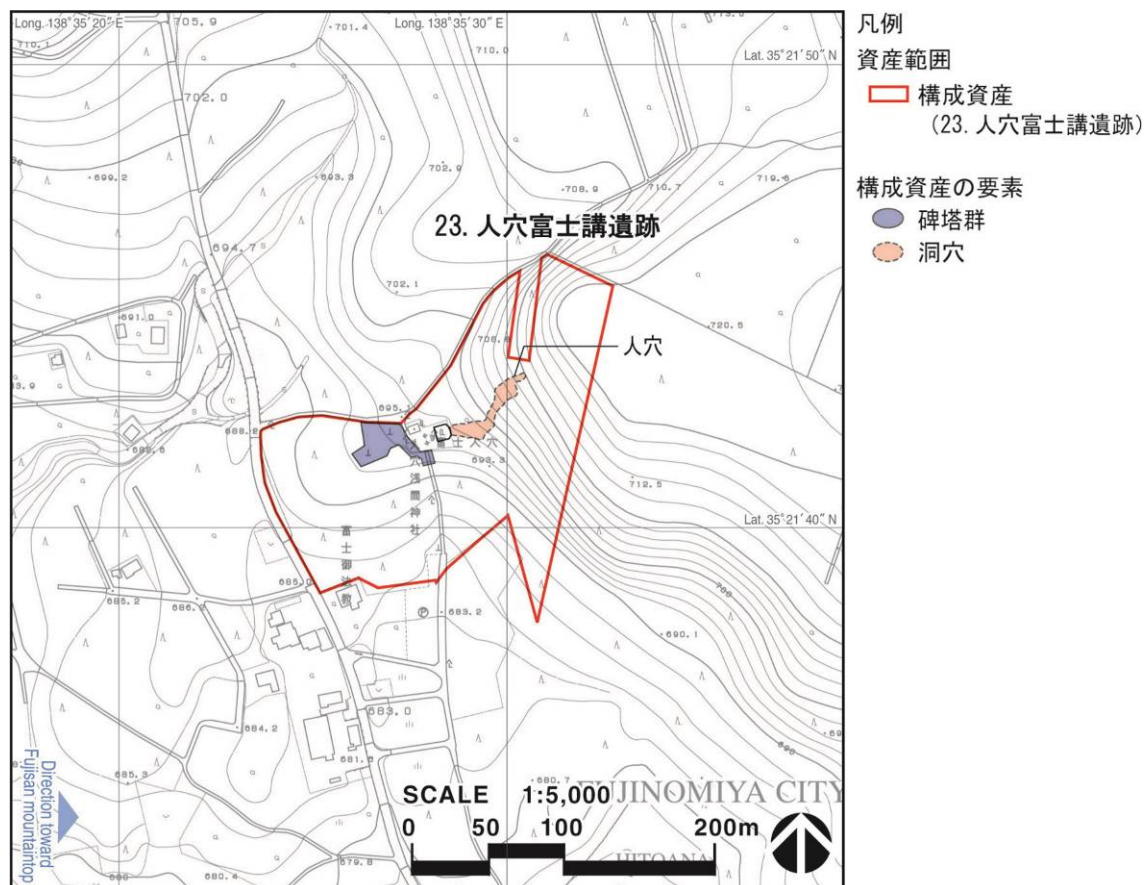


図 45 人穴富士講遺跡平面図

(本包括的保存管理計画(分冊1)72 ページ図 16 も併せて参照されたい。)

¹ 吾妻鏡;12～13 世紀の事項について記した史書。その中の 1203 年(建仁3年)の記事に、人穴に関するものが見られる。

構成資産 24. 白糸ノ滝

富士山の湧水を起源とする滝である。滝の名称は、1日平均15～16万m³もの湧水の噴出が数百条もの白糸を垂らしたように見えることに由来する。

富士講関連の文書によれば、白糸ノ滝（構成資産 24）は長谷川角行が人穴での修行と並行して水行を行った場所であるとされ、富士講信者を中心に人々の巡礼・修行の場となった。富士講信者の描いた絵図からは、18世紀中頃の白糸ノ滝における修行の様子が知られるのみならず、現在もお現地に残存されている石碑を確認することができる。

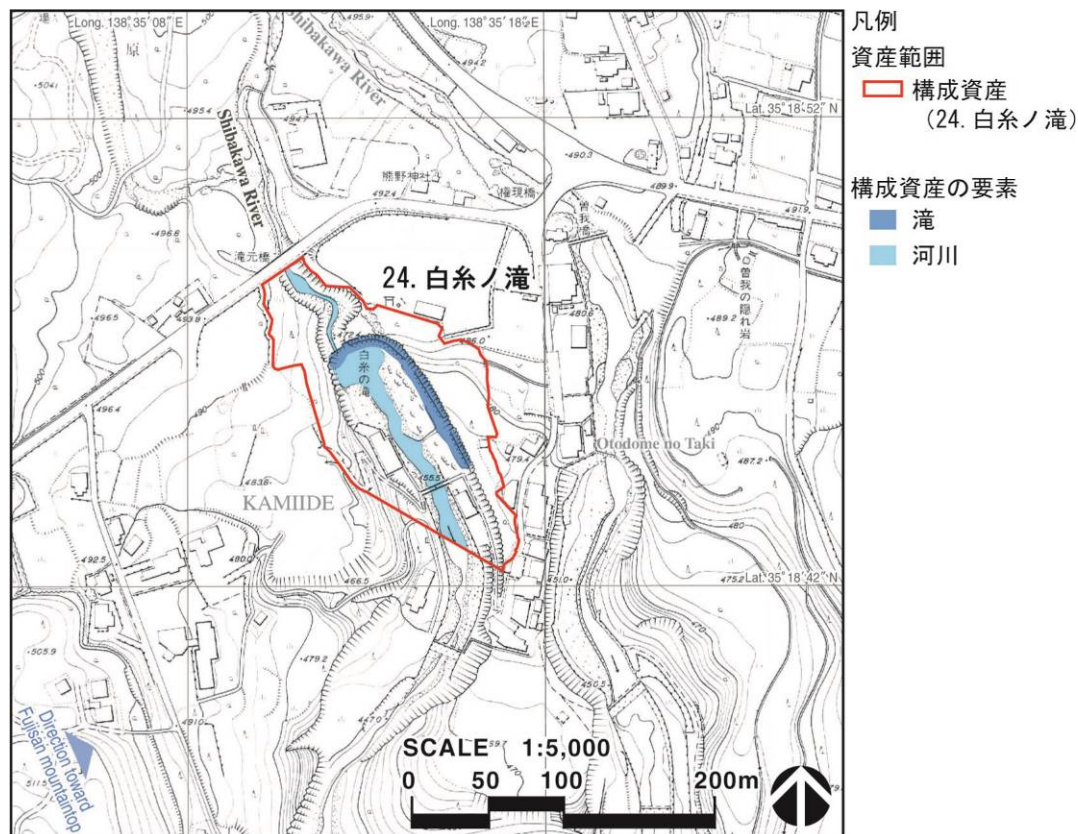


図46 白糸ノ滝平面図

構成資産 25. 三保松原

富士山頂の南西約 45 kmに位置し、駿河湾に臨んで松林に覆われた砂嘴である。砂嘴の総長は約7kmに及び、その上にクロマツが約4.5kmにわたって叢生している。富士山と関わりがあるとされる天女と地元の漁師との交流を描いた「羽衣伝説」¹の舞台として著名であり、特に「羽衣の松」の付近は海浜の松原越しに富士山の形姿を望む風致景観の優秀な場所として知られる。また、「羽衣の松」から9世紀の創建とされる御穂神社に至るまで、「神の道」と呼ばれる松並木が連続している。御穂神社の神事の際には、御神木である「羽衣の松」を目印として、海から来訪する神を迎え、その後「神の道」を経て神社へと導く。

8世紀に日本最古の詩歌集である『万葉集』²が編纂されて以降、三保松原(構成資産 25)は歌枕として数多の和歌の題材となった。

また、日本文化に大きな影響を与えた古代中国の神仙思想に基づき、古来、富士山の方角に向かって帯状に延びる三保松原の白砂青松の海浜景観は、蓬莱山とも称された富士山と人間の世界とを結び付ける「架け橋」のような意味を持つ場所であった。

さらに、山頂への宗教的登山が庶民の間に拡大した16世紀には、富士山に対する信仰を景観として描き出した『絹本著色富士曼荼羅図』において、図像の下方に三保松原が配置されるようになり、当時の日本人は三保松原を富士山への登拝の過程を表す重要な霊地として認識していたことを示している。

そのような景観認識の在り方は、庶民の山頂登拝が爆発的に増加した18世紀～19世紀前半にも継承され、三保松原は大宮・村山口を拠点とする東海道・西国の道者にとって富士山への登拝の過程を表す重要な場所として認識されるようになった。それは、当時、流布した数多の参詣図・登山案内図においても、三保松原が富士山信仰の聖域の西端に描かれたことにも端的に表れている。

一方で、三保松原は、「羽衣伝説」を題材として15世紀に制作されたとされる謡曲『羽衣』の舞台ともなり、富士山を仰ぎ見る場所として、日本人に深い印象を与えた。さらに、16世紀以降の絵画の分野においても、富士山を描く際の典型的な構図に含まれる景勝地として認識されるようになり、歌川広重(1797(寛政9)～1858(安政5))等の作品をはじめ、海外にも著名な浮世絵等の芸術作品の視点場又は舞台となった。

¹ 羽衣伝説; 白鳥処女説話(Swan maiden)の一種である。羽衣伝説は日本の各地に伝わる。その中でも三保松原を舞台とする羽衣伝説は、地上に降りた天女が松の木に掛けた羽衣を漁師に奪われ、天上に帰ることができなくなったため、羽衣を返してもらって代わりに天人の舞いを見せ、その後富士山の方角の天上に向かって帰っていくという筋書を持つ。「羽衣の松」は天女が羽衣を掛けたマツであるとされるが、現在のマツは樹齢などの関係から後代のものである。また、御穂神社には羽衣の断片とされる布の破片が伝えられている。

² 万葉集; 7世紀後半～8世紀後半に編纂された日本に現存する最古の詩歌集である。

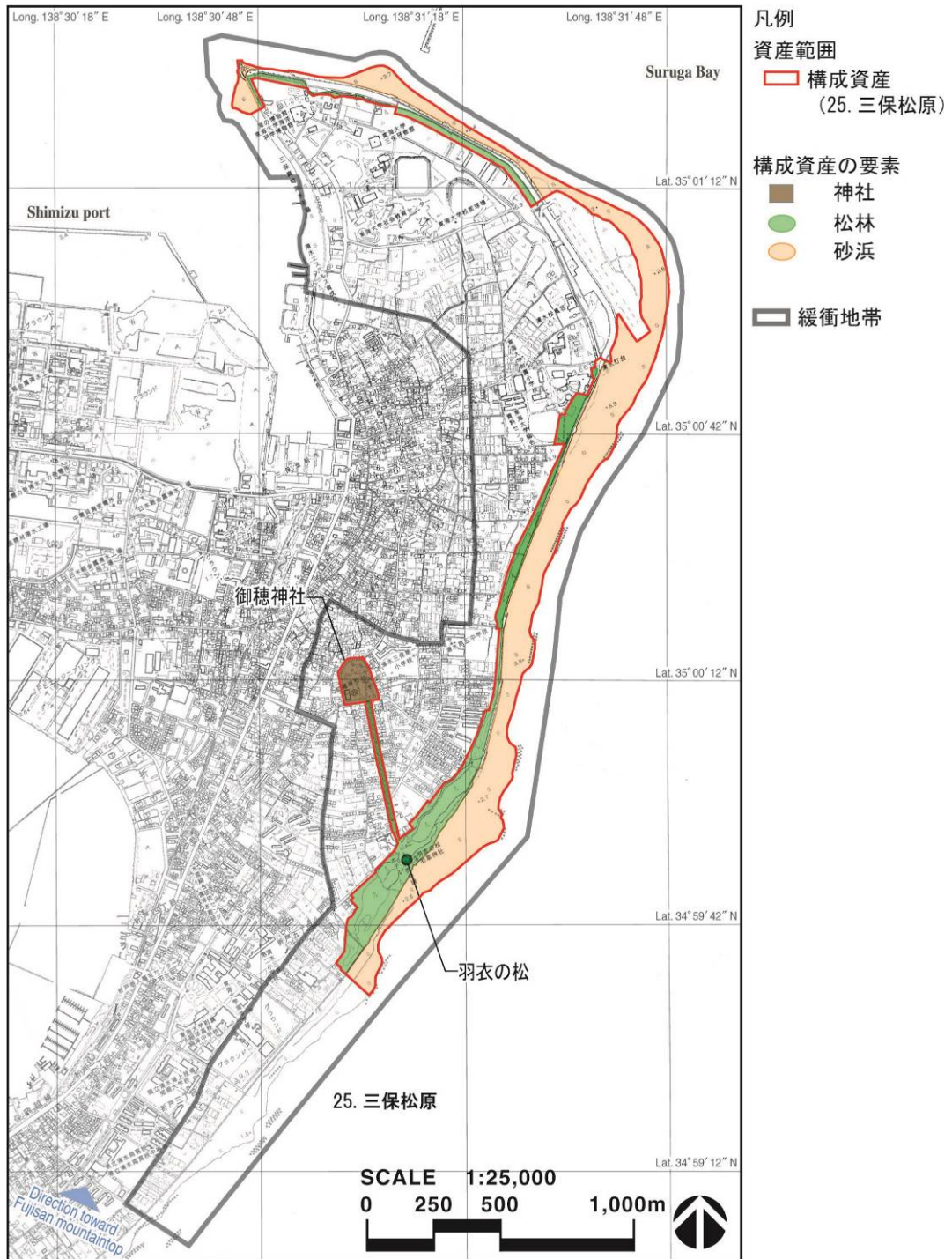


図 47 三保松原平面図

(6) 構成資産及び構成要素、それらに含まれる要素の総括表

各構成資産及び構成要素、両者に含まれる要素については、表5に示すとおりである。

表5 構成資産・構成要素・要素の総括

No.	構成資産 (component parts)	構成要素 (constituent elements)	要素(specific features)		
			自然的要素	歴史的要素	社会的要素
1	富士山城	1-1 山頂の信仰遺跡群	内院、頂部(剣ヶ峰、三島ヶ嶽、駒ヶ岳、浅間岳、成就岳、伊豆岳、大日岳、久須志岳、白山岳)	富士山本宮浅間大社奥宮、久須志神社、金明水、銀明水、東安河原、拝所(村山大宮拝所、須山拝所、吉田須走拝所)、お鉢めぐりの巡拝路	-
		1-2 大宮・村山口登山道 (現在の富士宮口登山道)		登山道、鳥居(富士山信仰集団により奉納されたもの)	山小屋
		1-3 須山口登山道 (現在の御殿場口登山道)		登山道	山小屋
		1-4 須走口登山道	御胎内	登山道、懸仏出土場所(七合目)、古御嶽神社、迎久須志神社、日ノ見御前	山小屋
		1-5 吉田口登山道	御座石、烏帽子岩、亀岩	登山道、登山門、馬返、鈴原社、富士御室浅間神社(本宮)、行者堂跡、中食堂、天地之境、経ヶ岳	山小屋
		1-6 北口本宮 富士浅間神社	社叢(御神木含む)	本殿、東宮本殿、西宮本殿、拝殿、幣殿、神楽殿、諏訪神社、随神門、大鳥居、鳥居、仁王門礎石、参道	-
		1-7 西湖	湖沼	-	-
		1-8 精進湖	湖沼	-	-
		1-9 本栖湖	湖沼、中ノ倉峠	-	-
2	富士山本宮浅間大社	湧玉池、社叢	本殿、拝殿、幣殿、楼門、廻廊、透塀、鳥居、参道、末社(水屋神社他2)、鏡池、輪橋(太鼓橋)、御神幸道、御神幸道の首標、鉾立石、仏教施設跡	-	
3	山宮浅間神社	社叢	遥拝所(祭壇・石列含む)、参道、籠屋、鉾立石	-	
4	村山浅間神社	社叢(御神木含む)	社殿(本殿、拝殿、幣殿)、大日堂、高嶺総鎮守社、鳥居、参道、水垢離場、護摩壇、建物跡	-	
5	須山浅間神社	社叢(御神木含む)	本殿(覆屋含む)、古宮神社(覆屋含む)、鳥居、参道	-	
6	富士浅間神社(須走浅間神社)	社叢(御神木含む)	社殿(本殿、拝殿、幣殿)、楼門(神門)、鳥居、参道、富士講信者の石碑群	-	
7	河口浅間神社	社叢(御神木含む)	社殿(本殿、拝殿)、楼門(随神門)、鳥居、参道	-	
8	富士御室浅間神社	社叢	社殿(里宮本殿、本宮本殿)、随神門、鳥居、参道	-	
9	御師住宅(旧外川家住宅)	-	導入路、水路、門、主屋、離れ座敷	-	
10	御師住宅(小佐野家住宅)	-	導入路、水路、主屋、門柱、燈籠	-	
11	山中湖	湖沼	-	-	
12	河口湖	湖沼、産屋ヶ崎	-	-	
13	忍野八海(出口池)	湧水	-	-	
14	忍野八海(お釜池)	湧水	-	-	
15	忍野八海(底抜池)	湧水	-	-	
16	忍野八海(銚子池)	湧水	-	-	
17	忍野八海(湧池)	湧水	-	-	
18	忍野八海(濁池)	湧水	-	-	
19	忍野八海(鏡池)	湧水	-	-	
20	忍野八海(菖蒲池)	湧水	-	-	
21	船津胎内樹型	御胎内	無戸室浅間神社	-	
22	吉田胎内樹型	御胎内	-	-	
23	人穴富士講遺跡	風穴	碑塔群、石仏	-	
24	白糸ノ滝	滝	-	-	
25	三保松原	マツ、砂浜	羽衣の松、御穂神社	-	

(7) 構成資産及び構成要素相互の関係性・つながり

25 の構成資産及び9つの構成要素は、『信仰の対象』の側面から、また、芸術作品に基づく展望地点である構成資産・構成要素(本栖湖西北岸の中ノ倉峠/三保松原)とそこからの展望景観である構成資産(富士山城)は、『芸術の源泉』の側面から相互に緊密な関係性・つながりを持つ。

ア. 『信仰の対象』の側面からの構成資産・構成要素の関係性・つながり

富士山における巡礼路は、構成資産及び構成要素を順番にたどる一本の道ではなく、道者・富士講信者の出発地及び信仰・巡礼の目的に応じて様々な道が使用される複雑な経路の集合体であったことから、構成資産及び構成要素相互の歴史的つながりを、富士山信仰における画期となる事象である4つの区分で示す。

1) 噴火と遙拝(9世紀頃～)

古来、火山活動を繰り返す富士山は、山麓から山頂を仰ぎ見て崇拝する遙拝の対象となってきた。

8世紀に遡る火山活動の活発化は、鎮火の祈りを行うため浅間大神を鎮座することに繋がり、山腹の溶岩流の末端に形成されている山宮浅間神社、山麓の溶岩流の末端部で湧水地点の富士山本宮浅間大社、北口本宮富士浅間神社、河口浅間神社、富士御室浅間神社などが整備された。また、火山活動によって、現在の西湖、精進湖、本栖湖が形成された。

河口浅間神社がある河口は、駿河国(静岡県)と甲斐国を結ぶ鎌倉街道(御坂路)の宿駅であり、道の立地が神社の創建に影響したと考えられる。また、富士山本宮浅間大社がある大宮と本栖湖方面とを結ぶ中道往還も主要な道であった。

2) 修験と登拝(12世紀頃～)

修験者たちは、富士山を山岳修行の地として開削し、直接富士山への登拝を志すようになっていく。

末代上人は、1149年(久安5年)頃、富士山へ登拝し山頂に大日寺を構えて、一切経を埋納した。末代上人はさらに南麓の村山に富士山興法寺(現在の村山浅間神社)を開き、この地は修験道の拠点として発展していった(村山修験)。大宮・村山口登山道は、当初はこの村山修験の修験者たちが富士山へ登拝・修行するために開かれた道であった。

山梨側の修験の霊場である富士御室浅間神社には、末代上人が修行した地の修験者によって、12世紀末の銘がある日本武尊像・女神像が造立されたと伝わり、山麓・山城の霊場は山梨・静岡の境界を越えて修験のネットワークで結ばれていた。

3) 信仰の大衆化と巡拝(14世紀頃～)

14～16世紀になると、道者と呼ばれる一般の信者たちが富士山への登拝を果たすようになり、山頂における信仰遺跡群が整備されるようになった。また、道者の案内や世話を務めた御師の活動が活発化し、彼らが住む上吉田(富士吉田市)や河口が御師集落として繁栄した。道者・富士講信者が歩んだ巡礼路の一つである吉田口登山道は、起点となる北口本宮富士浅間神社とともに15世紀末には記録に登場し、河口から山頂をめざした船津口登山道と並んで積極的に利用されたと考えられている。大宮・村山口登山道の起点大宮口でも、富士山本宮浅間大社の社人衆が道者を迎える宿坊を運営した。村山口の興法寺の修験者も同様に宿坊を設けた。

17世紀になると、富士山城及び人穴などで修行した長谷川角行を祖とする富士講が誕生し、角行の修行の場と伝わる人穴・内八海(富士五湖を含む)・外八海などがその霊場とされて、これらを巡る巡拝という信仰形態が広まった。18世紀、富士講は村上光清・食行身禄といった指導者のもとで隆盛し、北口本宮富士浅間神社の再建をはじめ、山頂の噴火口周囲をめぐる御鉢廻り、富士山の山腹を横に一周する御中

道廻りなど、山城・山麓の巡礼路の整備が進んだ。

4) 登山の多様化(19世紀頃～)

19世紀になると富士山信仰の神道化が進み、特に明治政府が成立すると、山頂の信仰遺跡群を始め山城の処々に祀られていた仏像の多くが撤去され、それらを祀った堂宇は神社に改められた。また、御師職の制度的廃止や富士講再編の動きが進む一方、女人参詣禁止の撤廃や開山期間の拡大、潔斎の簡略化など多様な信仰形態が広まった。

また、交通手段が多様化したことで、各登山口において、経路の変更や省略が行われた。構成資産・構成要素を結ぶ道を見ると、静岡側では、1906年(明治39年)に富士身延鉄道の開通を見越して、登山道の起点となる大宮口の富士山本宮浅間大社から村山口の村山浅間神社を経由することなく、直接現在の六合目に合流する富士宮口登山道が開設された。このルートはさらに1970年(昭和45年)に現在の五合目まで自動車道が開通し、以降は自動車を利用する登山方法が一般化する。

須山口登山道は1883年(明治16年)に新たに開設された御殿場口登山道が二合八勺で合流したことで、登山者がそちらに流れた。さらに1912年(大正元年)に一部が陸軍演習場に包摂されたことで衰退した。現在、御殿場口登山道や須走口登山道も五合目まで自動車を利用できるようになった。

山梨側では、1907年(明治40年)の吉田口登山道の拡幅、1929年(昭和4年)の富士山麓電鉄の開通により、従来の登山ルートが整備されるとともに、1923年(大正12年)に開かれた精進口登山道など新たなルートが設けられた。特に1952年(昭和27年)の船津口登山道へのバス路線開設、また1964年(昭和39年)の富士スバルライン開通によって、河口湖方面と富士山城との往来が便利となった。

こうした交通手段の利便性の向上により、国内外からの来訪者が増加するとともに、観光など、富士登山に対する動機が多様化した。また、古くからの巡礼路沿いの山小屋は閉鎖されたが、巡礼路の一部は、現在も、様々な想いを抱き富士山を訪れる人々に利用され続けている。

イ. 『芸術の源泉』の側面からの構成資産・構成要素の関係性・つながり

本栖湖西北岸の中ノ倉峠は、本栖湖の湖面を前景として、山麓から中腹にかけて豊かな樹叢が覆う下半部、中腹から山頂まで溶岩が露出する上半部へと至るまで、山容のほぼ全体を対象とする展望景観である。写真家の岡田紅葉(1895～1972)が1935年(昭和10年)に発表した『湖畔の春』は、中ノ倉峠から望む富士山の展望景観と本栖湖の湖面に映る富士山の倒立像を対象としており、後に日本の紙幣(五千円札(1984年(昭和59年))、千円札(2004年(平成16年)))を飾る図像として、広く知られるようになった。

三保松原は、海岸から、松原・海浜・海面を前景として、駿河湾の彼方に浮かぶ富士山の二合五勺以上の山容を対象とする展望景観である。歌川広重(1797～1858)の『六十余州名所図会』の「駿河 三保のまつ原」をはじめとする浮世絵の図像ともなり、広く知られるようになった。

双方の展望景観は、ともに①視点となる湖岸の峠又は海浜、②展望対象となる富士山、③両者を結ぶ展望線の3つの要素から成り、3者間の良好な関係が維持されてきた。

第3章 資産及びその周辺環境の現状・課題

本章においては、現に実施中の施策を含め、資産及び周辺環境の現状・課題について把握・分析を行う。

第1節においては、①開発・都市基盤施設の整備、②自然環境の変化、③自然災害、④来訪者及び観光、⑤その他の5つの分野に区分し、資産及び周辺環境の全体に共通して見られる現状・課題について整理を行う。また、各構成資産及び構成要素に固有の現状・課題については、『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」及び『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」に区分し、それぞれ第2節及び第3節において整理を行う。

1. 資産及び周辺環境に共通する現状・課題

(1) 開発・都市基盤施設の整備

資産及び周辺の土地は、公有地又は私有地に区分できる。

公有地は、国、県及び市町村の意思により土地の利用を決定することができるため、開発が及ぶ可能性は極めて低い。

一方、私有地は、文化財保護法、自然公園法(国立公園特別地域に指定された区域)又は都市計画法(市街化調整区域として指定された区域)により土地利用が厳格に規制された区域がある一方、自然公園法により国立公園普通地域に指定された区域をはじめ、関係市町村が景観法に基づき建築物の意匠・外壁の色彩等を定めた景観条例及び景観計画の適用にとどまる区域等、建築物等の大きさ(規模)及び位置などの行為規制が比較的緩やかな区域がある。

従来、資産及びその周辺の土地は、多くの観光客が訪れる場所でもあることから、風致景観との調和にも十分配慮しつつ、ホテル・ゴルフ場・スキー場等の観光施設の建設が行われるとともに、地域経済の基盤強化を図るために工業団地等の整備が行われてきた。また、住民の居住地周辺では、国、山梨県・静岡県、関係市町村が道路整備や下水道整備等の都市基盤施設の建設・整備を行ってきた。

そのような施設の建設・整備は、現行の法規制の範囲内で適切に実施されてきたものであるが、建築物等の大きさ(規模)及び位置などの行為規制が比較的緩やかな区域内においては、構成資産及び構成要素間のつながり・関係性の確保に影響を与える開発・都市基盤施設の整備が行われる可能性があり、対策が必要である。

また、土地利用を厳格に規制する都市計画法により市街化調整区域として指定された区域においても、大規模太陽光発電設備など一部の種類の建築物その他の工作物には、大きさ(規模)及び位置に対する行為規制が及ばないことから同様に対策が必要である。

そのため、建築物等の大きさ(規模)及び位置の制御に関して、国、山梨県・静岡県及び関係市町村が連携して、法令上の各種行政手続きの見直しを進めている。

また、山梨県及び静岡県は、富士山の展望景観を良好に維持するため、電線類の地中化を進めている。

なお、各法令等の行為規制の内容は第5章及び第6章において示すこととする。

(2) 自然環境の変化

ア. 大気汚染

資産の価値を低下させるような環境の変化として、大気汚染による影響が想定されるため、山梨県及び静岡県は、富士山周辺地域等における大気汚染物質の常時監視等を実施するとともに、ばい煙発生施

設、揮発性有機化合物排出施設等からの排出を規制する対策を行っている。

イ. 温暖化

温暖化により、富士山における永久凍土が、これまでの連続的な状態から不連続の状態へと変化していることが確認されており、森林限界の上昇が加速したり、植生の変化が発生したりする可能性が指摘されている。

林野庁、山梨県・静岡県、関係市町村、団体・企業では、森林の間伐等を適切に実施し、二酸化炭素の吸収・貯蔵の機能を持つ健全な森林を整備している。

ウ. 生物多様性の確保

1) 草原環境の変化

富士山麓の景観を特徴づける草原環境の変化に対応するため、国、山梨県・静岡県及び市町村は、民間団体等とも協働しながら、植生調査や植生保全のパトロール等を実施し、草原環境の保全を推進している。

2) 野生生物による食害

富士山城の周辺地域においては、ニホンジカ等による立木の樹幹に対する食害が報告されている。また、立木に比較して規模は小さいが、ササ及び草本類に対する食害も報告されている。

林野庁、山梨県・静岡県及び関係市町村では、巡視によってニホンジカ等による樹幹の剥皮の把握に努めるとともに、立木等の周囲に柵を設置するなどの被害防止対策を行っている。また、生息調査等によりニホンジカ等の個体数の把握に努め、個体数を適正生息数に調整することを目的として、計画的に捕獲を行う「管理捕獲」を実施している。

3) 外来生物の侵入

富士山の周辺地域においては、外来生物の侵入が確認されていることから、国、山梨県・静岡県及び関係市町村は、民間団体等とも協働しながら、外来生物の調査及び除去活動を実施するなど、富士山周辺地域の生態系保全を推進している。

(3) 自然災害

山梨県・静岡県、関係市町村等は、住民の生命・財産を災害から保護するため、災害の発生前、発生時、発生後の時系列ごとに、災害予防計画、災害応急対策計画、復旧・復興対策等を内容とする「地域防災計画」を策定しており、継続して訓練を実施している。また、来訪者の生命・身体を災害から保護する観点から、安全確保への課題を整理し、さらなる対策を進めている。

また、構成資産及び構成要素である文化財に対しては、「地域防災計画」に加え、文化庁が「文化庁防災業務計画」を、静岡県、山梨県内市町村がマニュアルをそれぞれ策定しており、これらの計画及びマニュアルに基づき、関係市町村及び関係機関は、災害予防、災害復旧及び公開施設における入場者等の生命・身体的安全確保への対策を進めている。

さらに、富士スバルライン五合目の関係団体は、災害時等において、迅速な応急活動を実施できるよう、防災訓練等の取り組みを進めているほか、山梨県では、富士五湖における水上の安全確保を図るため、1973年(昭和48年)から水上安全指導員を設置し、水上の来訪者に対する啓発及び指導、台風接近時等における水上からの退避指導等を実施している。

災害の種類別の現状・課題は以下のとおりである。

ア. 噴火及びそれに伴う災害

富士山は活火山であり、噴火及びそれに伴う噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後の降雨による土石流など、自然災害の発生により資産への影響が予想される。気象庁をはじめとする行政機関、試験研究機関等が継続的に観測を実施している。

また、国の富士山火山防災協議会の報告書に基づき、2006年(平成18年)に内閣総理大臣をはじめとする全閣僚及び学識経験者等から成る中央防災会議が「富士山火山広域防災対策基本方針」を策定するとともに、山梨県・静岡県及び関係市町村が、2004年(平成16年)に公表された「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」を踏まえ、地域住民及び来訪者の円滑かつ安全な避難対応を示した「富士山の火山防災計画」を「地域防災計画」に追加した。2014年(平成26年)2月には、山梨県・静岡県・神奈川県、関係市町村等は避難が必要な範囲、避難対象者数及び避難先、段階別の避難等、避難の基本的な考え方を示した「富士山火山広域避難計画」を公表した。引き続き2015年(平成27年)3月には、情報伝達方法、広域避難の確保、交通規制など住民等が広域避難を円滑に実施するための対策について整理し、計画の充実を行った。静岡県は、2015年(平成27年)6月には広域避難計画の内容を静岡県地域防災計画に盛り込んだ。

また、2014年(平成26年)10月に山梨県・静岡県・神奈川県が合同で富士山火山防災訓練を実施し、富士山噴火時の対処手順や連携方法の確認などを行ったほか、2015年(平成27年)夏には、観光事業者・山小屋組合等と連携した登山者への安全対策訓練を実施した。

2016年(平成28年)2月には、活動火山対策特別措置法の改正を受け、国、山梨県・静岡県・神奈川県及び関係市町村等からなる「富士山火山防災対策協議会」が法定組織化し、以降、広域避難計画の見直しや火山防災に関する普及啓発活動等を共同で実施しており、同協議会では2018年(平成30年)から、新たな科学的知見を踏まえ、2020年(令和2年)度中のハザードマップ改定に向けた作業を進めている。

イ. 土砂災害(がけ崩れ・土石流)・落石

斜面地では、がけ崩れ・土石流による地形の浸食、落石などの発生が想定される。それらについては、国土交通省が中心となり、大沢川の源頭部を成す大沢崩れ¹において、浸食防止及び山腹崩壊防止を目的として溪床対策工事を継続的に実施しているほか、山麓における土砂災害防止を目的として砂防堰堤・沈砂地等の砂防施設を整備するなど、地形崩落及び下流域への土砂流出の防止対策を実施している。

また、林野庁及び山梨県・静岡県においては、土砂の流出に対する防備のために、大沢崩れの周辺の地域を含む森林を「土砂流出防備保安林」として指定し、立木等の伐採を制限するとともに、大沢崩れをはじめ浸食・崩壊が進む谷地形の下流域において、溪岸浸食の防止・不安定土砂の固定及び土石流の拡散防止のための治山施設を整備している。

登山道を管理する山梨県・静岡県では、落石の危険から登山者等の安全を確保するため、沿道の必要な箇所に導流堤・防護壁・防護柵等を設置している。

ウ. 地震

南海トラフ沿いの地域においては、これまで100～150年の周期で大規模な地震が発生し、大きな被害を受けている、文部科学省地震調査研究推進本部による長期評価では、この地域における地震の30年以内の発生確率を80%程度と見込んでいる。

¹ 大沢崩れ;約1,000年前より継続する富士山域の西面の大沢川源頭部(山頂直下～標高2,200m付近)における土砂の大規模な崩壊地。

そのため、静岡県・山梨県・気象庁をはじめとする行政機関は、大規模地震対策特別措置法及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等に基づき、防御施設・通信手段の整備などのハード対策とともに、想定被害の地域特性に鑑み、避難計画の作成及び防災訓練の実施などのソフト対策も含め、両者を有効に組み合わせながら進めている。

エ. 風水害・雪崩

林野庁、山梨県・静岡県、関係市町村、各森林の所有者は、風倒被害などを受けた森林の保育を行うとともに、顕著な風倒被害地に自生種(ケヤキ・ミズナラ等)を植栽するなどの対策を実施している。

大雨・洪水に関しては、山梨県・静岡県、関係市町村が計画的に河川の改修を実施している。

風水害によって神社等の建造物の倒壊・浸水などが予想されるが、建造物の所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体が風水害により影響を受けやすい箇所点検及び早期の修理に努めるなどの対策を講じている。

オ. 火災

山火事に対しては、予防と初期消火が重要であることから、林野庁、山梨県・静岡県では、市町村、地元消防団等と連携を密にして、森林保全巡視を強化している。また、国、山梨県・静岡県、関係市町村の間での連絡・協力体制を確立している。

富士山麓の草原地帯において行われる野焼き¹に関しては、野焼きを実施する場所が所在する市町村が野焼きに関する条例をそれぞれ制定し、野焼きの作業に従事する者の配置及び役割などの実施体制、防火帯の設置等を定め、周辺の森林・草原への延焼防止の対策を講じているほか、安全対策マニュアルを作成・配布し、参加者に対して注意喚起を行っている。野焼きを実施する場所が所在する近隣の市町村においても、延焼防止のために防火帯の整備などの対策を行っている。

神社等の建造物の火災に対しては、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体が自動火災報知設備等の防災設備の整備及び自主防火組織の整備などの対策を講じている。

(4) 来訪者及び観光

ア. 登山者・来訪者

夏季(7月・8月)における登山者数は、八合目以上の山頂部では世界遺産として登録された前の年に当たる2012年(平成24年)に約32万人を記録したが、2014年(平成26年)には、五合目へのマイカー規制期間が延長されたこと、利用者の多い週末やお盆に登山に適した天候の日が少なかったことなどの影響により、約24万人にまで減少し、近年は約20万人前後で推移している。一方、山麓の構成資産を訪れる来訪者数は、年間1,000万人前後で推移している。7月及び8月の登山期間中の登山者数、各登山道五合目における登山期間中の来訪者数及び山麓部の主要な構成資産における年間の来訪者数をそれぞれ表6、表7及び表8に示す。

富士山における夏季登山は、富士講などによる近世以降の大規模な登拝活動に起源を持つ大衆登山の伝統を受け継いでおり、富士山の顕著な普遍的価値の重要な部分を構成している。

登山者の安全に関しては、山梨県・静岡県、富士吉田市・富士宮市・御殿場市及び関係団体が、登山道沿いに「富士山総合指導センター(富士宮口登山道五合目)」、「富士山衛生センター(富士宮口登山道八合目)」、「マウントフジトレイルステーション(御殿場口新五合目)」、「富士山五合目総合管理センター(富士スバルライン五合目)」、「富士山安全指導センター(吉田口登山道六合目)」、「富士山七合目救護

¹ 野焼き; 毎年春に行われる草原を焼く作業。

所(吉田口登山道七合目)、「富士山八合目富士吉田救護所(吉田口登山道八合目)」などの案内所・救護所を設けている。また、富士宮口登山道及び吉田口登山道の沿道に存在するすべての山小屋には、自動体外式除細動器(AED)を設置しているほか、山小屋と救護所との間の連絡体制も整備するなど、救急救命の体制の充実化に努めているとともに、環境省が中心となり、国、山梨県・静岡県、関係市町村で構成する適正利用推進協議会を立ち上げ、利用者が安全に富士山の自然・文化を体験できるよう登山情報の事前提供又は注意喚起等の体制を構築している。

また、富士山五合目等の山中や河口湖等の山麓には、臨時警備派出所や救急隊を設置し、迅速な登山者・来訪者の安全対策に努めている。

このように登山者・来訪者のための施設及び体制の整備を進めるとともに、山梨県・静岡県は、2015(平成 27)～2017(平成 29)年までの3年間に実施した、上方(五合目以上)の登山道の収容力を中心とした調査研究結果に基づき、「望ましい富士登山の在り方」の実現に向け、指標及び水準を設定するとともに、水準の達成を目的とした対策及びモニタリング方法等を定めた「来訪者管理計画」を策定した。今後、必要な施策を推進するとともに、継続的にモニタリングを実施し、適切な来訪者管理を行う。

イ. 自動車

来訪者が利用する自動車¹の 2006(平成 18)～2010(平成 22)年までの5ヶ年の年間平均通行台数は、富士スバルラインで約 43 万台(往復)、富士山スカイラインで約 12 万台(片道)に達しており、それらが引き起す交通渋滞及び排気ガスが環境に与える影響が課題となっていた。その対策として、山梨県及び静岡県の関係機関が、7月から9月の登山期間中、自家用車の通行を規制した結果、富士スバルラインで約 38 万台(往復:2014 年(平成 26 年)の年間通行台数)、富士山スカイラインで約8万7千台(片道:2010 年(平成 22 年)～2014 年(平成 26 年)までの年間平均通行台数)まで減少し、渋滞の解消をはじめ効果が見られたところである。しかし、富士スバルラインにおいては、外国人など観光客の増加に伴い大型車両等が増加したため、2018 年(平成 30 年)には約 46 万台に増加しており、新たな交通システムの検討など更なる対策が必要となっている。自家用車の通行規制期間の推移を表9に示す。

また、富士スバルライン・富士山スカイライン・ふじあざみラインの周辺に駐車場を整備し、それぞれの駐車場と吉田口・富士宮口・須走口登山道の各五合目とを結ぶシャトルバス等を運行するなど、できる限り環境への負荷の少ない輸送手段に転換させる施策を講じている。

ウ. ごみ・廃棄物

登山者・来訪者によるごみの放置に関する対策についても、課題となっていたが、現在、五合目以上の山中で発生するごみに関しては、国、山梨県・静岡県、関係市町村、民間団体、ボランティアが定期的に清掃作業を実施している。また、国、山梨県・静岡県等による登山者に対するマナーの啓発及び来訪者に対するごみの持ち帰りの呼びかけが功を奏しており、登山者・来訪者の富士山保全の意識が高揚したことなどにより、登山道の周辺のごみはかなり少なくなってきた。

山麓周辺の道路沿いにおいて確認されている廃棄物の不法投棄については、国、山梨県・静岡県、関係市町村等が、監視員の配置、道路へのカメラの設置などの不法投棄の未然防止、早期発見、拡大防止に努めるとともに、清掃を行うなどの対策を講じている。

エ. し尿

登山者・来訪者の増加に伴う放流式トイレからのし尿の垂れ流し及びごみの放置が、富士山の環境に負の影響を与えていると指摘されてきた。

¹ 自動車;自転車などの軽車両を含む。

しかし、環境省、山梨県・静岡県、関係市町村、関係団体及び各山小屋が、富士山の環境への負荷の軽減を目的として、2006年度(平成18年度)までに、五合目から山頂にかけての区域に存在する全てのトイレを、バイオ処理方式等による環境配慮型のトイレに改良したことから、し尿の垂れ流しの問題については解決し、各トイレの管理者が、これまで適切に維持管理を行っている。また、環境配慮型トイレの整備から10年以上が経過したため、環境省、山梨県・静岡県等は、適切な維持管理が継続されるよう、処理方式や管理手法等の検討を進めている。

オ. 便益施設

資産及びその周辺には、登山者・来訪者の利便性向上等のために道標・案内図等の屋外広告物、駐車場、トイレ等の便益施設が整備されている。

屋外広告物については、山梨県、静岡県等がそれぞれ屋外広告物条例を制定し規模・位置等定めているほか、国、山梨県、静岡県、関係市町村等がガイドラインを策定し形態・意匠等にも十分配慮することとしている。一部の場所では、多様な形態・意匠等の屋外広告物が設置されているが、条例及びガイドラインに基づき、各設置者が修景を進めている。

駐車場・トイレ等については、立地・地形等の状況及び利便性を考慮し、各設置者が周囲と調和のとれた規模・配置・意匠となるよう整備を行っている。

カ. 富士山保全協力金(利用者負担制度)の整備

富士山の環境保全や登山者の安全対策を図るため、2013年(平成25年)夏に試験的に利用者負担制度を実施した。2014年(平成26年)夏から、富士山の環境保全、登山者の安全対策及び富士山の顕著な普遍的価値の情報提供に必要な事業を行うための資金として、五合目から山頂を目指す登山者に協力を求める「富士山保全協力金」として本格導入し、富士山の神聖性の維持を推進している。

2018年(平成30年)に、制度導入から5年が経過したため、これまでの状況を検証し、協力金の用途の拡充を行うとともに、対象者を登山者から「五合目より先に立ち入る来訪者」に拡大した。引き続き、利用者が公平に負担する仕組みなど、富士山の利用者負担制度のあり方について、有識者で構成された富士山利用者負担専門委員会等で検討を進めていく。

表6 富士山への来訪者数の推移(7・8月における各登山口八合目登山者数)

単位:人

年	現在の富士宮口 登山道	現在の御殿場口 登山道	須走口登山道	吉田口登山道	合計
2010(平成 22)	78,614	9,845	48,196	184,320	320,975
2011(平成 23)	72,441	15,758	40,179	165,038	293,416
2012(平成 24)	77,755	15,462	35,577	189,771	318,565
2013(平成 25)	76,784	17,709	36,508	179,720	310,721
2014(平成 26)	57,054	15,503	29,109	141,996	243,662
2015(平成 27)	51,453	14,296	21,431	117,267	204,447
2016(平成 28)	52,393	14,136	18,487	131,579	216,595
2017(平成 29)	60,701	17,060	20,041	150,609	248,411
2018(平成 30)	18,828	11,408	23,896	135,457	189,589
2019(令和 1)	47,219	10,745	17,443	129,903	205,310

※環境省八合目に設置された赤外線カウンターによる。ただし、2010年(平成22年)には御殿場口登山道において14日間、2018年(平成30年)には富士宮口登山道において18日間の欠落期間がある。

表7 富士山への来訪者数の推移(7・8月における各登山口五合目来訪者数)

単位:人

年	現在の富士宮口 登山道	現在の御殿場 口登山道	須走口登山道	吉田口登山道 (富士スバルライン)	合計
2009(平成 21)	189,894	22,244	118,651	904,475	1,235,264
2010(平成 22)	212,868	25,968	147,105	901,212	1,287,153
2011(平成 23)	177,401	25,134	97,192	638,018	937,745
2012(平成 24)	183,789	30,467	75,174	1,023,575	1,313,005
2013(平成 25)	167,839	46,558	74,574	981,802	1,270,773
2014(平成 26)	110,133	24,373	65,189	971,314	1,171,009
2015(平成 27)	99,056	36,462	43,180	1,043,705	1,222,403
2016(平成 28)	114,396	55,780	40,493	1,097,932	1,308,601
2017(平成 29)	126,503	65,898	48,658	1,051,045	1,292,104
2018(平成 30)	98,288	67,003	41,659	1,448,333	1,655,283

※山梨県観光企画課、富士宮市観光協会、御殿場市観光交流課、小山町商工観光課の統計による。
なお、吉田口登山道の2010年(平成22年)以降の数値の算出方法は、調査手法の改定に伴い、
2009年(平成21年)以前の数値の算出方法とは異なる。

表8 主な構成資産の来訪者数の推移(年間)

単位:人

年	西湖・精進湖・ 本栖湖 周辺	富士山本宮 浅間大社 周辺	山中湖・ 忍野八海 周辺	富士吉田・ 河口湖・ 三つ峠周辺	白糸ノ滝	三保松原
2009(平成 21)	3,453,929	1,381,385	3,663,506	6,334,873	484,248	713,104
2010(平成 22)	1,780,097	1,341,505	834,482	4,693,954	443,841	578,536
2011(平成 23)	1,759,018	1,419,590	722,293	4,310,978	379,068	633,757
2012(平成 24)	1,845,813	1,513,223	799,648	5,159,333	353,888	625,026
2013(平成 25)	2,247,081	1,619,000	906,026	5,760,806	437,635	1,564,788
2014(平成 26)	2,161,462	1,452,995	896,562	5,852,708	548,627	1,013,220
2015(平成 27)	2,175,052	1,345,562	890,294	5,697,638	494,261	767,799
2016(平成 28)	2,171,061	1,364,648	943,217	5,937,027	477,387	865,045
2017(平成 29)	2,210,107	1,564,477	904,365	6,158,445	500,478	729,595
2018(平成 30)	2,302,791	1,874,734	1,038,036	7,685,984	502,315	620,251

※山梨県観光企画課、富士宮市観光協会、静岡市観光シティ・プロモーション課の統計結果による。なお、「西湖・精進湖・本栖湖周辺」、「山中湖・忍野八海周辺」及び「富士吉田・河口湖・三つ峠周辺」の2010年(平成22年)以降の数値の算出方法は、調査手法の改定に伴い、2009年(平成21年)以前の算出方法とは異なる。また、2010年(平成22年)のみ、2010年(平成22年)4月から2011年(平成23年)3月までの数値となっている。また、「富士山本宮浅間大社周辺」、「白糸ノ滝」、「三保松原」については、いずれの年も当該年4月から翌年3月までの数値となっている。

表9 富士山のマイカー規制期間の推移

年	富士山スカイライン (富士宮口)	ふじあざみライン (須走口)	富士スバルライン (吉田口)
2010(平成 22)	17日間	7日間	12日間
2011(平成 23)	26日間	26日間	15日間
2012(平成 24)	34日間	34日間	15日間
2013(平成 25)	52日間	37日間	31日間
2014(平成 26)	63日間	40日間	53日間
2015(平成 27)	63日間	47日間	53日間
2016(平成 28)	65日間	63日間	53日間
2017(平成 29)	63日間	63日間	63日間
2018(平成 30)	63日間	63日間	63日間
2019(令和 1)	63日間	63日間	63日間

※富士山スカイラインでは2014年(平成26年)、ふじあざみラインでは2016年(平成28年)及び富士スバルラインでは2017年(平成29年)から、開山期間中の全日、マイカー規制を実施している。

(5)その他

ア. 調査・研究、公開・活用

14世紀以降、多くの道者・富士講信者が利用した各地から富士山の山麓へと通ずる街道、霊地を巡る山麓の巡礼路、複数の浅間神社から頂上へと至る上方の登山道といった登拝・巡礼の経路が存在した。しかし、現在は山麓の巡礼路の多くが使われなくなったり、自動車道として改変されたりしたことにより、複数の霊地・神社境内と上方の登山道との関係が分かりにくくなってしまった。

山梨県・静岡県及び関係市町村は、構成資産、構成要素及びそれらを結ぶ巡礼路に関する調査・研究を実施し、それらの成果を個別の報告書にとりまとめるとともに、山梨県・静岡県の富士山世界遺産センターをはじめとする公開・活用施設における展示、地域住民等を対象とした講座の開催等を通じた顕著な普遍的価値の伝達に関する取り組みを実施しており、現在も継続している。

また、これまでに実施されてきた調査・研究の成果により、各時代における富士山信仰の形態に応じて、多様な構成資産間のつながりが明らかになったことから、構成資産・構成要素のつながり・関係性を表現したパンフレットを作成した。

しかし、巡礼路・登山道を軸とする『信仰の対象』としての富士山の全体像を明らかにする調査・研究の熟度は十分ではない。

そのため、山梨県及び静岡県は、富士山世界遺産センターを中心に博物館、関係市町村との連携の下に実施する調査・研究の体制、山梨県富士山科学研究所及び博物館等の関係施設と連携した来訪者等の認知・理解の促進を図る仕組みの検討を進めている。

イ. その他

資産及びその緩衝地帯の外側に当たる富士山の北東麓及び南東麓の緩傾斜地では、防衛上の観点から、広範囲にわたって北富士演習場、東富士演習場、北富士駐屯地、梨ヶ原廠舎、富士学校及び滝ヶ原駐屯地(以下「演習場等」という。)としての土地利用が行われており、演習場内では実弾射撃を含む演習行為が行われている。この地域では、地元住民団体による採草等の土地利用の慣行があり、北富士演習場及び東富士演習場として使用されている現在においても地元住民団体に所属する地域住民の立ち入りが許容されているほか、採草等の行為は現在も継続的に行われている。

2. 『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」の現状・課題

構成資産 1. 富士山域

富士山頂から山域・山麓にかけて広がる資産の範囲の保存状況は、現時点において極めて良好である。

富士山域の西面の大沢川源頭部においては、約1,000年前より土砂崩壊の発生が継続しており、「大沢崩れ」と呼ぶ大規模な崩壊地を形成している。大沢崩れを含む富士山西南斜面では、国土交通省が土砂災害の防止を目的として土砂崩壊の拡大防止対策等を継続的に実施している。

登山道は、道路管理者である山梨県・静岡県が、パトロールを通じて点検を行うとともに、現地材料等を活用して維持補修作業を実施するなど、適切な維持管理を継続的に行っている。また、登山者の安全対策のために必要な登山道沿いの落石防護施設等の人工構造物の設置・改修に当たっては、展望景観に配慮した形態・意匠となるよう努めている。

山小屋の施設・看板類の形態・意匠については、設置者が富士箱根伊豆国立公園の管理計画書及び富士山における標識類総合ガイドライン等に基づき、展望景観に対する影響緩和のための取り組みを進めており、さらなる展望景観の向上に努めている。

また、富士宮口登山道五合目及び吉田口(富士スバルライン)五合目に所在する来訪者・登山者のための諸施設については、山梨県及び静岡県が中心となり、関係市村及び所有者等とともに周辺の景観と調和した修景等に向けた協議・検討を進めている。

登山者・来訪者の増加に伴う放流式トイレからのし尿の垂れ流し及びごみの放置が、富士山の環境に負の影響を与えていると指摘されてきたが、環境省、山梨県・静岡県、関係市町村、関係団体及び各山小屋が、バイオ処理方式等に基づく環境配慮型トイレの設置を進めたことから、し尿の垂れ流しの問題については解決した。一方、環境配慮型トイレとして整備されてから10年以上が経過し、今後、設備の老朽化等による処理能力の低下及び維持管理作業の回数の増加等も懸念されるため、環境省、山梨県・静岡県等はトイレの処理能力の維持及び管理負担の軽減を目的として、管理手法等の検討を進めている。

また、ごみについても、登山者・来訪者の富士山保全の意識が高揚したことなどにより、大幅に改善された。

富士山域には、登山及び登山者に関係する施設として登山道及び山小屋のほか、山小屋及び環境配慮型トイレ等の維持、廃棄物の移送、及び傷病者・医師を救急搬送するためのブルドーザーの通行路が存在するが、それらの規模及び使用は必要最小限に留められるなど、環境への負荷の低減に努めている。

構成要素 1-1. 山頂の信仰遺跡群

山頂の信仰遺跡群を構成する石造物等については、厳しい気象条件下にあることから、常に損壊の危険性にさらされている。しかし、現時点における保存状況は良好であり、特に改修・整備の必要はない。

富士山本宮浅間大社奥宮については、冬季の凍結等により岩室内部の木造部材の劣化が著しいことから、2014年(平成24年)から2016年(平成28年)まで、改修・建替え工事を実施した。

改修・建替えにあたっては、この神社が岩室を起源としており石積の壁体を後世に伝えるため、事前に壁面の測量調査を実施し、調査結果を基に古材を再利用した積替えを行い、外観は既存の建物を踏襲するように図った。また、岩室内の木造部材については、工事にあわせて構造調査や部材調査を実施し、調査の結果に基づき、現建物からの変更は、厳しい自然環境に耐えられる最小限度に抑え、建物基礎は地中保存を図った。

なお、あわせて建物下部の遺構調査を実施している。

構成要素 1-2. 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)

構成資産の範囲に含まれる六合目以上の大宮・村山口登山道の沿道は風致景観も良く、道路管理者である静岡県がパトロールを通じて登山道の点検を行うとともに、現地材料等を活用して維持補修作業等を実施するなど、適切な維持管理を継続的に行っており、現時点における保存状況は良好である。

構成要素 1-3. 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)

須山口登山道のうち、二合八勺以上の区域については道路管理者である静岡県がパトロールを通じて登山道の点検を行うとともに、現地材料等を活用して維持補修作業等を実施するなど、適切な維持管理を継続的に行っており、現時点における保存状況は良好である。一合目付近の区域の登山道については、御殿場市が遊歩道として整備しており、保存状況は良好である。

構成要素 1-4. 須走口登山道

須走口登山道においては、土砂の崩壊による登山道への被害防止のために、一部に修復された部分が見られるものの、道路管理者である静岡県がパトロールを通じて登山道の点検を行うとともに、現地材料等を活用して維持補修作業等を実施するなど、適切な維持管理を継続的に行っており、現時点における保存状況は良好である。

日の出の遥拝所としての歴史を持つ九合目の「日ノ見御前」の平坦部についても保存状況は良好である。なお、九合目の沿道に所在する迎久須志之神社については、屋根等の修理が必要な状況であるため、神社の所有者である富士浅間神社(須走浅間神社)が屋根の修理等の対応を検討している。

構成要素 1-5. 吉田口登山道

吉田口登山道においては、降水による浸食防止のため一部に修復された部分が見られるものの、道路管理者である山梨県がパトロールを通じて登山道の点検を行うとともに、現地材料等を活用して維持補修作業等を実施するなど、適切な維持管理を継続的に行っており、現時点における保存状況は良好である。登山道の起点には北口本宮富士浅間神社が存在するほか、その周辺には御師住宅も存在し、登山道とともに、富士講の隆盛期における登拝の状況及び今なお継続する登拝の行為を伝えている。

構成要素 1-6. 北口本宮富士浅間神社

境内の地割を表す地形及び社殿・石碑等については、所有者が定期的に維持修理を行っているほか、特に社殿については、自動火災報知設備及び消火設備等も設置しており、現時点における保存状況は良好である。境内は特別名勝及び史跡に指定されているほか、本殿等の建造物は重要文化財に指定され、それぞれ保存管理計画が策定され適切に保存管理がなされているところであるが、2015年(平成27年)、境内及び建造物を一体的に保護し、適切に整備活用していくため、境内全体の整備の方向性を示した整備構想を策定した。今後、整備構想に基づきより具体的な整備計画を策定し、境内の整備を実施する予定である。

また、防風林としても機能している社叢については、所有者が枝打ち等の適切な維持管理を定期的に行っており、台風等による被害の軽減を図っている。

現在、慢性的な交通渋滞の緩和及び歩行者の安全性向上等を目的として、境内の北側を通過する国道138号の拡幅が計画されているが、この拡幅を契機として、国、山梨県、富士吉田市、地元関係者及び学識経験者による協議の場を設置し、沿道景観及び歩行空間の整備などを含めた周辺地域のまちづくりの在り方について協議を実施している。



- 凡例
- 推薦資産
 - 緩衝地帯
 - 道路拡幅計画

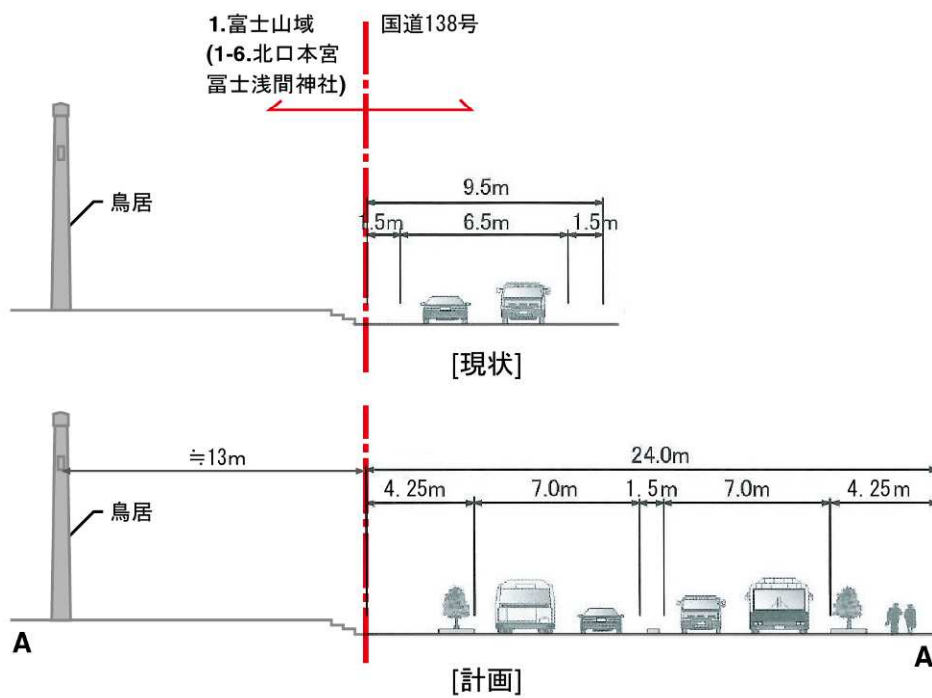


図 48 国道138号の拡幅計画の断面図

構成要素 1-7. 西湖

現時点における保存状況は良好である。西湖は釣りを中心とするレジャー行為の場となっているほか、その湖水は水力発電等のために取水されている。また、自然公園法に基づき、湖面全域を対象として動力船の乗入れが規制されている。山梨県、富士河口湖町、地域住民が協働し、西湖北岸の使用方法及び湖岸の修景方法に関するルールを策定した。現在、ルールに基づき、西湖北岸の利用や景観の改善に向けた取り組みを進めている。その他地域についても使用方法及び湖岸の修景方法を検討している。

構成要素 1-8. 精進湖

現時点における保存状況は良好である。精進湖は釣り・カヌーを中心とするレジャー行為の場となっている。現在、山梨県、富士河口湖町、地域住民が協働し、精進湖の使用方法及び湖岸の修景方法に関するルールを策定した。現在、ルールに基づき、精進湖の利用や景観の改善に向けた取り組みを進めている。

精進湖は、湖が小さく、浅瀬があつて危険なため、船舶の持込みの自粛を呼びかける取り組みが従前より行われており、既に定着しているが、さらに、山梨県は条例を改正し、湖に動力船を乗入れようとするものに対し、毎年度、山梨県知事への「航行届」の提出を義務付け、乗入れの実態を的確に把握できるようにした。

構成要素 1-9. 本栖湖

現時点における保存状況は良好である。本栖湖は釣り・ウィンドサーフィンを中心とするレジャー行為の場となっているほか、その湖水は水力発電等のために取水されている。また、自然公園法に基づき、湖面全域を対象として動力船の乗入れが規制されている。山梨県、身延町・富士河口湖町、地域住民が協働し、本栖湖の使用方法及び湖岸の修景方法に関するルールを策定した。現在、ルールに基づき、本栖湖の利用や景観の改善に向けた取り組みを進めている。

構成資産 2. 富士山本宮浅間大社

境内の地割を表す地形及び社殿・石碑等については、所有者が定期的に維持修理を行っているほか、特に社殿については、自動火災報知設備及び消火設備等を設置していることから、現時点における保存状況は良好である。

境内の東端に位置する湧玉池に関しては、全般的に良好な保存状況にあるが、藻類が繁殖しているため、定期的に地元住民や関係者により清掃が行われているが、更なる環境の改善に向けた対策を行う予定である。

構成資産 3. 山宮浅間神社

現時点における保存状況は良好である。富士山本宮浅間大社と山宮浅間神社とを結ぶ御神幸道沿いに建立された石碑については、富士宮市が、原位置において適切な維持又は修理に努めることとしている。また、境内から富士山頂を見通す展望については、本神社と富士山との関係を把握する上で極めて重要であることから、地元の住民が樹叢の一部について伐採を行い、富士山への展望の確保に努めている。

囲繞施設を構築する石塁は、遥拝所の領域を規定するものであるため、石塁に関わる立木の伐採等を進め、その現状の保護に努めることとしている。

また、資産の顕著な普遍的価値の理解を促進するため、ガイダンス施設や説明板を設置するとともに、来訪者のための便益施設としてトイレ及び駐車場を整備した。

さらに、来訪者の安全性・快適性に配慮し、遥拝所までの園路、階段、玉垣及び展望場の改修を行った。

構成資産 4. 村山浅間神社

現時点における保存状況は良好である。境内に存在する古木については、所有者が枝打ち等の維持管理を定期的に行っている。境内に存在する水垢離場については、今後、水源及び導水経路に関する総合的な調査を実施し、その成果に基づく修復・整備を行うこととしている。

大日堂については、建築部材や発掘等の調査結果に基づき、建造当時の様子に修復し、公開している。

また、資産の顕著な普遍的価値の理解を促進するため、ガイダンス施設や説明板を設置するとともに、来訪者のための便益施設としてトイレ及び駐車場を整備した。

構成資産 5. 須山浅間神社

老朽化した拝殿・幣殿については、2012年(平成24年)11月に所有者による改築工事が完了し、現時点における保存状況は総じて良好である。境内に存在する樹齢500年を越える22本もの巨木をはじめ、社殿・石碑等の信仰に関わる遺構については、所有者が、適切に維持管理を行っている。なお、住民の利便性向上のために、神社境内の西側において、生活道路が建設されているが、特に神社周辺の景観に対する負の影響はない。

また、資産の顕著な普遍的価値の理解を促進するため、説明板を設置するとともに、来訪者のための便益施設としてトイレ及び駐車場を整備した。

構成資産 6. 富士浅間神社(須走浅間神社)

所有者が維持修理を定期的に行っているため、現時点における保存状況は良好である。境内に存在する数多くの巨木をはじめ、富士講に関わる石碑等の保存状況も良好である。

資産の顕著な普遍的価値の理解を促進するための資料館があり、来訪者に広く一般公開されている。

構成資産 7. 河口浅間神社

現時点における保存状況は良好である。大鳥居、随神門、その奥に続く拝殿・本殿については、所有者が、定期的に維持修理を行っているほか、樹高40メートルもの「七本スギ」を中心とする社叢については、霊地としての境内の優れた風致景観を保持している。

構成資産 8. 富士御室浅間神社

所有者が境内及び社殿の維持修理を定期的に行っており、現時点における境内全体の保存状況は概ね良好である。

また、防風林としても機能している社叢の適切な維持管理も行っており、台風等による被害の軽減を図っている。

構成資産 9. 御師住宅(旧外川家住宅)

御師住宅のうち、旧外川家住宅については、2006年(平成18年)～2007年(平成19年)に所有者である富士吉田市が大規模な修理を行い、富士吉田市の指導の下に、ボランティアガイドから成る外川家協力会員が日常的な維持管理・点検に努めている。また、自動火災報知設備等を設置しており、防火体制も万全である。したがって、現時点における保存状況は良好である。

日常的な点検により、き損箇所の早期発見及び修理に努めている。今後の修理においては、木造建造物の耐震診断を2019年(令和元年)から2020年(令和2年)の2ヶ年で実施し、2021年(令和3年)以降に耐震設計及び耐震対策工事等の地震に対する対策を検討することとしている。2008年(平成20年)4月から敷地及び建物内部を一般公開しており、来訪者が御師の活動について学ぶことができるよう、外川家協力会員が解説を行っている。

構成資産 10. 御師住宅(小佐野家住宅)

御師住宅のうち、小佐野家住宅については、所有者が日常的な維持管理を行っているほか、柱・板壁の修理、自動火災報知設備等の設置も行っており、現時点における保存状況は良好である。現在、所有者の住居となっており、敷地及び建造物は一般公開されていない。

構成資産 11. 山中湖

現時点における保存状況は良好である。山中湖は釣り・ヨットを中心とするレジャー行為の場となっているほか、その湖水は水力発電等のために取水されている。現在、山梨県、山中湖村、地域住民が協働し、山中湖の使用方法及び湖岸の修景方法を検討している。

また、山梨県は条例を改正し、湖に動力船を乗入れようとするものに対し、毎年度、山梨県知事への「航行届」の提出を義務付け、乗入れの実態を的確に把握できるようにした。

構成資産 12. 河口湖

現時点における保存状況は良好である。河口湖は釣り・ボートを中心とするレジャー行為の場となっているほか、その湖水は水力発電等のために取水されている。現在、山梨県、富士河口湖町、地域住民が協働し、河口湖の使用方法及び湖岸の修景方法を検討している。

また、山梨県は条例を改正し、湖に動力船を乗入れようとするものに対し、毎年度、山梨県知事への「航行届」の提出を義務付け、乗入れの実態を的確に把握できるようにした。

構成資産 13. 忍野八海(出口池)

構成資産 14. 忍野八海(お釜池)

構成資産 15. 忍野八海(底抜池)

構成資産 16. 忍野八海(銚子池)

構成資産 17. 忍野八海(湧池)

構成資産 18. 忍野八海(濁池)

構成資産 19. 忍野八海(鏡池)

構成資産 20. 忍野八海(菖蒲池)

富士登山に先だって水垢離を行う場であった8つの小さな湧水は、総じて良好な保存状況にある。しかし、一部の湧水では湧水量の減少又は人為的な形状の変更などが認められるほか、土産物店及び住宅の建築物が湧水に近接するなど、霊地としての周辺環境に解決すべき課題も認められる。そのため、忍野村が天然記念物としての保存管理計画を策定するとともに、その周辺環境を含めて景観法に基づく景観計画を策定し、電柱の移設及び電線の地中化により、湧水から富士山への展望景観を確保するなどの段階的な改善の対策を実施している。加えて、忍野村は整備活用計画を策定し、湧水周辺の建築物等の修景を実施している。

構成資産 21. 船津胎内樹型

天然記念物の管理団体に指定されている富士河口湖町及び所有者である財産区が日常的な維持管理を行っており、現時点における保存状況は良好である。また、入洞口には無戸室浅間神社が建ち、霊地としての環境が維持されている。信仰を目的とするのみならず、自然学習・観光も目的として、多くの人々が入洞しているが、溶岩樹型が狭小であるため、入出洞の順路を一方通行とするなど、入洞者の安全を図っている。

構成資産 22. 吉田胎内樹型

天然記念物の管理団体に指定されている富士吉田市が歴史的に管理を行ってきた富士山北口御師団とともに、日常的な維持管理を行っていることから、現時点における保存状況は良好である。霊地の中心となる溶

岩樹型の入口には扉を設置し、祭事等を行う特定の日を除き施錠するなど、厳格な管理を行っている。

構成資産 23. 人穴富士講遺跡

長谷川角行が、1,000 日にわたって籠もり、角材の木口の上に立ち続けるなどの苦行を行ったとされる風穴の内部の状況は、良好に保存されている。遺跡内の一部には損壊した碑塔も見られるが、基壇からの組み直しや、石材表層の強化・撥水処理による保存対策を実施している。

また、資産の顕著な普遍的価値の理解を促進するため、ガイダンス施設や説明板を設置するとともに、来訪者のための便益施設としてトイレ及び駐車場を整備した。

さらに、来訪者の安全性・快適性に配慮し、歩経路の改修、洞穴内の安全対策整備を行った。

構成資産 24. 白糸ノ滝

芝川の流水をはじめ、滝つぼ崖面の各所から噴出する湧水により、滝の自然地形に対する浸食が認められるものの、風致景観の全体に対する負の影響は認められず、現時点における保存状況は良好である。

白糸ノ滝の価値を後世へ継承するため、管理団体である富士宮市が主体となり、白糸ノ滝の風致景観の維持・再生を図るとともに、富士山信仰に関連する巡礼・修行の場としての歴史が感じられる包括的な修景整備を行ってきた。2012年(平成24年)3月に策定した「名勝及び天然記念物白糸ノ滝整備基本計画」に基づき、同年8月から整備工事を開始し、滝の直近に位置する売店及び倉庫については、所有者等の理解の下に、撤去・移転を完了させた。整備の実施に当たっては、地元関係者との合意形成を図るとともに、専門家による整備委員会を設置し、意見集約を行った。また、2013年(平成25年)12月には、新橋梁を始めとした滝壺周辺の整備工事が完了し、白糸ノ滝の風致景観の維持・再生が図られるとともに、来訪者への顕著な普遍的価値の伝達や案内機能の充実を図るためのガイダンス施設及び案内板等の整備も実施した。

その後、2015年(平成27年)5月には、来訪者の安全性・快適性に配慮した風致景観の向上を図るため、富士山及び滝の眺望視界が確保できる展望場や歩経路を整備した。

また、2018(平成30年)12月には、富士山の眺望視界を阻害する一部の電柱・電線の撤去を行った。

今後は、既存売店の集約化及び既存売店跡地における眺望場等整備を推進する。

構成資産 25. 三保松原

三保松原は、白砂青松の良好な風致景観と一体となった富士山を展望できる景勝地であるとともに、富士山信仰の聖域の西端に位置する重要な霊地でもあり、絵画等に描かれ又は謡曲「羽衣」の舞台となるなど、広く知られてきた。

三保松原の白砂青松の景観を保存するため、海岸を管理する静岡県は、必要最小限の保全施設の設置と人工的に砂を補給する養浜によって、海岸侵食に対して砂浜の維持・回復を図ってきた。しかし、砂浜保全のために設置した消波堤は景観上の問題を指摘されているため、景観に配慮した突堤への置き換えと養浜の増量による対策を進めていくこととしている。

また、「羽衣の松」をはじめ、松原においては松枯れを防止するため、管理団体である静岡市がマツの樹幹への薬剤注入や松原全体への薬剤散布を行うほか、枯損したマツを速やかに伐倒・除去している。さらに、静岡市は、地元企業と協働して植林にも努めているほか、土壌改良による樹勢回復やマツの個体管理を行うなど総合的な松林保全対策を段階的に実施している。

御穂神社についても保存状況は良好である。境内には社殿をはじめ、クスノキ、サクラ等の保存樹木が存在し、所有者が建造物の維持補修及び樹木の枝打ち等の維持管理を定期的に行っている。また、海浜と御穂神社とを結ぶ約 500mの参道脇には「神の道」と呼ばれる松並木が形成されており、周囲の社叢とともに適切に管理されている。

静岡市は、三保松原の保全と持続可能な活用について、多様な関係機関と意識の共有を図りながら、顕著な普遍的価値を次世代に継承していくことを目的として、2014年(平成26年)7月、「三保松原保全活用計画」を策定した。

3. 『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」の現状・課題

(1) 本栖湖西北岸(中ノ倉峠)

ア. 展望地点

本栖湖西北岸の中ノ倉峠は、富士山の頂上から本栖湖岸に至るまで、優れた景観を望むことのできる展望地点である。

湖岸からの登山道が急峻であるが、中ノ倉峠への来訪者も増加傾向にあるため、保存状態を良好に保つ必要がある。

イ. 展望景観

本栖湖西北岸(中ノ倉峠)からの富士山域に対する展望景観については、日本の紙幣の図様として使用された写真原板の景観とほとんど変わることなく継承されている。

本栖湖西北岸(中ノ倉峠)からの富士山域への展望景観については、文化財保護法及び自然公園法に基づき負の影響を与える可能性のある開発を規制するとともに、国有林野の管理経営に関する法律に基づき国が国有林野として適切に管理経営を行っており、極めて良好な状態を保持している。今後とも、良好な状態を維持することが必要である。

(2) 三保松原

ア. 展望地点

三保松原は、白砂青松の良好な風致景観と一体となった富士山を展望できる景勝地である。

しかし、海岸に砂を供給する安倍川における大量の土砂採取をきっかけに海岸の侵食が拡大し、砂浜の消失が危惧されたことから、海岸を管理する静岡県は、必要最小限の保全施設の設置と人工的に砂を補給する養浜によって、砂浜の維持・回復を図ってきた。

現在、安倍川の土砂採取を規制したことにより、河川からの土砂供給が進み、河口付近から三保松原に向けて砂浜が徐々に回復しつつある。

しかし、砂浜保全のために設置した消波堤は、背後地の防護に大きな役割を果たす一方で、景観上の問題を指摘され、その改善が急務となっていることから、静岡県は、「三保松原白砂青松保全技術会議」を設置・開催し、消波堤を景観に配慮した突堤に置き換えるほか、人工的に砂を補給する養浜を増量することを決定し、整備に着手しており、平成31年3月には1号突堤が完成している。

その他、高潮の発生に備え、静岡県が海岸保全基本計画等に基づき、海岸保全施設の整備・維持を行っている。

また、松原においてはマツノザイセンチュウによる松枯れに対応するため、虫害予防措置として、静岡市がマツの樹幹への薬剤注入を行うほか、松原全体への薬剤散布を実施している。さらに、静岡市は枯損したマツを速やかに伐倒・除去し、地元企業と協働して植林にも努めている。

静岡県は、世界文化遺産にふさわしい松林を保全し、未来に引き継ぐことを目的として、「三保松原の松林保全技術会議」を設置・開催し、松林を守り、育て、活かす仕組みづくり・人づくり、マツの生育環境の改善及びマツ材線虫病の早期微害化等の基本的な対策等の提言を受けたことから、静岡市と連携を図りながら、提言内容を確実に実行に移すこととしている。

イ. 展望景観

三保松原を展望地点とする富士山城への展望景観については、良好な保存状況にある。三保松原から富士山城(山頂)までは、直線距離にして約 45kmと離れており、両者間には駿河湾の広大な海面が介在することから、対岸の人口密集地(富士市の市街地)が展望景観に与える影響は極めて小さい。したがって、これらの区域を資産の範囲から除外している。そのうち、海面については、干拓・埋立てなどの負の影響を与える開発が実質的に想定できないうえ、人口密集地を成す市街地の展望景観についても建築物及びその他の工作物の高さを規制することにより適切に制御している。

三保松原からの富士山城への展望景観については、文化財保護法及び自然公園法に基づき、負の影響を与える可能性のある開発を規制するとともに、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、国が国有林野として適切な管理経営を行うことにより、極めて良好な状態を保持している。

なお、富士山南麓に当たる富士山市街地の人口密集地には、紙パルプ製造業を中心としたエネルギー多消費産業施設が集中しており、これまで高度のある煙突が林立していたが、富士山に対する展望景観の向上及び地球温暖化対策の推進等を目的として、2002年(平成14年)度から静岡県、富士市が「富士地域煙突ゼロ作戦事業」の下に製造業者に対して改善を働きかけてきた。引き続き、富士市は不要となった高さ30m以上の煙突を対象とした撤去を支援するとともに、煙突を富士山の景観と調和した色彩とするなど、状況に応じた指導を進めていくこととする。



凡例
資産範囲

図 49—1 本栖湖西北岸(中ノ倉峠)から見た資産範囲



凡例
資産範囲

図 49—2 三保松原から見た資産範囲

第4章 基本方針

富士山の顕著な普遍的価値を次世代へと確実に伝えるためには、富士山が持つ「神聖さ」・「美しさ」という特質を維持・向上させるとともに、富士山の山麓の区域の土地利用の歴史を踏まえた土地利用を展望し人間と富士山との持続可能で良好な関係を築いていく必要がある。これらのことを実現するためには、関係行政機関のみならず、地域住民及び資産の保存管理に取り組む団体等も含めた保存管理の方法・体系(システム)を構築する必要がある。

本章においては、上記及び第1章～第3章の記述を踏まえ、以下のとおり、6項目から成る基本方針を示す。

1. 顕著な普遍的価値の保存管理

富士山の顕著な普遍的価値が『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から成ることについて整理するとともに、それぞれの側面について、富士山信仰の中核を成す「登拝・巡礼の場」及び芸術作品の源泉となった「展望地点・展望景観」の観点からの保存管理を実施する。同時に、2つの側面を表す25の構成資産を「ひとつの存在(an entity)」及び「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として捉えた保存管理を実施する。

さらに、上記の『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面、25の構成資産を「ひとつの存在(an entity)」及び「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として捉える観点を踏まえ、個々の構成資産間の関係性・繋がりも考慮しつつ、資産の現状・課題を資産全体に共通するものと個々の構成資産固有のものとの区分し、それぞれについて具体的な保存管理の方法を定める。

また、資産の保存管理の方法の実施に関連して、資産内において現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を行う場合には、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律及びこれらと緊密な関連の下に定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。

2. 周辺環境との一体的な保全

富士山の裾野を含む山麓の区域(資産とその周辺環境)は、人々の暮らしや生業の場であり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地でもあることを考慮し、地域社会の積極的な関与の下に「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の管理手法を反映した保全を実施する。そのため、資産の現状・立地及びその周辺の土地利用状況等に基づき、顕著な普遍的価値を表す資産の周辺に適切な範囲の緩衝地帯を設定し、資産と周辺環境の一体的な保全を行う。同時に、土地利用状況等を考慮し、自主的に保全を図る区域として、緩衝地帯の隣接地に保全管理区域を設定する。

緩衝地帯及び保全管理区域の現状・課題を踏まえ、場所の性質に応じた適切な保全の方法を定める。

緩衝地帯の保全の方法の実施に関連して、緩衝地帯内において現状を変更する行為を行う場合には、文化財保護法・自然公園法・国有林野の管理経営に関する法律及びこれらの法律との緊密な関係の下に定められた諸計画のほか、景観法・都市計画法等及び条例・要綱の法令・制度等の適切な運用・実施を図る。

また、関係地方公共団体が景観条例の下に保全に努める区域及び演習場等の区域から成る保全管理区域については、景観条例の適切な運用又は土地利用形態に応じた適切な保全を図る。

3. 整備・公開・活用の促進

個々の構成資産及び構成要素としての浅間神社の境内・社殿等、風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝等の状態に応じて、それぞれ適切な修繕等の整備を行うとともに、良好な風致景観の維持・促進に必要な整備を行う。また、来訪者及び地域住民が資産の顕著な普遍的価値及び構成資産間の関係性・つながりを総合的に理解し、その適切な活用を行うことができるように、調査・研究を推進し、その成果に基づき、資産の全体及び個々

の構成資産・構成要素の整備・公開の施策を推進する。

4. 体制の整備・運営

広範囲に及ぶ資産及びその周辺環境を「ひとつの存在(an entity)」及び「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の観点から一体的に保存管理・保全し、遺漏のないものとしていくために、関係法令等を所管する行政機関、地域住民、資産の保存管理に取り組む団体等の関係者が、学術的な見地からの助言を踏まえつつ、十分に連携することのできる体制を構築する。

5. 行動計画の策定・実施

本計画に定めた基本方針に基づき、資産の保存管理及び周辺環境の保全の施策を実際に進めていくための行動計画を定める。

6. 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～

資産の保存管理及び周辺環境の保全の状況を把握するために、上記の1～5の基本方針に基づく諸施策の実施・遂行について適正な指標の下に経過観察を行う。その結果、負の影響が確認又は予見された場合には速やかに原因の除去又は影響の軽減のための対策を立案・実施し、施策の実施が遅れている場合又はその効果が見られない場合には適切に施策の内容・工程の見直しを行う。

第5章 顕著な普遍的価値の保存管理

富士山の顕著な普遍的価値を保存し、次世代へと継承していくためには、第4章の「基本方針」の1において示したとおり、『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面、25の構成資産を「ひとつの存在(an entity)」及び「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として捉える観点からの保存管理が必要である。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、資産の保存管理の方向性を明示するとともに、資産の保存管理の具体的な方法、課題を解決するための施策、それらを担保・実施する上で必要とされる法令及び各種計画について示すこととする。

1. 方向性

(1) 2つの側面及び構成資産のつながりに基づく顕著な普遍的価値の保存管理の実施

第2章において明確化したように、富士山の顕著な普遍的価値は『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から成り、それぞれ「登拝・巡礼の場」及び「展望地点・展望景観」の観点に基づく保存管理を行うとともに、2つの側面を表す 25 の構成資産を「ひとつの存在(an entity)」として、また「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として保存管理を行う。

ア. 『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」としての保存管理

- ① 馬返より上方の富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、沿道の山小屋・霊地、及びそれらの直近の周辺環境を良好に維持する。
- ② 山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅及びそれらの直近の周辺環境を良好に維持する。
- ③ 山麓に分布する一群の風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜などの霊地・巡礼地、及びそれらの直近の周辺環境を良好に維持する。
- ④ 登拝行為の本質を伝える現在の登山形式を継承・発展させる。

イ. 『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」としての保存管理

- ① 富士山を展望対象とする代表的な展望地点として、歌川広重の浮世絵に一体の図像として描かれた三保松原、日本の紙幣の図様にも採用され、富士山と一体の良好な環境が保たれている本栖湖西北岸(中ノ倉峠)の2地点を選択し、両地点を良好に維持する。
- ② 2つの展望地点と展望対象となる富士山城との距離、その間に介在する地形・土地利用形態などを十分考慮しつつ、良好で望ましい展望景観を維持する。

(2) 保存管理の方法の明示

富士山の顕著な普遍的価値を成す2つの側面・観点、「ひとつの存在(an entity)」及び「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」としての観点を考慮しつつ、第3章において把握・抽出した現状・課題を資産全体に共通するものと個々の構成資産及び構成要素に見られる固有のものに区分し、それぞれについて保存管理の方法を明示する。

(3) 保存管理の方法の実施に係る法令等の遵守

資産の保存管理の方法の実施に関連して、資産内において現状変更等を行う場合には、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律及びこれらと緊密な関連の下に定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。

2. 方法

第1節に示した方向性に基づき、資産全体の保存管理に共通する課題解決の方法について示す。また、各構成資産及び構成要素の保存管理の具体的方法、課題を解決するための施策を「登拝・巡礼の場」、「展望地点・展望景観」の2つの観点に区分して示す。なお、構成資産及び構成要素のうち、性質が共通するものについては、保存管理の具体的な方法、課題解決のための施策をまとめて示すこととする。

(1) 資産全体

ア. 開発・都市基盤施設の整備

建築物¹及びその他の工作物²の新築・増築・改築については、法令・制度等で定める建築物及びその他工作物の高さ・大きさ等を遵守するなど、資産へ負の影響を及ぼさないよう、景観に配慮する。

道路(標識等の設置を含む。)などの都市基盤施設の整備に当たっては、資産の風致景観に及ぼす影響が最小となるよう、沿道の修景及び通景線の確保など良好な景観の形成に配慮するとともに、道路安全施設(ガードケーブル、ガードパイプ等)・電柱等の工作物の設置等に当たっては、周囲の風致景観と調和のとれた位置・形態・意匠とする。

また、地下遺構の保存にも十分配慮しつつ、電柱の移設・電線の地中化等を進める。

イ. 自然環境の変化

自然環境の変化に関する経過観察を確実に行うとともに、気象庁をはじめとする行政機関、試験研究機関が個別に実施している大気汚染の状況、植生の状況、獣害の状況などに関する調査研究結果の集約に努めるとともに、今後の環境変化への対策等について協議を進める。

また、林野庁、山梨県・静岡県、関係市町村、団体・企業は、森林の間伐等を実施し、二酸化炭素を吸収・貯蔵する機能を持つ健全な森林の育成・整備を行うとともに、植生を保全するためのパトロール、樹木に対する野生動物の食害を防止するための野生動物侵入防止柵設置及び計画的な捕獲などを継続して実施する。

ウ. 自然災害

1) 噴火

噴火の予兆を示す情報収集のために、気象庁をはじめとする行政機関、大学を含む試験研究機関、火山専門家などが実施している調査観測成果の集約に努め、山梨県・静岡県及び関係市町村が策定した地域防災計画を確実に住民に周知し、その実施に努める。

また、2014年(平成26年)2月に公表した「富士山火山広域避難計画」の考え方に基づき、防災訓練の実施により計画の検証を行い、噴火切迫時には避難対象者を円滑に避難させる。

山梨県・静岡県は、2014年(平成26年)9月27日に発生した長野県と岐阜県との県境に位置する御嶽山(標高3,067m)の噴火を受け、突発的な噴火等に対する登山者の安全の確保を目的として、登山者への情報伝達及び避難施設の在り方並びに避難ルートの検討など登山者への安全対策を進めている。今後、富士山火山防災対策協議会において協議し、その結果を「富士山火山広域避難計画」に反

¹ **建築物**;本包括的保存管理計画においては、「土地(湖底も含む)に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備(建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針)を含むもの。」とする。

² **その他の工作物**;本包括的保存管理計画においては、「建築物を除いて、土地(地中・水中を含む)又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもの。」とする。なお、工作物の範囲は法令・制度等により異なるため、本包括的保存管理計画(分冊1)又は(分冊2)の各法令・制度等の概要において、工作物の具体的な範囲を示すこととする。

映していく。

また、国、山梨県・静岡県は、2015年(平成27年)12月に連携して「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画(基本編)」を策定した。さらに、「基本編」で示した対策方針に基づき、「対策編」として具体的なソフト対策とハード対策を取りまとめ、「基本編」の構成・記載内容を更新するとともに、「基本編」と「対策編」を統合し、2018(平成30)年3月に改定した。

平常時からの計画的な砂防施設等の整備と、噴火時にできる限りの被害軽減(減災)に取り組む。

2) 土砂災害(がけ崩れ・土石流)・落石

富士山西側の山頂付近の大沢川源頭部から標高2,200m付近にかけて展開している大沢崩れについては、土砂流出防備保安林を適切に管理するとともに、風致景観等に配慮した手法の下に、浸食防止及び山腹崩壊防止を目的とした土砂流出防止工事を継続的に実施し、住民の生命・財産の保全を図る。

大沢崩れの標高2,200m付近から山麓にかけての溪流沿いは、砂防指定地になっており、浸食防止及び山腹崩壊防止を目的とした溪床対策工事を継続的に実施し、住民の生命・財産の保全を図る。

その他の溪流部の源頭部及び登山道沿いにおいても、地形崩壊及び下流部への土砂流出を防止するために、風致景観にも配慮しつつ、必要な箇所に導流堤・砂防堰堤の設置を行うとともに、落石等から登山者・来訪者を守るため、防護壁・防護柵等の設置を行う。

3) 地震

予知のための観測体制、予知を前提とした避難・警戒体制、防災施設の整備を行うとともに、国、山梨県・静岡県、関係市町村が策定した防災計画を確実に実施する。また、資産が被災した場合には、第8章に示す資産の管理体制に基づき、関係機関間において被災状況の情報共有を行い、復旧の対策を策定・実施する。

特に、地震の発生により、神社等の建造物の倒壊など資産への影響が予想されるが、本来、木造建造物が持っている耐震性を正當に評価すると同時に、追加的な構造補強等の対策についても適切に進めることとしている。

4) 風水害・雪崩

従来、実施してきた風倒・雪崩などの被害を受けた森林への植栽、保育を継続するとともに、河川改修等により、水害被害の軽減・防止に努める。

5) 火災

従来、実施してきた森林保全巡視の継続及び防火林道の維持管理に努めるとともに、市町村及び関係機関等と連携し、山火事予防運動による啓発活動を徹底する。

また、野焼きは害虫駆除や野火防止のために欠かせないものであり、その実施に当たっては、作業指導要綱や安全対策マニュアルなどに基づき作業者の安全を確保し、延焼を防止する。

エ. 来訪者及び観光

1) 登山者・来訪者

「世界遺産における来訪者管理～世界遺産管理マニュアル(ユネスコ世界遺産センター発行(2002年))」や海外の国立公園の先進事例等を参考として、利用者数も含めた複数の指標に基づく登山者・来訪者の管理を実施する。

登山者・来訪者の管理を確実にを行い、「望ましい富士登山の在り方」を実現するため、上方の登山道に着目しつつ、山麓地域を包含した施策を実施する。

また、登山道・下山道の維持管理に努めるとともに、登山者・来訪者の安全確保のために救護所・運搬用ブルドーザーの通行路等の適切な維持を図る。さらに、登山情報の事前提供及び注意喚起等を行える体制の構築により、資産の安全かつ適正な利用を推進する。さらに、『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の両面から、資産が持つ顕著な普遍的価値に対する登山者・来訪者の理解を促すために、資産に関する情報提供・意識啓発を進める。

2) 自動車

来訪者が集中する夏季において、自動車による富士山の環境への影響を軽減し、渋滞を緩和するために、富士スバルライン(吉田口)、富士山スカイライン(富士宮口)及びふじあざみライン(須走口)において、一般車両の通行禁止期間を設けている。これらの対策については、今後も継続を検討するとともに、周辺駐車場と五合目駐車場とを結ぶシャトルバスの運行を継続的にを行い、輸送手段の転換を図ることによって、富士山の環境への影響の軽減に努めることとする。

3) ごみ・廃棄物

今後とも関係行政機関・民間団体・ボランティアによる清掃活動を促進し、保全意識を高めるとともに、ルールやマナーの定着を図る。また、不法投棄の監視体制を強化する。

4) し尿

多数の登山者及び厳しい自然環境の中で、それぞれのトイレ設置者が適切に維持管理を行うとともに、必要に応じて施設の更新に努める。また、適切な維持管理が継続されるよう、トイレの処理方式や管理手法の検討を進めており、今後とも、適切な維持管理を推進する。

5) 便益施設

五合目以上の登山道、山小屋等の施設を含む山域、山麓から五合目に至る主要な歩道、五合目に至る主要な道路と園地等において案内板・説明板を設置する場合には、利用者の安全性の確保、適正な利活用の促進、良好な風致景観の維持・形成等を目的として標識類の意匠・配置方針等を定めた「富士山における標識類総合ガイドライン」に基づき、それらの位置・規模・形態・意匠に十分配慮したものとす。

また、道標・案内図等の屋外広告物を整備する場合には、屋外広告物に関するガイドライン等に基づき、それらの位置・規模・形態・意匠に十分配慮したものとす。

駐車場・トイレ等の便益施設については、立地・地形等の状況及び利便性をも考慮し、周囲と調和のとれた規模・配置・意匠とする。

6) 富士山保全協力金(利用者負担制度)

富士山の環境保全、登山者の安全対策及び富士山の顕著な普遍的価値の情報提供のために必要な事業を行うための資金として、五合目から先に立ち入る来訪者に協力を求める「富士山保全協力金」を継続して実施し、富士山の神聖性の維持を推進する。

(2) 登拝・巡礼の場

ア. 馬返より上方の富士山域・山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道

構成資産 1. 富士山域

構成要素 1-1. 山頂の信仰遺跡群

構成要素 1-2. 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)

構成要素 1-3. 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)

構成要素 1-4. 須走口登山道

構成要素 1-5. 吉田口登山道

多くの道者・富士講信者が登拝に用いた登山道の歴史的経緯に鑑み、その物証として路上に残された信仰関連の人為的な地形・施設、沿道に残された石造物等の諸施設、道とその周辺の地下に埋蔵されている遺構・遺物の厳密な保存を図るとともに、道の線形、路面の状態、隣接地の良好な状態を維持する。

本来の状態・機能が衰亡している登山道については、発掘調査・史料調査等の学術調査の成果に基づき、適切に復旧・整備を行う。

山梨県及び静岡県は、パトロール等により登山道の浸食箇所及び登山行為による影響等を継続的に把握し、維持補修業務に適切な材料・工法を反映させるなど維持管理の充実を図る。

また、登山者の安全対策のために必要な落石防護壁等の人工構造物の設置に当たっては、登山道の歴史的価値及び風致景観上の価値の保護を基本とし、展望景観へ与える影響を緩和した材料・工法を使用した整備を行う。

建築物及びその他の工作物の修復・整備に際して土地の掘削を行う場合には、必要に応じて発掘調査を行い、重要な遺構・遺物が発見された場合には、それらの保存に努める。

山小屋・休憩施設の改修等に当たっては、位置・規模・形態・色彩等の観点から、風致景観に配慮する。

トラクター道等については、展望景観への影響の程度を分析するとともに、自然環境への影響の低減及び展望景観との調和を目指し、貨物用車両の効果的な運行方法及び低騒音・低排出ガス車両の導入等の対策に関係者が協働して取り組むための協議・検討を継続する。

富士山域の森林については、資産の風致景観にも配慮した適切な整備等を行う。特に、人工林については、植林から伐採に至る周期等の施業の在り方を踏まえた保存管理を行う。

イ. 山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅

構成要素 1-6. 北口本宮富士浅間神社

構成資産 2. 富士山本宮浅間大社

構成資産 3. 山宮浅間神社

構成資産 4. 村山浅間神社

構成資産 5. 須山浅間神社

構成資産 6. 富士浅間神社(須走浅間神社)

構成資産 7. 河口浅間神社

構成資産 8. 富士御室浅間神社

構成資産 9. 御師住宅(旧外川家住宅)

構成資産 10. 御師住宅(小佐野家住宅)

浅間神社の境内・社殿・御師住宅は、富士山信仰の歴史上の価値を表す中核的存在であることから、それらを構成する諸要素の厳密な保存管理を行う。

社殿をはじめとする木造建造物については、既設の防災設備の作動状況について点検を行うとともに、定期的に防火訓練を実施することとしている。また、木造建造物が本来持っている耐震性をも十分に評価しつつ、適切な範囲・手法の下に追加的な構造補強等を行い、地震に対する対策を強化する。

敷地の形態、植生、敷地内に存在する富士山信仰関係の工作物については、現状の維持に努め、それらがき損した場合には適切に復旧・整備を行う。

また、建築物及びその他の工作物の更新等による遺構破壊及び景観阻害については厳しく規制し、土地の掘削を伴う場合には、必要に応じて発掘調査等を実施し、遺構・遺物の適切な保存・整備に努める。

敷地内に残された信仰関連の人為的な地形・施設、敷地の地下に埋蔵されている遺構・遺物の厳密な保存を図る。

また、敷地内に存在し、富士山信仰と密接な関係にある小川などの流れについては、周辺河川からの取水を行っているが、取水施設の維持管理を行うことにより、適切な水量を維持する。また、湧水である富士山本宮浅間大社境内の湧玉池については、水中の藻類が水質に与える影響について調査を行い、その成果を踏まえた制御対策を実施する。

各神社の参道を含めた導入部については、神聖で厳粛な境内の雰囲気を持てるよう維持管理を行い、より望ましい環境の創造に努める。また、富士山の山頂・稜線の景観の維持に十分配慮する。

ウ. 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜

構成要素 1-7. 西湖

構成要素 1-8. 精進湖

構成要素 1-9. 本栖湖

構成資産 11. 山中湖

構成資産 12. 河口湖

西湖・精進湖・本栖湖・山中湖・河口湖の5つの湖沼は、富士山信仰と密接に関わる「八海巡り」の対象地であり富士五湖と総称されている。富士五湖に共通する価値の要素である湖水の水質、湖岸の地形を適切に維持する。

特に湖岸は、地域住民等の生業・生活の場であるとともに、多くの観光客が訪れる場でもあることから、住民の意向を十分尊重しつつ、観光客の安全対策にも配慮した維持管理を行う。

上記の事項を含め、山中湖・河口湖及び西湖南岸については、山梨県、関係町村及び地域住民が協働し、引き続き使用方法及び湖岸の修景方法について検討を進め、ルールの方策を目指す。ルールが策定された精進湖・本栖湖及び西湖北岸については、ルールに基づき景観の改善等を進める。

また、山梨県は条例に基づき、毎年度、湖毎の動力船の乗入れ数量(実数・延べ数)及び年間を通じた乗入れ動向を把握することとし、これらを湖毎のルールづくりの基礎資料として活用する。

構成資産 13. 忍野八海(出口池)

構成資産 14. 忍野八海(お釜池)

構成資産 15. 忍野八海(底抜池)

構成資産 16. 忍野八海(銚子池)

構成資産 17. 忍野八海(湧池)

構成資産 18. 忍野八海(濁池)

構成資産 19. 忍野八海(鏡池)

構成資産 20. 忍野八海(菖蒲池)

忍野八海の本質を成す湧水の水量・水質等を適切に維持するため、これらと緊密な関係を持つ直近の集落・物販施設については、忍野村景観計画において排水・取水等の観点から具体的な方策として、

公共下水道への接続、浄化槽の設置を行うこととしている。また、湧水からの富士山に対する展望を確保できるよう景観形成基準を順守し、周囲の景観との調和を図るように努めている。

更に、8つの湧水は地域の生活に必須の給水の間であると同時に、富士山信仰の行場であったことを示す石碑等も保存されていることから、それらの周辺環境も含め維持管理に努める。

構成資産 21. 船津胎内樹型

構成資産 22. 吉田胎内樹型

胎内樹型は富士講信者の巡礼地の一つであり、富士山信仰を表す独特の自然地形として貴重であることから、それらの地形の維持・管理に努める。また、信仰の観点から付加された工作物についても、位置・形態・性質の維持・管理に努める。

ただし、船津胎内樹型の一部については入洞が可能であり、信仰のみならず、自然環境に関する学習、観光など、多様な目的の下に多くの人々が来訪することに重要な意義が認められる。したがって、地形の維持・管理と入洞者の安全確保との調和を図るように努める。

構成資産 23. 人穴富士講遺跡

人穴浅間神社の境内には、碑塔群・風穴等の富士山信仰に関わる要素が多く存在するため、それらの位置・形態・性質の維持に努める。それらが経年によりき損した場合には、発掘調査等の学術調査の成果に基づき、位置・形態・意匠に十分配慮した修理を行う。特に、碑塔群については、地震等による破損や経年劣化による傷みが激しいものがあることから、解明されていない部分を含め調査を行い、保存のための措置を実施する。

また、風穴奥部の地上面に当たる山林区域についても、風穴を維持する観点から適切な保存管理を行う。

構成資産 24. 白糸ノ滝

富士講信者にとって重要な水行の間であるとともに、優れた景勝地としても著名であることから、その切り立った岩盤の形態及び湧出する水量・水質の維持・管理に努め、岩盤上の樹叢と一体となった神聖で秀麗な滝の風致景観の維持・管理に努める。

滝の流れによる岩盤地形の浸食については、原則として自然の営力に任せることとするが、浸食の経過観察を行いつつ、防護対策の必要性・時期について検討を行う。また、周辺環境についても、滝の導入路の両側に位置する複数の物販店・休憩施設の修景に努め、撤去・移転を図ることとし、跡地において眺望場等の整備を行う。

構成資産 25. 三保松原

三保松原は、白砂青松の良好な風致景観と一体となった富士山を展望できる景勝地であるとともに、富士山信仰の聖域の西端に位置する重要な霊地として、砂浜、松林、神社により構成されている。

砂浜については、海岸を管理する静岡県が景観上の問題を指摘されている消波堤を景観に配慮した突堤に置き換えるほか、人工的に砂を補給する養浜を増量して継続することによって、砂浜の維持・回復を図っていくこととしており、将来的には、構造物に頼らずに砂浜が維持される海岸を目指している。

羽衣の松をはじめとした松林については、マツ材線虫被害の予防措置として、マツの樹幹への薬剤注入のほか、松原全体への薬剤散布等を継続的に実施することとし、さらに、将来的には極力薬剤に頼らない松林の保全を目指し、マツの生育環境に適した環境づくり等の総合的な松林保全対策を実施することとしている。

御穂神社については、防災設備の作動状況の点検や定期的に防火訓練を実施するとともに、建造物

等がき損した場合には、適切に復旧・整備を行う。建築物及びその他の工作物の更新等による遺構破壊及び景観阻害については厳しく規制し、土地の掘削を伴う場合には、必要に応じて発掘調査等を実施し、遺構・遺物の適切な保存・整備に努める。

また、静岡市は、2014年度(平成26年度)に策定した「三保松原保全活用計画」に基づき、2019(平成31)年3月に静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」を整備し、三保松原に関する価値の展示や観光情報の発信を行うとともに、松原保全の拠点として運営していく。

(3) 展望地点・展望景観

ア. 本栖湖西北岸(中ノ倉峠)

1) 展望地点

富士山の裾野が本栖湖岸まで広がる優れた景観を望める展望地点であり、展望地点としての最小限の整備を行う。

2) 展望景観

1935年(昭和10年)に本栖湖西北岸(中ノ倉峠)の峠道から撮影された岡田紅陽の「湖畔の春」と題する写真は、1984年(昭和59年)の五千円札及び2004年(平成16年)の千円札の図様にも採用されており、その写真に写っている本栖湖及び富士山の形姿とほぼ同様の展望景観が現在も維持されている。このような良好な展望景観を維持するために、今後とも継続的に地形・植生の維持・保全及び展望景観に対する阻害要因の抑制を行う。

イ. 三保松原

1) 展望地点

富士山を描いた絵画の典型的な構図において、近景として描かれる白砂青松の海浜景観であり、著名な芸術作品の視点場や舞台ともなったことから、富士山に対する良好な展望を維持するとともに、マツの樹叢の育成、砂浜海岸地形の維持管理に努める。

砂浜海岸地形の維持管理については、将来的には構造物に頼らずに砂浜が維持される海岸を目指すとともに、それまでの間は、景観上の問題が指摘されている消波堤を景観に配慮した突堤に段階的に置き換えるほか、人工的に砂を補給する養浜を増量し、評価と改善に基づく順応的な管理を継続的に実施することにより、砂浜の維持・回復を図っていく。また、海岸保全施設が破損した場合には、必要最小限の範囲で外観にも十分配慮した修復を行う。

松林の保全については、松林を守り、育て、活かす仕組みづくり・人づくり、マツの生育環境の改善及びマツ材線虫病の早期被害化等の対策を実施するとともに、マツの生育を取り巻く様々な環境変化やマツの異常に対し、最新の科学的・技術的知見を取り入れた対策を実行し、評価、改善等につなげていく順応的な管理を行う。

また、三保松原への主要アクセス道路である県道三保駒越線は、構成資産及び緩衝地帯の外側に存在しているが、沿道の電柱・電線が道路から富士山の眺望景観を阻害していることから、短期的には道路上空の横断架空線を撤去するとともに、中長期的には道路拡幅事業に併せた無電柱化を実施することとしている。

2) 展望景観

裾野が富士宮市及び富士市の広い範囲にまで広がり、海面とも一体の風致景観を構成している三保松原からの富士山の展望景観については、江戸時代の浮世絵に描かれた富士山の形姿と、ほぼ同様

の展望景観が現在も維持されている。駿河湾岸に広がる工場地帯の煙突の撤去を推進するなどの方法により、企業を含め地域住民と行政が一体となって富士山の望ましい展望景観の創出に努めてきたが、今後とも良好な展望景観を維持するために、地形・植生の維持・保全、阻害要因の制御及び望ましい展望景観の創出の施策を継続的に行うこととする。

3. 法令等による保存管理

第2節において示した富士山の顕著な普遍的価値を表す各構成資産及び構成要素の保存管理に関しては、表 10 に示す文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律の少なくとも 1 つ以上に基づく規制措置等により、確実に担保されている。法令の概要及び各構成資産及び構成要素への法令の適用状況については表 10 に、法令の許可等の概要については表 11 に示すとおりである。

また、各構成資産及び構成要素において、現状変更等を行う場合の対応の詳細については、表 10 に示す法令との緊密な関係の下に定められた個別の計画(本計画の分冊1に収録。)に示す。

なお、各構成資産及び構成要素への法令の適用範囲については、第6章に示す表 14 及び図 52～図 101 を参照されたい。

各構成資産及び構成要素の保存管理の具体的な行動計画については、第9章の事業計画一覧表に示すとおりである。

(1)「登拝・巡礼の場」としての保存管理のために運用・実施すべき法令・計画

『信仰の対象』としての「登拝・巡礼の場」を構成する馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道及びその沿道に所在する山小屋、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、山麓に分布する一群の風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝などの霊地・巡礼地については、文化財保護法に基づき、それぞれ重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定することにより、確実な保存管理を担保している。具体的には、文化財に指定した個々の構成資産又は構成要素については、地方公共団体が策定した当該文化財の保存管理計画(本書の分冊1に収録。)に従って、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定されている地方公共団体等が、確実な保存管理を実施している。

一方、個々の構成資産及び構成要素の文化的価値の基盤を成す自然環境及び森林については、自然公園法に基づき指定する国立公園の特別保護地区又は特別地域、国有財産として国が自ら管理を行う国有林野の少なくともいずれかに当たり、適切な保存管理を担保している。具体的には、国立公園については、自然公園法に基づき、環境省が富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画及び富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を策定(本書の分冊1に収録。)するとともに、国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、林野庁が山梨東部森林計画区地域管理経営計画及び富士森林計画区地域管理経営計画(本書の分冊1に収録。)を策定し、確実な保存管理を実施している。

(2)「展望地点・展望景観」としての保存管理のために運用・実施すべき法令・計画

ア. 本栖湖西北岸(中ノ倉峠)

『芸術の源泉』としての「展望地点・展望景観」を構成する本栖湖及びその西北岸(中ノ倉峠)から富士山域にかけての広い地域については、文化財保護法に基づき指定する特別名勝、史跡、名勝、天然記念物、自然公園法に基づき指定する国立公園の特別保護地区又は特別地域、国有林野の管理経営に関する法律に基づき国が管理経営する国有林野の少なくともいずれかに当たり、確実な保存管理を担保している。

具体的には、文化財に指定された個々の構成資産及び構成要素については、地方公共団体が策定し

た当該文化財の保存管理計画等に従って、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体等が、展望地点・展望景観としての確実な保存管理を実施している。

また、国立公園については、自然公園法に基づき、環境省が富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を策定するとともに、国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、林野庁が富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、展望地点・展望景観としての確実な保存管理を実施している。

イ. 三保松原

『芸術の源泉』としての「展望地点・展望景観」を構成する富士山城及び三保松原については、文化財保護法に基づき指定する特別名勝、史跡、名勝、自然公園法に基づき指定する国立公園の特別保護地区又は特別地域、国有林野の管理経営に関する法律に基づき国が管理経営する国有林野の少なくともいずれかに当たり、確実な保存管理を担保している。

具体的には、文化財に指定された個々の構成資産については、地方公共団体が策定した当該文化財の保存管理計画等に従って、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定されている地方公共団体等が、展望地点・展望景観としての確実な保存管理を実施している。

また、国立公園については、自然公園法に基づき、環境省が富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を策定するとともに、国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、林野庁が富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、展望景観としての確実な保存管理を実施している。

表 10 構成資産及び構成要素に適用される法令の概要

法令名	目的等	概要	対象となる資産
文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝、『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望地点及び展望景観などを、重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定し、富士山の顕著な普遍的価値の保護を法的に担保し	文化財を保存し、且つ、活用を図るため、許可又は同意を要する行為について定めている。許可又は同意を要する行為については、表 11 を参照されたい。 重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定された構成資産又は構成要素及びそれらに含まれる要素については、地方公共団体が保存管理計画等を策定し、個々の文化財の立地・形態・性質に応じた保存管理の方針・方法、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為(以下、表中においては「現状変更等」という。)の取扱基準を定めている。	1富士山城の一部 1-1 山頂の信仰遺跡群 1-2 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道) 1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道) 1-4 須走口登山道 1-5 吉田口登山道 1-6 北口本宮富士浅間神社 1-7 西湖 1-8 精進湖 1-9 本栖湖 2富士山本宮浅間大社 3山宮浅間神社 4村山浅間神社 5須山浅間神社 6富士浅間神社

表 10 構成資産及び構成要素に適用される法令の概要

法令名	目的等	概要	対象となる資産
	<p>ている。</p>	<p>各計画の詳細については分冊1を参照されたい。</p>	<p>(須走浅間神社) 7河口浅間神社 8富士御室浅間神社 9御師住宅 (旧外川家住宅) 10 御師住宅 (小佐野家住宅) 11 山中湖 12 河口湖 13 忍野八海(出口池) 14 忍野八海(お釜池) 15 忍野八海(底抜池) 16 忍野八海(銚子池) 17 忍野八海(湧池) 18 忍野八海(濁池) 19 忍野八海(鏡池) 20 忍野八海(菖蒲池) 21 船津胎内樹型 22 吉田胎内樹型 23 人穴富士講遺跡 24 白糸ノ滝 25 三保松原</p>
<p>自然 公園法</p>	<p>優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、山麓に所在する一部の浅間神社の境内、霊地・巡礼地となった溶岩樹型・湖沼・滝、『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望地点及び展望景観などを、富士箱根伊豆国立公園の特</p>	<p>国立公園の保護と適正な利用を行うために、許可又は協議を要する行為を定めている。許可又は協議を要する行為については、表 11 を参照されたい。</p> <p>当該構成資産に含まれる国立公園については、富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画を定め、国立公園内の施設の種類・配置、規制の強弱、その他必要事項を定めている。</p> <p>また、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を定めており、この計画に基づき、国立公園内の自然風景地の保護や</p>	<p>1富士山域の一部 1-1 山頂の信仰遺跡群 1-2 大宮・村山口登山道 (現在の富士宮口登山道) 1-3 須山口登山道 (現在の御殿場口登山道) 1-4 須走口登山道 1-5 吉田口登山道 1-6 北口本宮富士浅間神社 1-7 西湖 1-8 精進湖 1-9 本栖湖 8富士御室浅間神社 11 山中湖</p>

表 10 構成資産及び構成要素に適用される法令の概要

法令名	目的等	概要	対象となる資産
	<p>別保護地区又は特別地域に指定しており、富士山の顕著な普遍的価値の保護を法的に担保している。</p>	<p>利用の方針を定めている。 各計画の詳細については分冊1を参照されたい。</p>	<p>12 河口湖 22 吉田胎内樹型 24 白糸ノ滝</p>
<p>国有林野の管理経営に関する法律</p>	<p>国有林野の管理経営に関する計画を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山麓から山頂まで延びる登山道、『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望景観などは国有林野の範囲に含まれ、国有林野の管理経営に関する基本計画の下に適切な森林の管理経営を実施していることから、富士山の顕著な普遍的価値の保存管理を担保している。</p>	<p>国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画（「管理経営基本計画」）を定めている。 また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する計画（「地域管理経営計画」）を定めている。 当該構成資産に含まれる国有林野においては、山梨東部森林計画区地域管理経営計画及び富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、保護林、緑の回廊を設定し保全管理するとともに、人工林の適切な整備等の管理を行っている。 各計画において定める事項については表 11 を、各計画の詳細については分冊1を参照されたい。</p>	<p>1 富士山城の一部 1-2 大宮・村山口登山道（現在の富士宮口登山道） 1-3 須山口登山道（現在の御殿場口登山道） 1-4 須走口登山道 1-5 吉田口登山道</p>

表 11 構成資産及び構成要素に適用される法令の許可等の概要

法令名	制度名/対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則規定	
文化財 保護法	重要文化財	文化庁長官の 許可又は同意 (文化庁長官 の許可の権限 に属する事務 の一部につい ては、県又は 市の教育委員 会に委譲され ている。)	現状変更及び保存に影響を及ぼす行 為(以下、表中においては「現状変更 等」という。)等をしようとする場合には、 許可又は同意が必要となる。	懲役若し くは禁錮 又は罰金 若しくは 科料	
	特別名勝				
	特別天然記念物				
	史跡				
	名勝				
	天然記念物				
自然 公園法	国立公園特別 地域	特別保護地 区	環境大臣の許 可又は協議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐 採、鉱物の採掘、土石の採取、河川・湖 沼等の水位・水量の増減、環境大臣が 指定する湖沼等への汚水等の排出、広 告物の設置、水面の埋立・干拓、土地 の形状変更、工作物等の色彩変更、環 境大臣が指定する区域への立ち入り、 木竹の損傷、木竹の植栽、動物を放つ こと、屋外における物の集積・貯蔵、火 入れ・たき火、木竹以外の植物の採取・ 損傷等、木竹以外の植物の植栽・植物 の種子まき、動物の捕獲・殺傷等、道路 等以外での車馬・動力船の使用、航空 機の着陸を行う場合には、許可又は協 議が必要となる。	懲役又は 罰金
		第1種特別 地域	環境大臣又は 県知事の許可 又は協議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐 採、環境大臣が指定する区域内での木 竹の損傷、鉱物の採掘、土石の採取、 河川・湖沼等の水位・水量の増減、環 境大臣が指定する湖沼等への汚水等 の排出、広告物の設置、環境大臣が指 定する物の集積・貯蔵、水面の埋立・干 拓、土地の形状変更、環境大臣が指定 する植物等の採取・損傷、環境大臣が 指定する植物の植栽・種子まき、環境	懲役又は 罰金
		第2種特別 地域			

表 11 構成資産及び構成要素に適用される法令の許可等の概要

法令名	制度名/対象区域名/ 文化財種類		許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則規定
		第3種特別 地域		大臣が指定する動物の捕獲・殺傷等、環境大臣が指定する動物を放つこと、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、環境大臣が指定する区域での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野		農林水産大臣が定める管理経営基本計画及び森林管理局長が定める地域管理経営計画により、国有林野の管理経営の基本方針や主要事業の実施に関する事項等を定めている。 地域管理経営計画には、伐採総量・更新総量・保育総量・林道の開設及び改良の総量を定め、国土保全・自然環境の保全等の公益的機能の発揮を重視した適切な森林の管理経営を実施する。	—	

第6章 周辺環境との一体的な保全

富士山の顕著な普遍的価値を表す資産の範囲を確実に保護していくためには、第4章の「基本方針」の2において示したとおり、資産と周辺環境との一体的な保全が必要である。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、資産の周辺環境との一体的保全の方向性を明示するとともに、保全の具体的方法、課題を解決するための施策、それらを担保・実施する上で必要とされる法令・制度等及び各種計画について示すこととする。

1. 方向性

(1) 地区区分に基づく周辺環境の保全

顕著な普遍的価値を表す資産の周辺環境のうち、その土地利用状況等の観点をも踏まえつつ、物理的又は景観上の負の影響が想起し得る範囲を対象として、適切な範囲の緩衝地帯を設定する。

また、土地利用状況等を考慮し、緩衝地帯の隣接地に地方公共団体その他の関係機関が自主的に保全を図る区域として、緩衝地帯とは別に保全管理区域を設定する。

(2) 緩衝地帯

富士山の裾野を含む山麓の区域は、人々の暮らしや生業の場であり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として利用されてきた歴史を持つ。そのような土地利用の歴史を踏まえつつ、山麓各所から富士山に対する良好な展望景観を維持できるようにするために、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の管理手法を反映して、顕著な普遍的価値の維持と観光・レクリエーションに対する社会的要請との相反する課題を調和的に解決する方法を示す。

第3章において明確化した資産の周辺環境に係る課題のうち、資産とも共通する自然環境の変化、自然災害、来訪者及び観光に関する課題解決の方法については除外し、緩衝地帯に関する開発・都市基盤施設の整備に関する課題解決の方法について示すこととする。

緩衝地帯における課題を解決し、適切に保全するための方法の実施については、文化財保護法・自然公園法・国有林野の管理経営に関する法律、及びこれらの法律との緊密な関連の下に定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。また、景観法・都市計画法等の法律、山梨県・静岡県等が定める条例等の適正な運用・実施を行う。

これらの対策は地域社会の積極的な関与の下に実施することとし、多様な主体との合意形成に十分留意するほか、その過程を通じ富士山の顕著な普遍的価値の保全に対する世論の喚起及び社会全体の機運醸成を図るとともに、各事業者における社会的責任への理解を促進する。

(3) 保全管理区域

第3章において明確化した資産の周辺環境に係る課題のうち、保全管理区域に係るものとして、特に開発・都市基盤施設の整備に係る課題解決の方法及び演習場等に関する保全の方法について示すこととする。

保全管理区域には、富士吉田市景観条例及び忍野村景観条例等の法令等を適用して適切な保全を行う区域があるほか、国、山梨県、関係市町村をはじめ、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、東富士入会組合、関係入会組合、土地の所有者である財産区・法人などの長年の実績を持つ地元住民団体によって適切に管理されている演習場等の区域がある。

2. 方法

(1) 緩衝地帯

ア. 設定の考え方

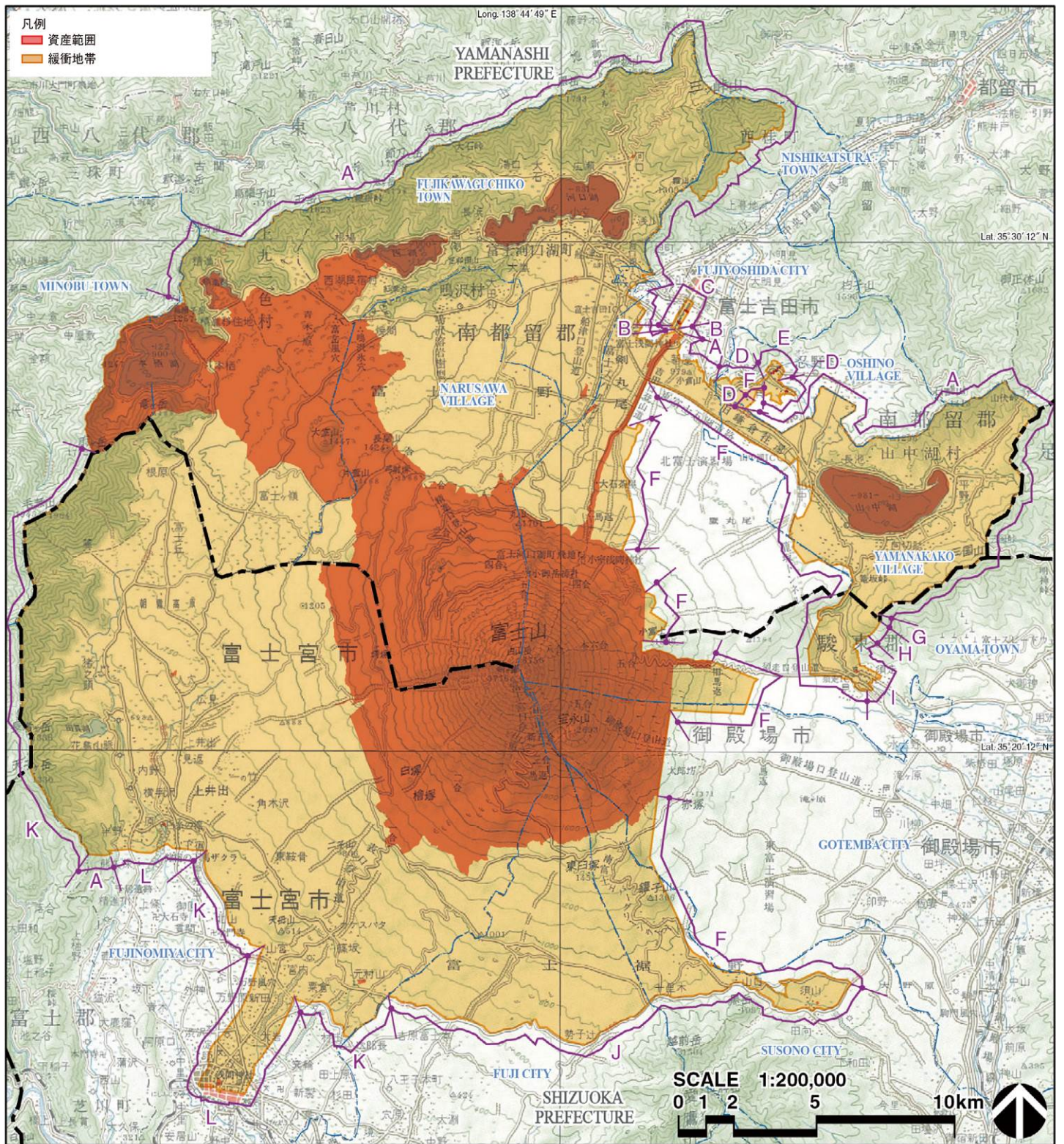
以下に記す5点を考慮しつつ、『信仰の対象』としての「登拝・巡礼の場」及び『芸術の源泉』としての「展望地点・展望景観」の2つの側面・観点から導き出される富士山の顕著な普遍的価値に対して、物理的又は景観上の負の影響が想起し得る範囲を対象として、緩衝地帯を設定する。

- ① 富士山を中心として、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地となった湖沼等の一帯の構成資産及び構成要素の一体性を確保できること。
- ② 三保松原からの富士山城に対する展望景観の保全のために、南麓の広い範囲を対象として緩衝地帯とすること。
- ③ 各構成資産及び構成要素の直近の地域においては、「登拝・巡礼の場」又は「展望地点・展望景観」としての相応しい地形・植生・水脈を維持できるとともに、構成資産及び構成要素の内側から外側に対する良好な景観をも維持できること。
- ④ 構成資産以外の神社境内及び文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」¹で、富士山信仰に関連するものが分布する範囲を含むこと。
- ⑤ 市街地・林班などの土地利用形態の境界、行政界、各種法令等による境界、道路等の地形・地物の位置などにより、容易に境界線を認知できること。

以上の点を考慮した緩衝地帯の範囲設定を図 50～図 51 に示す。

また、本栖湖(構成要素 1-9)の北西辺及び富士山城(構成資産 1)の東辺の2箇所については、緩衝地帯を設けていないが、ともに資産内から望まれる景観への負の影響は想定し得ない。前者については、身延町景観条例によって行為規制(表 12 及び表 13 を参照されたい。)が行われているのみならず、稜線背後の急傾斜面において稜線の大規模な切削を伴う土地造成又は建築が極めて困難な状況であることから、本栖湖岸又は富士山頂など広く富士山域内の地点から望まれる本栖湖岸の背景の景観に負の影響を与えることはない。また、後者については、演習場としての隣接地の土地利用形態に鑑み(182～183 ページを参照されたい。)、開発又は都市基盤施設の整備に伴う景観への負の影響は想定し得ない。

¹ 周知の埋蔵文化財包蔵地;文化財保護法第 92 条には、土地に埋蔵されている文化財として「埋蔵文化財」を定義しており、同法第93条には、埋蔵文化財の包蔵地であることが周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と定義している。周知の方法は、市町村が埋蔵文化財包蔵地を示した遺跡台帳、遺跡地図を公開することによって行われる。



範囲設定に使用した境界

A 国立公園区域の境界	G 道路（登山道）界（道路敷を含む。）
B 道路（国道 138 号）界（道路敷を含む。）	H 山稜線
C 富士吉田市富士山世界遺産条例の保全地域の境界	I 道路（町道）界（道路敷を含む。）
D 忍野村風致地区条例風致地区の境界	J 道路（国道 469 号）界（道路敷除く。）
E 忍野村景観条例景観形成重点地区の境界	K 富士宮市富士山景観条例の保全地域の境界
F 演習場の境界	L 静岡県屋外広告物規制条例の規制地域の境界

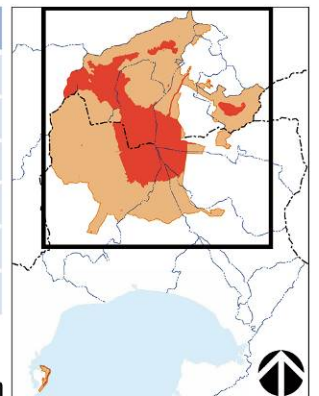
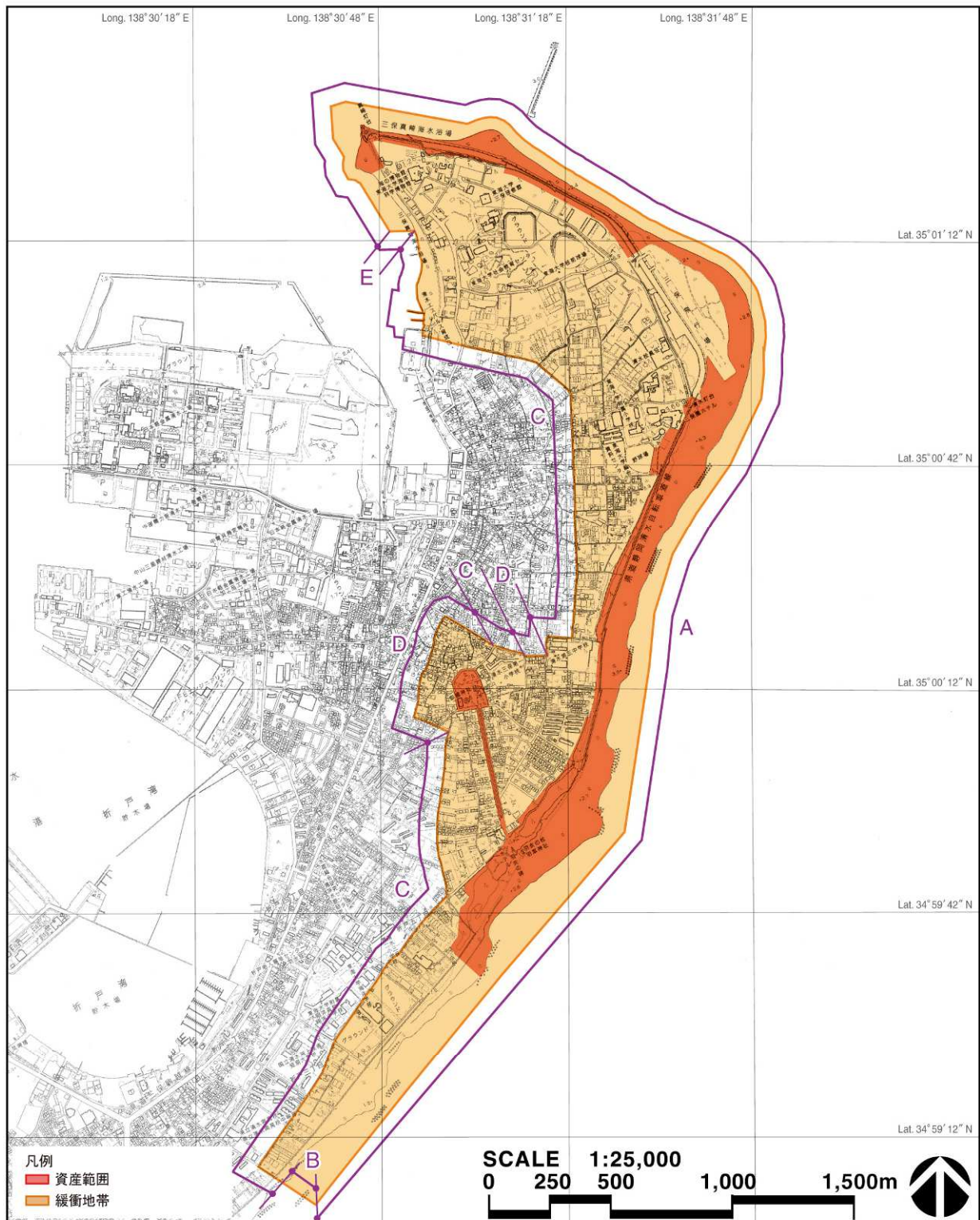


図 50 緩衝地帯設定の考え方 1

key plan



範囲設定に使用した境界	
A	海岸法海岸保全区域の境界
B	Cの延長線
C	文化財指定範囲(名勝三保松原)の境界
D	道路(市道)界(道路敷除く。)
E	海岸法海岸保全区域の端とCの端を結ぶ直線

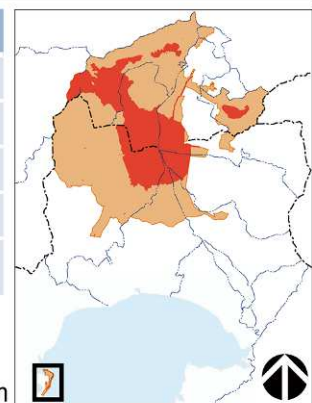


図 51 緩衝地帯設定の考え方 2

イ. 保全の方法

緩衝地帯における自然環境の変化、自然災害、来訪者及び観光の側面からの保全の方法については、資産における同側面からの保存管理の方法と同一又は共通するものを省略し、ここでは、緩衝地帯において特に留意すべき開発・都市基盤施設の整備の側面からの保全の方法について記す。なお、資産とも共通又は同一の自然環境の変化、自然災害、来訪者及び観光の側面からの保存管理の方法については、94～96 ページを参照されたい。

緩衝地帯は富士山を中心とした山麓の土地利用の歴史を表す区域であることにも十分留意しつつ、山麓各所から富士山に対する良好な展望景観を維持できるようにするために、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の管理手法を反映した緩衝地帯内での望ましい景観の誘導・形成を図ることとする。

道路整備事業などの都市基盤施設の整備事業については、沿道景観の改善、交通諸問題の解消等にも配慮しつつ、登拝・巡礼の場である構成資産及び構成要素並びに展望地点・展望景観の両面における負の影響が生じないよう十分な留意の下に、各施設の線形・意匠・工法等について検討する。

また、道路整備事業と並行して電柱の移設及び電線の地中化を進め、資産の風致景観にも十分配慮した道路施設・標識等の整備を行う。

さらに、ホテル等の観光施設の建設及び工業団地の建設については、法令・制度等で定める建築物及びその他工作物の高さ・大きさ等の基準を遵守するなど、資産に対して負の影響を及ぼさないよう十分に配慮する。

また、民有地のうち行為規制が比較的緩やかな区域内で建設される建築物及び現行の法規制では行為規制が及ばない工作物等の大きさ(規模)及び位置の制御に関して、国、山梨県・静岡県及び関係市町村が連携して、法令上の各種行政手続の見直しを進めている。具体的には、①行為の届出、②事前協議、③公聴、④学識経験者等から成る審議会等の専門的見地に基づく審議等、各段階の行政手続を効果的・重層的に実施することにより、潜在的な開発圧力の早期把握、合意形成に向けた調整、経過観察などの側面から、開発の制御の効果を促進する。

ウ. 法令・制度等による保全

緩衝地帯において、課題の解決及び適切な保全のための方法を実施する場合には、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律をはじめ、景観法(及び同法に基づき地方公共団体が定める景観計画・景観条例)、屋外広告物法(及び同法に基づき地方公共団体が定める屋外広告物条例)、都市計画法、海岸法、及び山梨県・静岡県、関係市町村が定める自主条例等を適切に運用・実施する。

緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要は表 12 に、それらの法令・制度等の許可等の概要については表 13 に示すとおりである。

また、緩衝地帯における自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画に基づく現状変更等の取扱い等の詳細については、本書の分冊1に、その他の法令・制度等に基づく許可基準等については、本書の分冊2にそれぞれ示す。

なお、各法令・制度等の構成資産及び構成要素、緩衝地帯への適用状況については表 14 に、その適用範囲については図 52～図 101 に示すとおりである。

緩衝地帯における保全の具体的な行動計画については、第9章の事業計画一覧表に示すとおりである。

表 12 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要

法令・ 制度等名称	目的	概要
文化財保護法	<p>文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、浅間神社の境内、霊地・巡礼地となった溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望地点及び展望景観などの周辺環境の一部を、それぞれ特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物の指定地を含めており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。</p>	<p>文化財を保存し、且つ、活用を図るため、許可又は同意を要する行為について定める。許可等を要する行為については、表 13 を参照されたい。</p> <p>当該緩衝地帯に含まれる特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定された文化財については、地方公共団体が保存管理計画等を策定し、個々の文化財の立地・形態・性質に応じた保存管理の方針・方法、現状変更等の取扱基準を定めている。</p>
自然公園法	<p>優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、一部の浅間神社の境内、霊地・巡礼地となった溶岩樹型・湖沼・滝などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望地点及び展望景観の周辺環境の一部を、それぞれ富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区、特別地域又は普通地域に指定しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。</p>	<p>国立公園の保護と適正な利用を行うために、許可、届出又は協議を要する行為を定めている。許可、届出又は協議を要する行為については表 13 を参照されたい。</p> <p>当該緩衝地帯に含まれる国立公園については、富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画を定め、国立公園内の施設の種類・配置、規制の強弱、その他必要事項を定めている。</p> <p>また、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を定めており、この計画に基づき、国立公園内の風致景観の保護や利用の方針を定めている。各計画の詳細については、分冊1を参照されたい。</p>
国有林野の 管理経営に 関する法律	<p>国有林野の管理経営に関する計画を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望景観の</p>	<p>国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画(「管理経営基本計画」)を定めている。</p> <p>また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する計画(「地域管理経営計画」)</p>